

滑川町告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第243回滑川町議会定例会を招集する。

令和6年8月22日

滑川町長 大塚 信 一

記

- 1 招集日 令和6年9月3日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	松	本	幾	雄	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
8 番	小	澤		実	議員	9 番	赤	沼	正	副	議員
10 番	原			徹	議員	11 番	谷	嶋		稔	議員
12 番	中	西	文	寿	議員	13 番	内	田	敏	雄	議員
14 番	井	上		章	議員	15 番	吉	野	正	浩	議員

不応招議員（なし）

令和6年第243回滑川町議会定例会

令和6年9月3日（火曜日）

議 事 日 程 （第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
 - 5 常任委員会所管事務調査の報告
- 町長提出議案の一括上程、説明
- 6 認定第 1号 令和5年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について
 - 7 認定第 2号 令和5年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
 - 8 認定第 3号 令和5年度滑川町下水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
 - 9 議案第64号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 10 議案第65号 滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 11 議案第66号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定について
 - 12 議案第67号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定について
 - 13 議案第68号 令和6年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
 - 14 議案第69号 令和6年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定について
 - 15 議案第70号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定について
 - 16 議案第71号 令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）の議定について
 - 17 議案第72号 工事請負契約の締結について
 - 18 議案第73号 町道路線の廃止について
 - 19 議案第74号 町道路線の認定について
 - 20 一般質問

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	稲村茂之
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一
代表監査委員	吉野正和

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	岩附利昭
書記	宮島美咲

録 音 神 田 等

○議会議務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第243回滑川町議会定例会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第243回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

13番 内田敏雄議員

14番 井上章議員

1番 松本幾雄議員

以上、3名の方をお願いします。

◎会期の決定

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、瀬上邦久委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 瀬上邦久議員登壇〕

○議会運営委員長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。3番、瀬上邦久でございます。

議長の命によりまして、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る8月26日午前10時から開催いたしました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員会委員6名、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただき、付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議いたしました。

その結果、会期は本日から9月11日までの9日間と決定しました。本日は、諸般の報告、行政報告、常任委員会所管事務の報告、町長提出議案の一括上程、説明、一般質問を行います。

4日は、10時から一般質問を行います。

5日は、午前10時から一般質問、決算認定議案の説明、審査報告、総括質疑を行い、決算審査特別委員会を設置し、決算認定議案の付託を行います。

6日は休会とし、午前10時から全員協議会を開催します。

7日、8日は、休日休会とします。

9日は休会とし、午前9時から決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査を行います。

10日、11日は、午前10時から議案審議を行いまして、全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることと決定しました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（吉野正浩議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月11日までの9日間をしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月11日までの9日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今議会には決算審査報告等のため、吉野正和代表監査委員に出席をいただいておりますので、ご了承願います。

次に、本職宛てに提出のありました陳情第1号 母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率に関する報告書及び寄附報告書の提出がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会から令和6年度教育委員会点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和6年6月、7月、8月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議、研修等につきましては、報告書を配付してございます

ので、ご了承願います。

次に、比企広域市町村圏組合議会定例会の報告を内田敏雄議員、お願いします。

〔13番 内田敏雄議員登壇〕

○13番（内田敏雄議員） おはようございます。13番、内田敏雄です。議長の命により、令和6年第2回比企広域市町村圏組合議会定例会の報告を申し上げます。

8月7日に東松山市役所議場で令和6年第2回比企広域市町村圏組合議会定例会が開催され、滑川町議会として吉野議長と内田が出席しましたので、ご報告させていただきます。なお、滑川町長は副管理者として出席されました。

それでは、組合議会定例会の概要を報告します。出席議員は18名で、会期は8月7日、1日間で開催されました。

初めに、常任委員会の構成の一部に変更があり、空席となっていた厚生常任委員会副委員長にときがわ町の神山俊議員が選任されました。

管理者から提出された報告は報告1件、議案12件で、議案の内訳としましては専決処分が1件、条例の一部改正が1件、補正予算が5件、決算が5件です。

報告第1号は、消防特別会計事故繰越繰越計算書についてです。

議案第13号は専決処分についてで、消防団車両の交通事故による和解及び損害賠償額の決定について専決処分をしたため、議会の承認を求めたものです。

議案第14号は、会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するために規定を設けるため、条例の一部を改正するものです。

議案第15号から議案第19号の補正予算は、主に各会計の繰越金の確定に伴い、増額補正を行うものです。

次に、令和5年度決算の5件ですが、議案第20号から議案第24号は比企広域市町村圏組合一般会計決算と4つの特別会計決算についてです。細部の説明は、新井会計管理者から、決算審査意見は梶田監査委員からありました。

全ての議案が原案どおり議決、認定されましたことをご報告いたします。

以上で報告を終わります。なお、関係書類につきましては事務局にありますので、後で御覧になっていただきたいと思います。

以上で簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） ありがとうございます。

次に、小川地区衛生組合議会定例会の報告を小澤実議員、お願いします。

〔8番 小澤 実議員登壇〕

○8番（小澤 実議員） おはようございます。8番、小澤実です。議長の命により、報告いたしま

す。

令和6年第2回小川地区衛生組合定例議会の報告を申し上げます。去る8月9日、小川町の議場において開催され、滑川町からは町長、吉野議長、それに私の3名が出席をいたしました。

議案審議は3件です。議案第7号は、小川地区衛生組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。提案理由につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整理を行うため審議され、議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

議案第8号は、令和6年度小川地区衛生組合一般会計補正予算（第1号）について審議いたしました。歳入歳出の総額にそれぞれ1億8,110万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を17億9,173万円にするもので、令和5年度の決算が確定、繰越額が決定し、議員の賛成により可決されました。

最後に、議案第9号は令和5年度小川地区衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について審議いたしました。歳入総額は17億3,090万5,116円、歳出総額は15億903万3,281円で、繰越額は1億7,264万7,629円でした。本件も議員全員の賛成により可決されました。なお、詳細につきましては、議案書を事務局で保管しておりますので、随時閲覧願います。

以上で令和6年第2回小川地区衛生組合定例議会の報告といたします。

○議長（吉野正浩議員） ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、行政報告を行います。

大塚町長より挨拶並びに一般行政報告をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たっての挨拶と一般行政報告を申し上げます。

本日は、第243回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご健勝にてご出席を賜り、開会できますことを厚く御礼申し上げます。

本定例会は、令和5年度滑川町一般会計及び特別会計の認定をはじめ、14案件の審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり承認、議決いただけますよう、よろしくお願いいたします。

さて、昨日、熱帯低気圧に変わった台風10号ですが、全国各地が大雨による様々な災害に見舞われました。先ほど総務政策課長より、滑川町の道路冠水や河川増水などの被害が報告されましたが、職員が一丸となって対応をさせていただきました。

なお、お盆前の8月7日、9日の夕刻にも埼玉県西部地域に局地的な豪雨が襲いました。特に準備不足が否めない8月7日の豪雨におきましては、滑川町でも住宅の床上浸水被害や車などの浸水

被害、または区画整理内での低地の道路冠水被害が発生し、多くの町民の方に不安とご迷惑をおかけすることとなりました。この場において心よりお見舞いを申し上げますとともに、おわびを申し上げます。

この2つの局地的な豪雨を踏まえ、8月29日から30日の台風10号に関しましては、迷走する台風にご迷惑をしましたが、各地域の皆様や関係者、さらには職員の事前準備、対策により被害については最小限に食い止めることができましたと思います。おのおのの被害状況や対応につきましては、一般質問等をいただいておりますので、再度、その都度担当課長より説明がありますので、よろしくご理解をお願いいたします。

今後も頻発、激甚化する台風などの災害、さらにはこのたび初めて出された南海トラフ地震注意報などに見られるよう、南海トラフ地震、首都圏直下型地震などの備えにも重点を置き、速やかに対応できるように職員一同、気を引き締めて災害対策に取り組んでまいり所存でございます。

それでは、一般行政報告を申し上げます。6月9日、恒例となっている町内の環境美化運動では、環境委員さんを中心に地域住民の方々が自主的に取り組んでいただき、2.9トンを超えるごみを回収していただきました。滑川町の美しい環境を守るために、毎年継続している美化運動にご協力いただいておりますことに感謝を申し上げます。

次に、滑川町人権擁護委員として、森田耕司様が法務大臣より7月1日付で委嘱をされました。人が人として社会の中で自由に考え、行動し、幸せに暮らせる権利が人権と言われます。森田様には、町民からの人権相談などに応じていただくほかに、この人権に対する考え方を町民に広める活動にご尽力をいただきたいと思います。

次に、あの痛ましい第二次世界大戦の終結から79年を迎えました。悲惨な戦争の記憶を風化させないという強い気持ちで毎年開催している写真パネル展「戦争と平和を考える2024」を8月1日から18日間にわたりコミュニティセンターで開催し、多くの方々にご来場をいただきました。

また、8月21日には、平和を見つめるピースバスツアーを実施し、多くの皆様にご参加いただき、筑波海軍航空隊記念館で平和の尊さを考える事業を実施することができました。

さらに、今年は災害対策の一つとして、多くの施設や機関と災害支援協定を結ばせていただいておりますが、8月26日に日本キッチンカー協会さんと災害における物資の供給等に関する協定書を結ばせていただきました。町としましては、災害支援の一環として、今年元日に発生した能登半島地震に職員派遣をまいりました。現実として食事の確保が大変重要であることの報告を職員からも受けております。災害時に心の寄り添った食事の提供をする、そんな支援を目標として、このたび支援協定を結ばせていただきました。また、キッチンカー協会さんは、キッチンカー1,000台が加盟する大きな団体ですので、滑川町のお祭り、さらには新たなイベント企画にも協力をいただけるという強いご支援をいただきました。

次に、埼玉県が「統計からみた埼玉県市町村のすがた2024」を6月に発行いたしました。その中

で、滑川町は年少人口、いわゆる15歳以下の子どもたちの割合が15.0%で県内1位であり、まだまだ若い町ということになります。町の広報等でお知らせをした先般の国の有識者の機関の発表である持続可能性のある町を裏づける数値となっております。今後においても魅力ある町づくりを進めたいと思います。

また、夏の間はスポーツ行事も多く行われており、大変な酷暑でありましたが、比企郡民体育大会におきましても、各競技においてすばらしい成果を収められております。選手の皆さんの日頃の練習の成果のたまものとお喜びとお祝いを申し上げます。教育、スポーツ関係につきましては、後ほど教育長より詳しく報告があると思います。

さらには、台風接近中ではありましたが、小康状態であることから、8月31日の午前9時45分からコミュニティセンターにおいて、滑川町子育て応援すまいる☆フェアを開催いたしました。町内の幼稚園、保育園、さらには学童保育所、子育て支援拠点などの関係者が一堂に会して、子育て真っ最中の保護者の皆さんに説明会を開催いたしました。不安な天候中ではありましたが、70組を超えるご家族の参加をいただき、熱気あふれる説明会となりました。子育ての不安解消や町の福祉事業への理解の場所として、今後も継続をしていきたいと考えます。

最後に、今朝のテレビでも放映されていましたが、皆さんが思っているとおり今年の夏は記録的な暑さとなりました。このような中、昨日も群馬や栃木でのゲリラ豪雨が発生したように局地的な豪雨、さらには先ほど来、話題を申し上げます迷走台風10号に見られるように、多くの犠牲者が全国各地で発生してしまいました。

また、だんだんと落ち着きの傾向を見せておりますが、市場では米不足が起き、それに伴う米価の価格高騰もちまたで話題になるなど、落ち着かない世相の毎日ではありますが、一日でも早く落ち着いていただきたいものだと考えております。

滑川町といたしましても、この暑い夏の間、水道事業や下水道事業、さらには国民健康保険事業や介護保険事業など生活に密着、関連した事業についても各審議会を開催し、5年、10年先のビジョンについて熱い議論が交わされております。

水道使用料料金改定や国民健康保険税率の改正など、見通しは決して明るくはありませんが、その必要性をしっかりと議論をいただき、町が判断した結果を議会を通じて町民にお示しし、ご理解を得たく進めていきたい考えであります。

一方、明るい話題としましては、秋には大きなイベントがたくさん控えております。町内の各保育園や幼稚園、また小学校の運動会、さらには町を挙げての歴史ある町民スポーツ祭や秋の最大イベントである11月3日の滑川まつり、加えて記念開催として実施する、滑川町としては40年ぶりの花火大会、そして滑川まつりの1週間前にはなりますが、10月27日には町制施行40周年の記念式典、終了後の午後には落語家、林家正蔵さんの記念講演会も計画しております。

多くの町民の皆さんが交流を深め、お互いに元気をいただく場所をつくり上げ、さらにはピカッ

と輝く明るい町づくりに町を挙げて邁進したいと考えますので、ご参会の議員の皆さん、本日もたくさんおいでの傍聴人の皆さん、積極的に参加をいただき、特段のご理解とともにご指導をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、以上簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 続いて、上野教育長より教育行政報告をお願いします。

〔教育長 上野 修登壇〕

○教育長（上野 修） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の行政報告を申し上げます。

本年度は、7月19日に1学期の終業式、昨日9月2日に2学期の始業式を行いました。夏休み中を含め、ここまで大きな事故等はなく、無事に2学期を迎えました。本年度も猛暑となり、学校生活において配慮が必要な日が多くなりました。子どもたちが安心して過ごせる環境に留意しながら、各学校、園で工夫して活動してまいります。

学期始めに当たり、児童生徒、園児の心身の健康に配慮し、全教職員で子どもたちを見守っていくことを改めて確認いたしました。特に効果的な学校教育活動の継続、教職員の不祥事防止、熱中症対策、児童生徒等の心のケア、教職員のメンタルヘルス対策について再度指示をいたしました。

それでは、本年度のここまでの教育行政全般についてご報告させていただきます。教育委員会関係では、令和5年度の教育委員会の事務点検・評価について、事務局にて実績等を集約し、教育委員会での協議、評価を経て、8月1日に開催した評価者評価会にて有識者からのご意見をいただき、報告書をまとめました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、本議会に提出いたしますとともに公表してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、学校教育関係です。学力向上について、4月に行った全国学力・学習状況調査及び5月に行った埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析し、課題に応じた効果的な指導法の研究を進めております。あわせて、家庭学習の習慣化、充実化についても引き続き取り組んでまいります。また、GIGAスクール構想もスタートしてから3年がたち、今年度は利活用場面の精選をテーマに、これまでの教育手段とICTとのベストマッチを図ってまいります。

夏期休業中に学校総合体育大会・県大会がございました。女子バレー、剣道男女、女子バスケットボール、卓球男子、男女ソフトテニス、硬式テニス、陸上競技、水泳等、多くの滑川中学校生徒が出場いたしました。また、吹奏学部も西部地区吹奏学コンクールで金賞を獲得いたしました。

7月26日に教育委員会主催で町立小中学校及び幼稚園教職員の研修を実施しました。十文字学園女子大学の加藤先生を講師に迎え、児童生徒理解についての講演をいただき、子どもに対する向き合い方を改めて学び、教職員の意識向上を図りました。今後もこのような研修等を実施し、指導力向上に取り組んでまいります。9月は、長期休業明けということもあり、生徒指導上の課題が顕在

化することが予想されます。いじめや不登校、問題行動への対応につきましても、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等関係者及び関係機関と連携し、早期発見及び組織的対応に努めてまいります。

続きまして、生涯学習関係です。高齢者のための寿学級を6月から12月の期間に各地区2回ずつ開催いたします。現在まで第1回目が10地区において実施済みで、192名の方々の参加をいただいております。内容といたしましては、社会教育指導員の講話及び人権学習としてDVDの視聴を行っています。また、滑川中学校のひまわりの里づくり活動に協力し、図書館、谷津の里を中心にヒマワリを植えました。

平和啓発事業として、先ほど町長からもございましたが、「戦争と平和を考える2024」を8月1日から8月18日の期間に開催いたしました。埼玉県平和資料館より展示資料、平和首長会議から子どもたちによる“平和なまち”絵画コンテスト入賞作品をそれぞれ借用し、コミュニティセンター1階ラウンジで展示を行い、多くの方に御覧いただきました。

中学生対象のボランティア育成講座ですが、今年度も社会福祉協議会と共催で実施します。開講式と予定している16のボランティア活動のうち、10の活動が終了いたしました。2月までの実施予定です。

8月3日には親子ナイトハイクを実施し、小学校低学年児童とその保護者30組にご参加いただきました。夜間に森林公園内を散策しながら、夜の森の雰囲気を楽しむ、カラスウリの開花に感動し、小さな生き物や植物の生態を観察いたしました。

福田小学校では、今年度も放課後子供教室を実施し、1学期中の全10回開催で延べ246名の参加がありました。夏休みには特別教室として、手ごね石けんを作ろうを実施いたしました。

今後の事業ですが、小学校を対象にしたチャレンジキッズなめがわを9月から低学年、高学年合わせて3回の開催を予定しております。

公民館教室は、前期の6教室が8月までに無事に終了し、後期の教室は初心者のストレッチ&ダンス、リズムdeイングリッシュなど6つのテーマで教室を開催いたします。

公民館講演会につきましては、本年度は町制施行40周年記念事業として、10月27日に落語家の林家正蔵氏を講師に迎え、参加規模を大きくして開催いたします。

第46回滑川町文化祭につきましては、11月1日から11月3日まで、サークル団体、福祉施設及び一般の方々、そして児童生徒の作品を募集し、展示を行う予定で準備を進めております。

続きまして、生涯スポーツ関係です。初めに、滑川町マレットゴルフ大会を6月15日に開催いたしました。合計106名という大勢の皆様にご参加いただきました。

次に、例年開催されております郡民体育大会が本年度から郡民スポーツ大会へと名称を変更し、5月より開催されております。今大会は川島町を幹事町とし、郡内各会場において文字どおり熱い戦いを繰り広げております。滑川町につきましては、空手とサッカーの会場地となり、空手につい

では総合体育館で実施済み、サッカーについては総合運動公園で開催予定です。

次に、本年度の第40回町民スポーツ祭につきましては、10月13日に開催予定でございます。多くの皆様方の参加をお待ちしております。

続きまして、文化財保護関係です。6月から8月にかけて開発行為に伴う埋蔵文化財の試掘調査を4件実施いたしました。

比企地区文化財振興協議会主催の展示、比企地区巡回文化財展「比企の縄文時代―縄文人の道具―」を9月18日から21日にかけてエコミュージアムセンターのセミナーハウスで実施いたします。

エコミュージアムセンター関係では、ミヤコタナゴの人工繁殖で今年度は1,535匹の稚魚が成長しました。その一部を現在エコミュージアムセンター展示ホールで展示しています。

6月25日には、福田小学校3年生が校外学習として来館いたしました。事前にたくさんの質問をいただき、ミヤコタナゴの人工繁殖や名前の由来、給餌の頻度、水槽管理の方法、繁殖に必要な二枚貝の種類等の説明をいたしました。子どもたちは、興味深く聞き入っていました。

8月6日から10日にかけて、エコミュージアムセンターにてザリガニ釣りにチャレンジを実施いたしました。町内外から多くの方が参加し、合計294名の来館がありました。

地域の自然環境保全滑川町里山プロジェクトの一環として、毎月第4土曜日に森林公園内にて生き物、水質調査を継続して実施しています。7月27日には、ここでのイベントとして外来種捕獲大作戦！を実施し、合計33名の参加がありました。このイベントを通して、参加者は外来種を捕獲する意味、昔からあった生物が暮らしやすい自然環境を守り続ける大切さについて学びました。134匹のアメリカザリガニを捕獲、駆除いたしました。

本年度は、町制施行40周年記念事業の一環として、町観光大使のれきしクンを講師に、9月29日、10月5日、10月10日の3日間、れきしクンと行く！史跡散策ツアーを実施いたします。町内の史跡や社寺、日本農業遺産の沼などを巡り、最終日には昼食に谷津田米などの地産メニューを食べていただく企画となっており、滑川町の魅力を多くの方に届けられればと考えております。

最後に、図書館関係です。図書館では、ボランティアの方々のご協力を得ておはなし会を開催しております。月2回行っている定例のおはなし会は、4月から8月までに162名の参加がありました。また、七夕おはなし会は2回開催し、合わせて48名の参加がありました。さらに、出張おはなし会については、現時点で9回実施し、延べ570名が参加いたしました。

次に、毎年実施している夏休みの小学生図書館員体験ですが、4日間で16名の参加があり、図書館の仕事について関心を持っていただきました。

また、図書の団体貸出では、町内の保育園、こども園、学童保育施設など15か所の施設にご協力いただき、本年度も巡回貸出を実施しております。1セット約30冊の本を15セット準備し、9月から3月までの期間、各施設を巡回する予定です。

次に、お勧めの本を絵や文字で紹介するポップのコンテストを本年度も実施いたします。コンテ

ストの実施に合わせ、ポップの書き方教室を立正大学の協力の下、夏休み中に2日間開催いたしました。参加者は26名でした。

さらに、親子読書教室を7月27日に実施いたしました。この教室では、親子で読書の大切さを学びました。64名の方が参加しました。

最後に、比企広域電子図書館、比企eライブラリが令和6年9月1日で開館2周年となります。8月1日時点での一般の利用登録者数は2,904名となっております。今年度は、6月1日より、構成7市町の小中学校で学校連携をスタートし、児童生徒のGIGAスクール用タブレット端末で電子書籍が利用できるようになりました。これにより読書の選択肢が増えるとともに、朝読書や調べ学習等の機会でも活用可能となりました。また、比企eライブラリの周知活動として、7市町合同で10月から11月に電子書籍を使用したおはなし会や電子図書館の操作説明会を実施する予定です。今後とも図書館事業を推進し、図書館利用者、本好きな人を増やすよう努めてまいります。

以上、大変雑駁ではございますが、教育関係の行政報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査の報告

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、常任委員会所管事務調査の報告を行います。

初めに、総務経済建設常任委員会で所管事務調査を終了し、委員長から報告書が提出されました。委員長より調査報告をお願いします。

総務経済建設常任委員会、内田敏雄委員長、お願いします。

〔総務経済建設常任委員長 内田敏雄議員登壇〕

○総務経済建設常任委員長（内田敏雄議員） 13番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、令和6年度総務経済建設常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

期日及び場所につきましては、第1日目が令和6年8月20日火曜日、茨城県久慈郡大子町で、森林環境譲与税の活用と町づくりについてでございます。2日目、21日水曜日は、茨城県つくば市にて、食と農の科学館を視察しました。

まず、第1日目の大子町は茨城県の最北西端で、役場所在地は海拔103メートルに位置しています。北は八溝山系を境に福島県、西は栃木県、東は茨城県常陸太田市、南は茨城県常陸大宮市にそれぞれ境を接しています。総面積は325.76平方キロで、県全体の20分1を占める広大な町で、面積の80%を八溝山系、阿武隈山系の山岳地が占めております。人口は、令和2年の国勢調査で1万5,736人、世帯数6,356で人口減少に苦慮しているようです。大子町は、日本三名瀑の一つである袋田の滝をはじめ、県内最高峰の八溝山や男体山の秀峰、久慈川の清流、奥久慈温泉郷などの観光資源が豊富であり、米、茶、リンゴ、シャモ等の多くの特産物にも恵まれていることにより、年間120万

人の観光客が訪れる県内有数の観光地となっています。

大子町では、人工林面積が多いことから、茨城県で最も多くの森林環境譲与税が配分されています。令和6年には約6億円が配分されていて、この譲与税を効果的に活用して町内の森林の機能が発揮されるように森林整備、人材育成、材木利用、普及啓発を行っていました。森林整備については、森林経営管理制度に基づき森林所有者の意向を踏まえ、整備を実施していました。効率的な林業施業を行う高性能林業機械の導入や、森林由来J-クレジット創出推進事業のクレジット売却益による森林整備のさらなる促進を図っていました。人材育成では、県内唯一の高校の農林科学科の生徒に対して資格取得や保護具購入等の補助をし、生産性の向上や労務負担の軽減等に資する先端技術の活用で新規就業者の確保に努めていました。

大子町新庁舎は、令和元年の台風被災を受けて現在の高台の場所に決定され、地域産業振興の考えから純木造を大きな特色とし、大子町特産の木材、大子漆、大子那須楮を原料とする美濃和紙を用いて、庁舎そのものが大子町の魅力を発信する造りとなっていました。

国内木材は、戦後復興の高騰で昭和40年頃、木材貿易完全自由化となり、木材使用は安くて豊富な外材に席卷されてしまいました。木材林業は衰退の一途であったものが、2020年のウッドショックによって国産材が見直されるようになりました。大子町の森林資源は、50年生を超える人工林が約8割ということで、まさに眠っている宝のような資源だと感じられました。

しかし、その資源も整備されないと劣化し、資源としての価値がなくなってしまうようで、森林環境譲与税の活用の取組は町にとって地域振興の大きな原動力となっていると思います。大子町の林業は、滑川町とは規模は大きく異なり、その活用方法をそのまま適用することはできませんが、考え方は参考になると思いました。

次に、つくば市の食と農の科学館は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、通称、農研機構をはじめとする農林水産研究を行う国立研究開発法人の成果や農業技術発展の歴史などを紹介している施設です。

日本の農業と食に関する新しい研究成果や技術を説明したパネルや模型などを展示していました。農産物がどのように生み出されたものなのか、日々進歩する農業技術、おいしく体にもよい機能性の新品種の紹介など、食や農業に関する学びの機会を提供しているところです。農研機構は、我が国の農業の食品産業の発展のため、基礎から応用まで幅広い分野で研究開発を行っている機関で、農業、食品産業を科学技術の面から目指すべき姿の実現を進め、持続的な農業の実現及び地方創生、ひいてはSDGsの達成に貢献している組織です。

食品や農業に関する広い分野の研究成果が展示され、最先端の研究や身近な農産物の品種の研究が展示されているものもありました。情報研究、ロボテック研究、遺伝資源研究、高度分析研究など先端技術の一部をかいま見たようで、非常に興味深く感じました。

以上、総務経済建設常任委員会の所管事務調査の報告とさせていただきます。よろしくお願ひい

たします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、文教厚生常任委員会にて、同じく所管事務調査が終了し、委員長から報告書が提出されました。委員長より調査報告をお願いします。

文教厚生常任委員会、小澤実委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員長 小澤 実議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（小澤 実議員） 8番、小澤実です。議長のお許しをいただきましたので、文教厚生常任委員会所管事務調査報告をさせていただきます。

調査日につきましては、令和6年8月20日火曜日から21日でございます。文教厚生常任委員会については、21日の調査でございます。

調査地につきましては、茨城県小美玉市高崎1824番地の2、茨城県霞台厚生施設組合クリーンセンターみらいでございます。こちらについては、小美玉市に所在をしております。

調査内容につきましては、一般廃棄物処理（ごみ焼却施設、リサイクルセンター）についてであります。

1、霞台厚生施設組合の現在の状況でございます。霞台厚生施設のある小美玉市は、茨城県のほぼ中央に位置し、東京都から約80キロメートル、水戸市から約20キロメートルの位置にあります。平成18年3月27日に小川町、美野里町及び玉里村が合併して市制を施行し、小美玉市となりました。

霞台厚生施設組合の構成市町は、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨木町であり、4市町の一般廃棄物処理等、環境行政を担う一部事務組合であります。4市町の現在の人口は19万1,877人、世帯数は8万4,866世帯であります。

霞台厚生施設組合議会は17名おりまして、石岡市からは5名、小美玉市4名、かすみがうら市からは4名、茨木町からは4名、定例会は2回でございます。監査委員は2名であります。職員数は、事務局長1名、総務課6名、業務管理課3名、業務施設課5名、建設計画課5名、再任用1名、会計年度任用職員の2名の合計23名であります。

令和6年度の一般会計予算については、19億3,325万2,000円であります。

平成27年2月に4市町によるごみ処理広域化推進に関する協定書が締結されまして、新広域処理施設整備事業がスタートいたしました。

平成29年9月にDBO（デザイン・ビルド・オペレート）方式による新広域ごみ処理施設整備事業契約が議決となり、令和2年11月、新広域処理施設、霞台クリーンセンターみらいの試験運転が開始されまして、令和4年12月に4市町と日立造船株式会社によるゼロカーボンシティに向けたエネルギー地産地消に関する包括連携協定が提携されました。その後、地域還元施設みらい交流館がオープンしまして、今日に至っております。

霞台クリーンセンターみらいの状況ですけれども、令和5年度については決算審査を受けていないため、未回答でございました。令和4年度の実績については、割愛させていただきます。構成市

町のごみ処理搬入量は6万1,390トン、1日の処理能力は215トン、焼却設備はストーカ方式による焼却炉で、ごみを850度以上の高温で焼却し、燃え残りが無いよう完全に灰にする施設でございました。ごみ焼却施設では、最新技術により飛灰量を削減し、主灰及び飛灰は外部施設で建築資機材等に資源化されておりました。搬入台数は12万7,990台で、1日平均約412台、ごみ焼却日数については1年間で352日でありました。資源化量は、焼却灰が6,247トン、草木1,700トン、その他金属、ペット、瓶等がございまして3,550トンであります。資源回収率については77.56%でありました。

また、発電能力を有しておりまして、蒸気タービン発電機でありました。ごみ焼却をしたときの熱を利用してつくった蒸気で発電をする。発電日数は352日で、発電量は3,253万3,240キロワットで、売電電力量は2,460万1,356キロワットで、1日平均約4,430キロワットを売電し、一般家庭では約1万2,800世帯の供給量があるということです。

そのほかにリサイクルセンターもありまして、1日に22トンの処理能力で5時間運転を行い、処理対象物としては燃えないごみ、粗大ごみ、ペットボトル、瓶類等で、設備としては粗破砕機、高速回転破砕機、磁選機、アルミ選別機がございました。

クリーンセンターみらいの現状と課題についてもお話を聞いてまいりました。令和4年度の実績といたしまして、リサイクルセンターで資源ごみ6,770トンが搬入されておりました、約5,250トンを資源化しているそうです。そのうち2,760トンを有価物として売却し、残り2,490トンは外部委託して資源化をしているそうです。また、資源化できないものは1,520トンありまして、そのうち1,270トンは焼却処理を伴い、残りの250トンのみ不燃残渣として最終処分場で行っているそうです。

また、令和3年3月の新施設の供用開始に伴いまして、旧施設と比べ台貫計量が1台から3台に増えたことによりまして、出口計量が自動精算機に自動化されたことにより混雑が緩和され、よりスムーズな受入れ状態が可能になったとお聞きいたしました。

現在のこのDBO方式ですけれども、20年間の長期包括委託による施設の一元化、処理工程における指導のノウハウということで、非常にメリットは大きいそうです。

また、予熱利用で発電設備を有したことによりまして、近隣の地域還元施設みらい交流館（温泉施設）への電力供給を含めた施設全ての電力を賄うとともに、余った電力は安定的に売電をしていることから、財政面でも非常に大きな恩恵を受けているといったところです。

感想といたしましては、茨城県霞台クリーンセンターみらいの文教厚生常任委員会所管事務調査で私たちが一番強く感じたのは、迷惑施設では全くないと強く感じ、心を打たれました。1日の処理能力が215トンのごみ処理施設と22トンのリサイクルセンターから成り、最新の低空気比燃焼技術などの導入によりまして、大気汚染の原因となります物質の発生を抑制いたしまして、これまで以上に生活環境と自然環境に配慮した施設でありました。

また、再生可能エネルギー施設として、ごみの持つエネルギーを最大4,430キロワットの電力に変える発電設備を有しておりまして、SDGsなど世界的課題かつ国の施策でもあるCO₂削減や、

2050年カーボンニュートラルに向けた地球温暖化に寄与するすばらしい施設であるほかに体験学習施設を備えており、楽しみながら学ぶことができ、工夫がされ、家庭から排出されたごみがどのように処理をされているのかを学習できるのは非常に意義があると思われました。

滑川町は、4町1村で構成している小川地区衛生組合に所属し、負担金を支払い、ごみ処理をし、し尿処理をしております。また、中期的、10年間でありますが、可燃性ごみ処理を民間委託することに決定し、現在に至っております。民間に委託し、約2年間が経過しております。今後長期的な在り方として、現在の民間委託を継続していくか、新施設を建設するか、人口減少に伴うごみの減少と厳しい財政状況の中で、ごみの未来を様々な角度から検討すべきときが来ています。

今回の所管事務調査の内容は、今後の小川地区衛生組合の方向性に対し、参考になる助言ができるのではと考えております。

以上、簡単ではございますが、文教厚生常任委員会所管事務調査の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上をもちまして所管事務調査の報告を終わります。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（吉野正浩議員） 日程第6、認定第1号から日程第19、議案第74号まで、14議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 本定例会に提出させていただきます認定及び議案の提案理由の説明をいたします。

初めに、認定第1号 令和5年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてでございますが、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

認定第2号 令和5年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

認定第3号 令和5年度滑川町下水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第64号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第65号 滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第66号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,022万円を追加し、歳入歳出それぞれ83億7,832万3,000円とするものです。調整給付事業の給付金の補正や新型コロナワクチン接種委託の実施、法改正に伴う児童手当給付費の支給範囲拡大に対応するものが主なものでございます。

議案第67号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,946万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ15億726万4,000円とするものです。令和5年度決算額の確定による繰越金や高額介護合算療養費等が主なものでございます。

議案第68号 令和6年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,622万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ15億4,622万2,000円とするものです。令和5年度決算額確定による過不足額の精算が主なものでございます。

議案第69号 令和6年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ623万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億5,297万5,000円とするものです。令和5年度決算額確定による予備費の増額が主なものでございます。

議案第70号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定については、第2条の収益的支出を3億8,854万6,000円とするものでございます。また、第3条の資本的支出においては、4億2,201万6,000円とするものでございます。緊急漏水修理及び給排水管布設替えに係る修繕費、修繕に使用する材料費の増額が主なものでございます。

議案第71号 令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）の議定については、第2条の収益的支出を3億9,404万7,000円とするものでございます。令和5年度分消費税確定申告により確定した中間納付の額の増額補正が主なものでございます。

議案第72号 工事請負契約の締結については、土地改良施設維持管理適正化事業、羽尾平堰整備補修工事の請負契約を締結したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第73号 町道路線の廃止については、町道9299号線の付け替え計画に伴い、道路法の規定に基づき廃止をお願いするものでございます。

議案第74号 町道路線の認定については、長道9299号線の付け替え計画に伴い、道路法の規定に基づき、残存する道路を町道9299号線として認定をお願いするものでございます。

以上、認定3件及び議案11件を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度担当課長よりご説明いたします。慎重審議を賜り、原案どおり可決、決定をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、提出いたします議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩とします。午前11時15分、再開とします。

休 憩 （午前11時09分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第20、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。残り時間は表示板で指示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、1回目の質問は演壇にて、通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、質問席から1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問しないものは再質問できないものとします。

◇ 小 澤 実 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順1番、議席番号8番、小澤実議員、ご質問願います。

〔8番 小澤 実議員登壇〕

○8番（小澤 実議員） 8番、小澤実です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

質問事項、町内の農業について。滑川町の面積は約29.68キロ平方メートルで、南部と北部に分かれております。のどかな農村地帯が広がる北部は、自然的な土地利用が主体となる地域で、稲作と畑作が行われています。令和5年1月17日に日本農業遺産に認定を受け、町民の皆さんもうれしく思っていることと思います。また、農業を日々努力、研さんして耕作している農家の皆さんにも強く励みになるのではないのでしょうか。

比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システムは、谷津地形を生かし、先人の方々が多数のため池を築き、谷津田での稲作と谷津斜面での少量多品目の畑作を行っています。天水のみを水源とするため池が今もなお現役で使われ、沼下と呼ばれる伝統的な水利組合組織によりきめ細やかな水利管理が行われ、ブランド米である谷津田米が生産されております。

現在、谷津田米の一部は、町立幼稚園児、小中学校生徒の給食で食材として使用され、おいしい御飯として喜ばれています。しかしながら、谷津田米の生産者は一部であり、そのほかにも多数の

農家さんにより水稲が耕作され、収穫された多品種の玄米は自己販売のほか、J A埼玉中央等に販売していると思います。

また、畑作についても多数の農家さんが耕作し、収穫された野菜等はJ A埼玉中央直売所等で販売していると思います。農家の皆さんは、それぞれ販売先の確保にも苦慮しながら、切実な思いで農業をしております。

滑川町の基幹産業は、農業であると思います。現在の物価高騰の影響で、農業用資材の肥料の値上げ、近年の気候変動により高温障害等で病害虫も多く発生し、その病害虫対策用消毒薬の値上げ、稲作、畑作を耕作するのに最低限必要とする農業用機械及び燃料が高額、それと今後農業を行う上での担い手不足等、様々な問題を抱えながら、非常に厳しい状況で稲作、畑作の耕作を継続実施しています。そこで、次の点を伺います。

- 1、町内の稲作、畑作の耕作状況について。
- 2、現在、町としての農業支援対策について。
- 3、近隣市町村の農業支援対策について。
- 4、今後、町の農業が基幹産業としての施策について。

以上4点を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 質問が終わりました。答弁願います。

質問事項1、町内の農業についてを服部産業振興課長に答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、小澤議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、町内の農業についてですが、最初に①の町内の稲作、畑作の耕作状況についてですが、農業委員会の農地台帳内の数値を用いて回答したいと思います。令和6年8月末現在の数値になりますが、町内の農地の総数では約801.5ヘクタールであり、そのうち耕作されている面積として約564.7ヘクタールとなっております。田畑別に状況を申し上げますと、田が約336.9ヘクタール、そのうち耕作面積は約295.3ヘクタールで約9割となっております。畑においては約464.6ヘクタール、そのうち耕作面積は269.4ヘクタールで約6割となっております。

次に、②、現在の町の農業支援策についてですが、農業支援策として町行政報告書で公表しておりますので、簡単にお答えいたしたいと思います。まず、1として、水稲の病害虫防除事業として育苗箱施用剤の経費の一部の補助を行っております。

2として、農作業により産業廃棄物として出てくる農業用廃プラスチックの回収事業を実施し、その処分費用としての一部補助を行っております。

3番として、町内にある各種農業団体への事業や事務への補助を行っております。

4番として、農業近代化資金、農業改良資金を利用した農業者の方への資金償還金返済に向けた

一部の補助を行っております。

5として、東松山猟友会滑川支部の協力により、春と秋の年2回、合計4日間の有害鳥獣捕獲事業を実施しております。また、通年で行っておりますが、箱わな、電気柵の購入の一部補助も行っております。

6として、耕作放棄地対策事業として、耕作放棄地を耕作できる農地に戻すための事業費の一部補助や、推奨作物のぼろたん栗、ミカン、柿の苗の購入費の一部補助を行っております。

7として、東日本大震災で関連した町内で生産されている原木シイタケ用のほだ木について、残留放射能の検査の実施をしてございます。

8として、谷津田米のブランド化を目指し、県のガイドラインに準じた栽培を実施し、特別認証を受けた米を特別栽培米として流通させる業務への一部補助を行っております。

9として、畜産飼育農家に対して法定防除費に対する一部補助を行っております。

10として、土地改良事業実施地区に事業費推進活動費の一部補助を行っております。

以上、主な事業になりますが、10の事業を行う中、日々農家の皆さんからの各種相談やその対応も行っている状況でもあります。

次に、③、近隣市町村の農業支援策についてですが、比企管内の主な支援策は滑川町と同様な支援策が多いようでした。そのような中、コロナ禍における地方創生臨時交付金を使った支援策で差異がございましたので、その部分をお話したいと思います。嵐山町では、水稲作付面積と連動した交付金を行っていたようですが、認定農業者等の大規模農家向けの内容となっていました。吉見町では、水稲作付面積に対する補助金の交付と施設園芸農家に向けた燃料費高騰支援策が行われていました。また、一部ですが、特別対策事業を行わなかったまちもございました。予算の関係で近隣の多くの市町村でも全農家対象とはならず、程度の差はありますが、交付対象者を絞った農業支援策が行われていたようございます。その他滑川町でも行いましたが、既存の支援策に交付金の上乗せ補助を行い、支援を行っていたという事業もございました。

町では、滑川町燃料費等高騰対策事業者支援事業として、農業者も含めた町内事業者の方々への物価高騰対策に向けた事業を行っております。支援金としては、事業者所得の基準を設け、申告書類等を提出していただき、交付対象の方に補助を行いました。基準額や交付の差はございましたが、同様な施策を近隣でも行っていたようございます。

また、交付名称に関してなのですが、近隣自治体では農業者向けと商工業者向けに区別した名称を使っておりましたが、滑川町では農業者と商工業者を区別せずに交付事業を行っていた点が異なる部分でもございます。今後は、交付名称にも気を配り、事業推進を図っていきたいと考えております。

最後に、④、今後町の農業が基幹産業としての施策についてですが、滑川町では以前から農業を基幹産業としており、今後の農業継続を考え、土地改良事業である圃場整備事業やため池改修事業

を数多く行ってきました。また、当地域の行ってきた農業が全国的にも貴重な農業であることを地域の農家の方々や住民の方々に感じてもらいたいとの思いから、日本農業遺産認定地域としての認定も得ることができました。全国的な問題にもなりますが、滑川町でも農業者の高齢化や後継者不足といった問題、農業を続けるための施策は重要なテーマとなっております。農業者に寄り添い、農業を続けるための施策の必要性や、農地や農業者を守る施策の必要性についても感じておりますが、ベストな施策とはいかず、まだまだ施策についての議論や調整も行いながら、農業を守る施策についてさらなる調査も必要と考えております。

今後も農業が基幹産業であるということは変わらずに農業施策を推進していきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、再質問願います。

○8番（小澤 実議員） 細かな答弁、大変ありがとうございました。随時再質問をさせていただきます。

まず初めに、①の町内の稲作、畑作状況についてですが、水田の約9割が耕作地であるのは非常によいと思いますが、畑作についてであります。約6割が耕作中であり、残り4割が現在休耕地となっております。現在担当課としましては、この休耕地対策として何か対処する計画等があるのかお聞きいたします。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、小澤議員さんの再質問に答弁させていただきます。

町は、ご存じのように丘陵地域であり、斜面も多くあります。休耕地の畑は、そのほとんどが明治時代以降の養蚕が盛んなときに山林を開墾した斜面の畑でもございます。養蚕の衰退とともに、トラクター等の農業機械が入りにくく、農業のしにくい畑が多くあるという現状がございます。このような農地は遊休農地化も進み、農地として復元するのが難しい部分もあり、なかなか進まない状況でございます。

このため、町では以前から耕作放棄地対策事業として、耕作放棄地を耕作できる農地に戻すための事業費の一部補助や、解消後の農地に推奨作物の苗木を植えるための購入費について一部補助を行うといった事業が行われてきました。

休耕地を含め遊休農地の解消に向けた会議として、遊休農地対策に係る地域推進会議が開催されてございます。この会議は、農業委員会の担当者、産業振興課の担当者、埼玉県農林公社内にある農地中間管理機構の担当者、そして東松山農林振興センターの担当者が遊休農地の発生防止と解消、活用に向けた検討を行っておりますが、ベストな計画案がなかなか見つからない状況であるという

ことについてご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） 分かりました。

次に、②の現在の町の農業支援対策については、現在10事業を行っている内容も分かりました。

③の近隣市町村の農業支援対策についても、近隣市町村の農業支援対策ですが、同様な内容であれば違った内容もあるのはよく分かりました。そこで、私なりに調べた内容を申し上げますと、まず吉見町の支援策ですが、稲作については肥料代を1反当たり3,000円と燃料代を1リットル当たり20円の補助をしております。また、全く財政規模が違う坂戸市では、令和2年度から稲作について肥料代購入費ともみ代をそれぞれ半額補助で上限100万円まで実施を現在もしております。また、今年度から畑作及び畜産生産者支援臨時補助金として、農業収入に応じて5万円ぐらいを補助していると話を聞いております。このような農家に対して手厚い補助があれば、非常に農家さんは助かると思います。

そこで、滑川町も今後このような補助ができるかどうか、お聞きいたします。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、小澤議員さんの再質問に答弁させていただきます。

ご質問の各自治体で行われた農業支援策については、多くの自治体で地方創生臨時交付金を使い支援を行ってきたものと認識をしております。交付金を使った事業展開を行うには、ある程度の基準を設けて町で支援をしてきましたことはご理解のほどよろしく願いいたします。今後も農家の皆さんに向けた支援策ができるように考え、調査研究を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） 最後になります。4の今後の町の基幹産業としての施策について答弁がありました。

現在の滑川町は、「子どもはたからもの 親と地域がともに育むまち 子育てファースト滑川」であります。これには非常に多額の予算等を投じておりますけれども、非常に素晴らしい施策であると思います。

そこで、今担当課長より、今後農業者に向けた支援策ができるように考え、調査研究を行っていきたくて答弁がございました。そこで、今回の質問はここで終わりますけれども、今後の農業に向けた支援策がどのように改善され、農業者がどのように理解したかといった点について時間を置いて再度質問をいたしますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わりにさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時36分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 谷 嶋 稔 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位2番、議席番号11番、谷嶋稔議員、ご質問願います。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 11番、谷嶋稔、議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問させていただきます。

質問事項1、滑川町の公園について。公園は、地域住民の交流の場として、誰もが運動したり散策したりできる憩いの場所として、また近年では災害避難場所としての役割もあるように考えられます。公園の在り方としては、近隣住民の公益の場としての役割が大事と思われれます。未就学児、小中学生にとっては、多様な人々や自然と触れ合う場所でもあり、人間形成において公園は重要視されています。滑川町に住む子どもたちは、どの地域でも平等に恩恵を受けることが重要だと考えます。

こども家庭庁における居場所のアンケート（保護者・子ども）によると、公園を居場所と感じていると答えている人は、ゼロ歳から9歳まで45.6%、9歳から12歳まで42.3%となっております。公園の重要性が以前より増していると思います。

滑川町にある公園の雑草管理は、よくできていると思います。地域で雑草管理しているところ、町で管理している公園もあると思いますが、ほとんどの公園はごみも少なく、きれいに整備されていると感じました。しかしながら、公園を見て気になるのは、遊具があるところと遊具が一つもなく、日よけもなく、木がない、ベンチ3つだけの公園も見受けられました。また、小石（サクランボかピンポン球ぐらい）が少し多くある公園も見受けられます。公園の中には木が植えてあるのですが、低いところで切られているため、日陰の効果が少ないと思われる公園もあります。都市公園、街区公園はよいのですが、開発公園に多いような気がします。開発公園であるため、致し方ないことなのかもしれません。以上を踏まえた上で質問させていただきます。

1、滑川町には、公園の種類として開発公園、街区公園、都市公園がありますが、開発公園は調整区域の住宅を開発した業者が造った公園と認識しております。令和5年度6月議会で公園の雑草管理について一般質問したところ、「街区公園の雑草は、年に三、四回、町で草刈りをしております。開発公園の管理は、地域の住民、行政区にお願いしております」と町の答弁をいただきました。

いま一度確認したいと思います。開発公園とほかの公園との違いがあれば教えてください。町として管理、対応の違いがあるようでしたら教えてください。

2、滑川町で遊具が2つ以上ある公園は幾つありますか。遊具が一つもなく、さらに日よけ、木を植えていない公園は幾つありますか。

3、公園に軽い運動やストレッチを目的とした大人用の健康遊具を地域の住民の要望があれば設置する考えはありますか。子ども用の遊具がない公園は、地域の要望があれば設置する考えはありますか。日陰がない公園は、地域の要望があれば日陰をつくる考えはありますか。

4、公園は、比較的未就学児、小学生が遊ぶ場所、また高齢者が散歩の途中の休憩場所として利用しているように見受けられます。学校通学の集合場所としても利用されております。国のこども家庭庁は、「こどもまんなか社会の実現に取り組みます」と宣言しており、子どもの居場所として公園がこれまで以上に重要視されてきています。滑川町として、公園は子どもにどのような役割を果たしていると考えておられますか、お伺いいたします。

また、滑川町全ての公園を多くの町民に利用してもらうことが大事だと思いますが、町として現状の公園の状況をどのようにお考えになり、さらに町民に公園を利用してもらうために、町として今後公園整備にどのように取り組まれていくのか、お考えをお聞きます。

ゲリラ豪雨、水害対策について。滑川町では最近ゲリラ豪雨が発生し、側溝から、または用水路から道路上に水があふれ出てしまい、冠水被害が発生しました。私が住んでいる駅前の道路でも、通勤帰宅時間とゲリラ豪雨が重なり、のろのろ運転している車の前後を歩行者が横切り、非常に危ないと思いました。8月7日のゲリラ豪雨では、自宅前で撮った写真から水位を推測すると、深いところで40センチから45センチぐらいだと思います。しかし、雨量のピークは写真より10分ぐらい後のような気がしますので、45センチから50センチぐらいかもしれません。以上を踏まえた上で質問させていただきます。

1、8月7日の局地的なゲリラ豪雨での滑川町の被害状況を教えてください。

2、ゲリラ豪雨が発生したときに、道路の冠水、家への浸水被害が想定される場合、住民への注意喚起、周知の方法としてどのような方法を考えておりますか。

3、車と歩行者の多い道路が冠水した場合、どのように車と歩行者の安全確保に努めるのですか、対策をお聞かせください。

4、先日のゲリラ豪雨では、みなみ野2丁目の用水路に設置してある除じん機が枝木や枯れ葉で覆われ、雨水が塞がれてしまい、そこから道路に雨水があふれ出ていると聞きました。原因と今後の対策を教えてください。

5、今後ゲリラ豪雨、台風など水害による道路の冠水、家への浸水を最小限に食い止め、住民の安全と財産を守るために、町としてどのような対策、排水整備を考えておりますか、お聞かせください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、滑川町の公園についてと質問事項2、ゲリラ豪雨、水害対策についてのうち、④、除じん機が機能しなかった原因と今後の対策についてと、⑤、今後の水害に対する対策と排水整備の考え方についてを福島建設課長に、質問事項2、ゲリラ豪雨、水害対策についてのうち、①、8月7日に発生したゲリラ豪雨の被害状況と、②、ゲリラ豪雨発生時の住民への注意喚起、周知の方法についてと、③、道路が冠水した場合の車と歩行者の安全確保対策についてを篠崎総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、谷嶋議員の質問にお答えします。

初めに、質問事項の滑川町の公園についてのうち、①、開発公園とほかの公園との違いがあれば教えてください。町として管理、対応の違いがあるようでしたら教えてくださいについてでございますが、建設課所管の公園の設置状況について説明いたします。

町では、公園の設置目的別に区分けをしており、都市公園法に基づく都市公園、土地区画整理事業により周辺の居住街区を対象として設置された街区公園、民間事業者による一定規模以上の開発行為を行った場合に設置された開発公園、以上3つに区分しております。

ご質問の開発公園とその他の公園の管理の方法の違いについては、都市公園、街区公園は比較的大規模な公園として、町の計画に基づき政策的に設置されております。対象とする利用者の居住区域も広く設定されております。管理については原則町が実施しておりますが、一部の公園については公園を利用する自治会や団体、近隣にお住まいの個人の方のご協力により行っております。

開発公園については、民間事業者による一定規模以上の開発行為により、開発区域内の住宅を利用対象者として整備され、開発完成後、施設の帰属により町に移管された公園となります。そのため、公園の形状、面積規模、設備の設置状況等は開発行為の案件別に異なっております。管理については、地域に居住する住民の方々を含め、各行政区に管理をお願いし、ご協力をいただいております。

次に、②の滑川町で遊具が2つ以上ある公園は幾つありますか。遊具が一つもなく、さらに日よけ、木が生えていない公園は幾つありますかについてでございますが、建設課所管の公園数については種類の別なく33公園ございます。その中で、遊具が2つ以上設置されている公園は11公園になります。また、日よけ、植栽が設置されていない公園は15公園になります。

次に、③、町では地域の住民の要望があれば、大人用の健康遊具、子ども用の遊具、日陰をつくる考えはありますかでございますが、町内に設置されている建設課所管の公園については、設置後年数が経過し、設置時期は異なりますが、劣化が進んでいる公園も見受けられます。また、過去の

遊具における重大事故等を反映し、安全基準の定期的な見直しも行われ、今後公園に設置された遊具についても、国が定める都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき、一般社団法人日本公園施設業協会が定める遊具の安全基準に適合しない構造となってくることも想定されます。

町では、遊具を安全に利用していただくため、毎年全ての遊具について専門業者による遊具点検等の安全点検を実施しております。判定の結果により、必要に応じて修繕、撤去、更新を行い、施設の維持管理を行ってまいります。そのため、現時点においては大人用の健康遊具や子ども用の遊具の新設や日陰の創出について、設置計画はございません。今後は、既存の遊具の経年劣化等による更新時期に合わせ、住民のニーズに合った遊具への転換について検討したいと考えております。

次に、④、滑川町として、公園は子どもにどのような役割を果たしていると考えていますか。滑川町では、現状の公園の状況をどのように考えており、さらに町民に公園を利用してもらうために、今後の公園整備にどのように取り組んでいきますかでございますが、公園の持つ役割は子どもから高齢者まで幅広い世代の方が利用するレクリエーションの場であり、憩いの場であると同時に、地域の住環境整備に欠かせない社会基盤であると考えております。特に子育て世代における位置づけは、子どもにとっても親にとっても人と人との触れ合いの場であり、遊びの場として体を動かす運動の場でもあり、子どもの成長過程において心と体の成長に大変重要な施設であると考えております。

また、防災の観点からも、都市公園である都第一公園が避難場所に、みなみ野、月輪土地区画整理事業内に設置された公園が災害時の一時避難所に位置づけられているなど、防災力強化のための施設としても重要な施設であると認識しております。

公園の今後の整備方針については、前の質問と重複しますが、公園利用者の安心安全を第一に考え、安全基準に配慮した遊具の適切な維持管理を継続するとともに、更新時期を的確に把握し、自治会と協議をしながら、遊具の更新、転換時に住民ニーズに応じた整備を検討してまいります。

続きまして、質問事項、ゲリラ豪雨、水害対策についてのうち、④、先日のゲリラ豪雨では、みなみ野2丁目の用水路に設置してある除じん機が枝木や落ち葉で覆われ、雨水が塞がれてしまい、そこから道路に雨水があふれ出ていると聞きました。原因と今後の対策を教えてくださいについてでございますが、みなみ野2丁目の水路は月輪、都地区の雨水が流れる排水路です。除じん機は、開渠から暗渠に構造が変わる場所にあり、枝葉やごみで暗渠を詰まらせることのないよう設置しております。除じん機より上流が全て開渠となっていることから、草木や落ち葉、藻の発生、ごみやバケツなども流れてくる可能性があります。今回の雨水の漏れは、除じん機に藻が詰まり、停止したことが原因になります。現在でも、町では雨の予報や降雨後には必ず除じん機の詰まり等を点検し、ごみや堆積物がある場合は除去をしておりますことをご理解いただくとともに、今後除じん機の構造的な変更等も含め、調査研究してまいります。

次に、⑤の今後ゲリラ豪雨、台風など水害による道路の冠水、家の浸水を最小限に食い止め、住

民の安全と財産を守るために、町としてどのような対策、排水整備を考えておりますか、お聞かせくださいでございますが、台風やゲリラ豪雨のときに道路冠水が発生する原因の多くが、集水ますのグレーチング蓋に雨で流された落ち葉やごみが堆積することで発生します。

町では、台風前や大雨後は、主な集水ますのグレーチング蓋に落ち葉等が堆積していないかを点検し、堆積がある場合は除去しております。しかしながら、きれいにしたグレーチングにも、雨が降り出すと再び落ち葉やごみが集まり、堆積してしまいます。お願いになりますが、危険のない範囲で地域の方々にもグレーチングの掃除のご協力をいただければと思います。

また、今後はグレーチング設置箇所の増加や、道路上にある雨水マンホール蓋のグレーチング化も検討しております。その他、有効な雨水対策について調査研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、谷嶋議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項2、ゲリラ豪雨、水害対策のうち、①、8月7日の局地的なゲリラ豪雨での町の被害状況でございますが、8月7日のゲリラ豪雨による被害は「広報なめがわ」9月号で掲載いたしました。道路冠水による通行止めが六軒地内で1路線、これは県道になります。月の輪地内で1路線、月の輪小学校西側になります。大字月輪地内2路線、電車庫周辺の計4路線でございます。そのほか、道路冠水が大字月輪（月の輪を含めますけれども）地内で3か所、都地内で1か所、みなみ野、羽尾、十三塚地内で2か所の計6か所です。床上浸水が六軒地内で2棟、床下浸水が六軒地内で2棟、月の輪地内で5棟、みなみ野地内で2棟の計9棟などと把握しております。

次に、②、ゲリラ豪雨が発生したときに道路の冠水、家への浸水被害が想定される場合、住民への注意喚起、周知方法としてどのような方法を考えているかでございますが、ゲリラ豪雨の発生時については、開庁時間であれば冠水箇所などを把握でき次第、通行止めや注意喚起など、防災行政無線、SNS、町ホームページを用いて周知することができますが、休日や夜間などの閉庁時間においては注意喚起、周知をする前に被害が出る可能性があります。今回の大雨の件を踏まえ、初動態勢を見直し、迅速に災害対応等をしていく所存でございます。

次に、③、車と歩行者の多い道路が冠水した場合の安全確保でございますが、冠水している場所については早期に通行止めなどができるように対応してまいります。冠水箇所には無理に立ち入らないように気をつけていただきたいと思います。また、大雨の際は一時的に屋内で風雨をしのぐなど、自分の身を守る行動を取っていただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 公園については、1番のところは分かりました。開発区内の住宅を利用対

象としているので、なるべく地域の住民にお願いしたいということだと思います。

2番は、遊具が2つ以上あるのは11公園、ない公園は15だということを理解いたしました。

3番目も理解いたしました。遊具がないところでも、今のところは遊具の設置の予定はないということをお答えいただきましたので、分かりました。

4番目は分かりました。町も、公園が子どもから高齢者まで地域に住んでいる住民にとっては大切な場所であると認識しているということがよく分かりました。

次に、ゲリラ豪雨につきまして、床下浸水したところは地面から大体どのぐらいの高さまで浸水したのでしょうか。何センチぐらいまでの高さまで浸水したのでしょうか。もし分かれば教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、谷嶋議員の質問に答弁いたします。

床上浸水ということですのでよろしいでしょうか。

〔「ごめんなさい、床上浸水です」と言う人あり〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 床上浸水でよろしいですか。床上浸水した場所につきましては、地面から約50センチぐらいまでの高さの浸水でございました。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 1番に関してなのですが、今回滑川町の被害状況で、過去に道路冠水したことがなくて、今回初めて道路冠水した箇所は幾つありますか。分かれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、谷嶋議員のご質問に答弁いたします。

今回初めて冠水を確認した場所については3か所になります。月の輪小西側のセキ薬局付近、それと月の輪小学校西側、みなみ野3丁目の北側道路になります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 次に、4番に関してなのですが、先日の台風のときは私も除じん機が動いているかどうか見に行ったのですが、きれいに動いておりました、小さなごみを引き上げておりました。たくさんたまっておりましたので、台風のときはよく動いて役に立ったのではないかなと思います。

次に、5番目に関して、8月7日のゲリラ豪雨のときに、午後6時35分に町では警戒体制をしい

たようですが、警戒体制をしくと決断したいきさつと流れ、町の職員にどのぐらい声をかけて、どのぐらい集まって、どのようなことを行ったのか、よろしかったらお聞かせください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、谷嶋議員の質問に答弁いたします。

8月7日のゲリラ豪雨でございますけれども、ゲリラ豪雨ということで、突然の大雨ということになりました。町でも、これは緊急だということになりました関係上、早期に総務政策課、建設課、産業振興課等の職員に連絡をし、招集できる職員については至急集まっていただきました。招集できた職員から被害の状況を確認し、電話対応、被災場所の確認を行いました。建設課においては、町内の巡回を実施し、無線にて総務政策課で連絡を受け、被害状況を逐一報告してもらい、情報の集約を行ったところです。

道路の冠水箇所があった場所については、通行止めを行う必要があったことから、町の職員で通行止めをするために誘導を行ってございましたけれども、道路の冠水地域、ほかの地域への状況確認が必要となったため、消防団にも協力を依頼し、通行止め、町内各地の巡回を強化し、対応したところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 8月7日のゲリラ豪雨のときに、陸橋下の駐輪場で立ち往生している中型バスやバスを消防士が見に来ておりました。また、町長も見守っておりました。町長は、今回の災害をどのように捉えられ、今後ゲリラ豪雨にどのように対処していかれるかお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、谷嶋議員のご質問に答弁いたします。

8月7日の夕刻のゲリラ豪雨に対して、町長としてどのように今回の災害を捉え、どのように思ったかのご質問をいただきました。

まずはお答えする前に、本日の議会冒頭の挨拶で申し上げたとおり、今回床上浸水をはじめ、家屋の浸水被害や車等の浸水被害を受けました住民の皆様、私どもの力が及ばなかったことにより被災されてしまったことに、改めて心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今まで区画整理はされているからということで、大規模な道路冠水等を想定してこなかった今回ご指摘のみなみ野地区や、先ほどから何回も言っています月の輪地区で冠水が起きたということですが、まず私も一報をいただいたみなみ野地区において、自分としても土地カンがありますので、その一報に、正直な話、耳を疑いました。ただ、電話で詳細を聞いているうちに、ただなら

ぬことが起きていると察し、すぐに現場のほうに駆けつけさせていただきました。実際に現地の冠水状況の現実を見て、正直驚いたのが本音でございます。

区画整理地内で起きた冠水被害ですが、今までも台風などで、ほかの地区で多少の冠水は存じていましたが、後で聞いた月の輪地内での被害状況も含め、実際には盲点を突かれたという思いでしかありませんが、結果として人的被害がなかったということが本当に幸いでございました。

今回の被害は、熊谷気象台が後日発表した情報結果にも、局地的なゲリラ豪雨地域として滑川町も色分けされておりますので、その多量な雨が直接の原因ではありますが、その雨に対して現地の排水機能が不足していたのではないかと、さらには建設課長も答弁しておりますが、普段からのグレーチングや集水ます等のごみ清掃などの人的な管理不足、またはみなみ野の当地区の場合は、東松山市の成恵会病院の十字路に湛水した多量の水が車の通行により同地区へ流れ込んだ、そういったものがいろいろと勘案された大規模な冠水被害でなかったかなと想定しております。

8月7日の豪雨の経験によりまして、町としましても、まだその後8月はあるわけですし、台風シーズンがあるということで、早急にいろんな対策を取らせていただきました。地域の皆様と相談しながら、今できることをしていこうということで実施をさせていただきました。案の定、2日後の9日にも行田、熊谷方面から発生した雷雲によりまして、滑川町からみなみ野地区に大雨が降りました。そのとき、すぐに私は谷嶋議員さんに電話を入れたのです。「今そっちへ雲が回っているけど、大丈夫ですか」と言ったら、「町長、大丈夫だよ。俺がしっかり掃除したから」と、そういう力強い言葉をいただいたのが印象に残っております。そのようにいろんな意味でその後の準備をしましたので、朝も申しましたけれども、台風の10号の被害もなるべく少なく済んだのかなというふうに考えております。

いずれにしても、8月の酷暑の中を丁寧に対応された地域の皆様や、寝ずに対応した職員、この場をお借りしてねぎらいの言葉をかけたいと思います。本当にありがとうございました。

そして、特にご質問いただいております谷嶋議員さんの住んでいるみなみ野地区においては、自主防災会をはじめとする地域の方々、さらには檀原区長さん、谷嶋議員、中西議員さんを中心とした地域の事前の見回りやごみの清掃をはじめとした活動、またさらには役場との連携対応をしていただき、ほかの地域の模範となるような活動をしていただきました。本当に感謝を申し上げます。

町としましても、急なゲリラ豪雨に対応し切れない場合が今後も発生はすると思いますが、今後においてもほかの地域を含め十分に連携し、しっかりと災害防止のための現場管理をしていきたいと思っておりますので、皆様の特段のご理解、さらにはご指導、ご協力をよろしく願いまして私の感想とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 答弁ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思っております。

○議長（吉野正浩議員） 以上で谷嶋稔議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は1時55分とします。

休 憩 （午後 1時41分）

再 開 （午後 1時55分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 西 宮 俊 明 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位3番、議席番号6番、西宮俊明議員、ご質問願います。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） 議席番号6番、西宮俊明、議長のお許しを得て質問をさせていただきます。

まず、1点目、町制施行40周年記念事業についてであります。既に広報や自治会の回覧、公式ラインで様々な情報を発信しているところではありますが、質問をさせていただきます。町制施行40周年の節目である本年、町を築いてこられた先人の功労に思いを致すことは意義のあることだと思います。「広報なめがわ」の町の歩みについての特集は、私も含め滑川町に転入した住民にとっても町の歴史を知ることのできる意義のある特集であると思います。町の若手職員を中心にアイデアを募り、手作りの40周年事業を行うという町の姿勢に敬意を表します。

先日、町民の方から「町の規模からすると大きな予算を使うのですね」と尋ねられ、「単に行事をこなすという姿勢でなく、町を発展させようという強い思いが積み上がり、議会で可決された予算なのです」と説明させていただき、よく理解させていただきました。

町が力を入れている観光振興の観点でも、その専門分野の大学教員から学んだのですが、町外から多くの観光客に来てもらうためには、まず近隣地域に目配りした地域内観光、マイクロツーリズムが大切である。その根本の最重要対象は既存住民である。同様に、その地で働く職員のモチベーションアップが大切であるとの指摘は至言であります。その意味でも、40周年記念事業への町の取組は正鵠を得たものであり、最後までこの事業が大成功裏に終わることを願います。4点質問させていただきます。

- 1、改めて予算を決定した経緯を教えてください。
- 2、現在までの進捗状況、また課題があれば教えてください。
- 3、冠事業の応募状況を教えてください。
- 4、町民として、この事業に協力、協働できることを教えてください。

続いて、トイレトレーラーの導入について。この質問をするに至った背景ですけれども、能登半島地震の教訓をまとめてある資料に、「避難生活で一番課題となったのはトイレの問題でした。被災者みんなの一番の願いは、「きれいなトイレを使いたい」でした」とありました。いろいろと詳

しく調べていきますと、いろんなことが分かったのですけれども、今現在も10台以上のトイレトレーラーが稼働しているということが分かりました。また、稼働している中で、水がなくなったときに国土交通省が自衛隊に依頼をして、自衛隊は川の水を浄水して、トイレで使える水に大量に変えることができる、そういう技術を持っている、そのような連携のことも知りました。しかしながら、大変高価なもので、その中で議会質問で取り上げることはできないと思っていましたが、一般質問の中で質問させていただきましても、緊急防災・減災事業の対象となることが分かり、本日の質問をさせていただきます。

ということで、ちょっと前置きが長くなりましたけれども、トイレトレーラーの導入について。災害時、避難所等において、第1に必要となるのはトイレです。24時間稼働し、1,200回から1,500回使用できるトイレトレーラーは有用です。また、平時でもトイレは最重要なインフラの一つであり、各種イベント出展やスポーツ大会、観光地での常設などの様々な活用事例があります。実際には、全国で導入した、ほぼでなくて、全ての自治体が平時から活用をしています。

滑川町町民スポーツ祭においては、町と災害協定を結んでいる企業から簡易トイレを無償で貸し出していただいています。これも、この質問をするに当たってヒアリングで知ったことなのですが、そのほかの様々な行事にも有効に活用できます。購入費用は、車種により変わりますが、2,000万円から2,500万円とされています。高額であり、有用であるが、町に導入の検討などはお願ひできないと思っていました。しかし、その後もいろいろ調べていく中で、最終的には町が実質的な財政的負担をかけずに導入することも決して不可能ではないと分かり、質問をいたします。

政府の中央防災会議（会長、岸田文雄首相）は、令和6年6月に自治体による防災基本計画の修正を決定しました。その中で、指定避難所の保健衛生環境の整備に向けて、より快適なトイレの設置に配慮することとして、その方策の一つとしてトイレトレーラーを明示しました。これは、国が推奨して進めているということになります。

そして、導入には総務省消防庁、緊急防災・減災事業債の仕組みが使えます。地方交付税交付金算入率は70%となります。そして、残り30%をクラウドファンディング、いろんな仕組み、いろんなやり方があるのですけれども、例えばクラウドファンディングなどで集めた寄附金を充当した事例が多くあります。これも私が調べた限り、導入したほとんどの自治体がこのクラウドファンディングを活用して、またほとんどの自治体が目標額を超えているようなことが今の状況であります。すみません、重なってしまいますけれども、導入した事例を見ると、ほぼ全ての自治体が平常時から活用し、いざ災害支援に向かう際は住民がエールを送っている様子が報道されています。

町は、コミュニティセンターの建て替えや（仮称）福祉センターの建設など、大きな予算が伴う事業を進める中で、防災に力を入れる滑川町として、町の避難所となる小中学校3施設の体育館に、令和7年度中にエアコンの設置ということで進めています。防災の観点から、小中学校体育館へのエアコンの設置に続いて、トイレトレーラーの導入は可能でしょうか。

3点目、子ども・若者施策について。昨年4月にこども基本法が施行されました。子ども・若者自身が今を生き、成長していくために、大人たちは子ども・若者の声を聞き、寄り添い、対話を重ねながら、共に進んでいくことが大切であるという指針が示されました。

町は、今までも子ども・若者の声に寄り添いながら町政を進めてきましたが、今後一層多様な場面、方法で参画の機会を保障していく必要があります。

近年多くの自治体で子ども・若者会議を開催し、早い段階から子ども・若者を町づくりに参加させています。滑川町でも子ども議会を平成6年、平成26年に開催しています。その成果を踏まえて、将来的には再び充実した子ども・若者議会が開催できるように、私自身、町会議員の一員として研さんを積んでいく所存です。

同様に子どもに関する条例を制定している自治体も増え、中にはその条例を子どもたち自身が学んでいる事例もあります。この子ども・若者議会も、子どもに関する条例の制定も、子ども・若者の参画の手段の一つであり、今回のこども基本法の施行に当たっては、多分野で子ども・若者の声を聞く取組の整備が自治体に求められています。

滑川町には、町の子どもは町で育てるという理念があります。その取組の一つに、青少年の主張大会があります。子ども・若者の声を聞く貴重な機会であり、さらなる充実を望みます。今年2月の大会では、小学生10名、中学生6名が発表しました。これもこの質問のヒアリングを通して知ったのですけれども、その発表者全員に大塚町長が講評、感想を書いてお渡ししていることを教育委員会から聞いて知りました。私は、本当に驚いて、大塚町長のところに行って直接お聞きしたのですけれども、思わず私は「町長、これは秘書がやったんじゃないんですか」という失礼な質問をしてしまったのですけれども、町長は一人一人の主張を何度も読み込んで、時間をかけて講評を書いて、一人一人の子にお礼状も書かれたということを、ちょっと実例も見せていただいたのですけれども、そういうことを知りました。ということで、町長のリーダーシップの下、町全体で子どもたちの育ちを支えていくために、子ども・若者の声を聞く方策のさらなるブラッシュアップを望みます。そこで、5点質問をさせていただきます。

1、子ども家庭総合支援拠点の役割が重要です。どのように相談を受け、支援につなげていますか。

2、青少年の主張大会の町としての位置づけ、意義を教えてください。

3、滑川町こども計画の策定の意義と進捗状況を教えてください。

4、子どもに関する条例制定の是非について、町の考えを教えてください。

5、町は、今まで給食費、医療費の無償化、学童保育の充実等で大きな成果を上げてきました。今後は、その成果を踏まえて、ソフト面の子ども・若者への支援の計画を教えてください。

大きな4項目めですけれども、防災無線システムの改善について。6月議会において、防災無線が聞こえない地域の方からの声を受け、質問しました。地域での防災の取組が遅滞しないように、

何らかの改善が必要であるという趣旨の質問をさせていただきました。町からは、丁寧に町の防災無線の状況を説明していただきました。私も「近隣市町に影響がないようであれば、防災無線増設の要望もさせていただきたい」と申し上げました。

しかしながら、質問をするに当たって町内を調査したところ、町内には聞こえづらい箇所が多々あり、1か所に増設することが抜本的な解決にはならないと感じました。何かよりよい解決策がないか情報収集をしていました。そうしたところ、自治体向け地域防災の展示会で、防災無線をアプリで配信するシステムを知りました。全国的なアンケートでも、住民の7割の人が防災無線を聞き取りづらいという、そういう調査結果も知りました。展示で、そうした状況を解決するために、スマホ等にアプリで文字、画像つきでプッシュ通知を行い、要援護者へのタブレットも提供できる、早く正確に全ての方に届くシステムを知りました。

前回声を上げていただいた町民の方にその情報を持ち寄り、懇談したところ、その方も「防災無線を1か所増設するよりも、町全体の改善になったほうがよいですね」と深く理解を示してくださいました。今後このような防災無線をアプリで配信するシステムの導入は可能でしょうか。

以上、4項目になります。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、町制施行40周年記念事業についてと、質問事項2、トイレトレーラーの導入についてと、質問事項4、防災無線システムの改善についてを篠崎総務政策課長に、質問事項3、子ども・若者施策についてのうち、(1)、子ども家庭総合支援拠点における相談及び支援についてと、(3)、滑川町こども計画（仮称）の策定の意義と進捗状況についてと、(4)、子どもに関する条例制定の是非についてと、(5)、今後の子ども・若者への支援の計画についてを稲村福祉課長に、質問事項3、子ども・若者施策についてのうち、(2)、青少年の主張大会の町の位置づけ、意義についてを澄川教育委員会事務局長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、西宮議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、町制施行40周年記念事業についてのうち、(1)、改めて予算を決定した経緯でございますが、質問にもありましたとおり、事業については若い職員が検討委員会の委員となり、どのような事業が40周年記念事業にふさわしいのか、まずは予算に縛られず案を出したものでございます。その中から、町長をはじめとした実行委員会でふさわしい事業であるかどうか、予算的に合うかどうかなどを検討し、全14事業を決め、予算を決定しております。

次に、(2)、現在までの進捗状況、課題でございますが、記念式典につきましては委託業者が決定し、式典の内容を詰めているところでございます。招待者も確定しましたので、招待状を9月中旬に発送予定でございます。その他の記念事業につきましては、それぞれの事業を各担当課で進め

ております。

課題としましては、写真展の一つとして、いにしえ写真を募集しておりますが、昔の写真ですといつ頃のものが、場所はどこか、写っているのは誰かなど不明なことが多く、なかなか集まらないのが現状です。

次に、(3)、冠事業の応募状況でございますが、現時点での申請件数は5件で、交付金は合計9万円を交付済みでございます。

次に、(4)、町民として、この事業に協力、協働できることでございますが、40周年記念事業として40周年記念版新滑川まつりや花火イベントがありますので、積極的にご参加いただければと考えております。また、冠事業として40周年を盛り上げる効果があり、町民誰もが参加できる事業等の実施をお願いします。申請をいただければ、補助金交付も可能です。

次に、質問事項2、トイレトレーラーの導入についてでございますが、避難所等におけるトイレ問題は特に重視すべき事項であると考えております。トイレトレーラーがあれば災害時以外にも活用でき、その有効性は承知しております。しかし、トイレトレーラーを購入し、所有するとなると、購入費や維持費等の金銭面に加え、保管場所や維持管理など様々な課題があります。例えば移動の際には、トレーラーの状況にもよりますが、牽引の運転免許が必要な場合も考えられます。また、利用後のメンテナンスも考えると、購入という方法は難しいと思われれます。

そのため、滑川町ではレンタル業者と災害協定を締結しました。この協定により、災害時には移動式トイレもレンタル可能です。レンタルの場合、保管場所や維持管理費用がなく、災害時に利用した分の費用負担のみとなります。今後も民間企業の協力も得ながら、トイレ問題への対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項4、防災無線システムの改善についてでございますが、アプリケーションの導入については現時点で検討しておりません。町では、現在防災行政無線が聞こえにくいご家庭に対し、戸別受信機を無償で設置させていただいております。設置を希望する場合には、町に申請が必要です。

また、防災行政無線で放送した内容は、町ホームページへの掲載やメール配信を実施しております。メール配信では、メールアドレスを登録していただくことで、携帯電話、スマートフォン、パソコンなどから放送内容の確認が可能となっております。以上の方法を活用していただきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、西宮議員の質問事項3、子ども・若者施策についてのうち、(1)、子ども家庭総合支援拠点での相談支援について、(3)、滑川町こども計画（仮称）の策定意義と進

捗状況について、(4)、子どもに関する条例制定の是非について、(5)、ソフト面の子ども・若者への支援の計画について答弁いたします。

初めに、子ども・子育て・若者施策については、令和4年の児童福祉法の改正により、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うとし、令和5年度にこども家庭庁の新設、こども基本法の施行、こども大綱の策定、次元の異なる少子化対策、異次元の少子化対策実現のためのこども未来戦略方針を閣議決定し、大きく動き出したところでございます。

そこで、ご質問の(1)、子ども家庭総合支援拠点でのどのような相談を受け、支援につなげているかでございますが、子ども家庭総合支援拠点は平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、基礎的な地方自治体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないと明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に実情の把握、子ども等に関する相談全般から、通所、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等により、継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならないと提起されました。

滑川町は、令和5年4月に滑川町子ども家庭総合支援拠点を福祉課内に設置いたしました。支援拠点の業務内容は、実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整等でコミュニティーを基礎にしたソーシャルワークの機能を担い、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し、必要な支援に係る業務全般を行うこととなっております。

相談内容の主なものは、児童虐待に関すること、子どもの発達や心身の健康に関すること、経済困窮や保護者の疾病、家族関係に起因する問題、子どもの所属である園や学校での困り事などとなっております。

相談による主な支援としては、相談相手に合わせて生活、経済状況をよく聞き取り、主訴に応じた保健、福祉、教育の事業や支援サービスについて説明し、利用へ向けて担当者へつなげております。

また、困り感や負担感が高まっていないか、随時声かけ、電話や訪問、面談を行っております。支援が必要なときは、関係機関と連携し、問題の早期発見や予防の方法を検討する相談者ごとの個別のケース会議等を開催し、町全体のチームとして一丸で支援をしております。

子どもの月齢が低ければ低いほど、子どもにとってのリスクは高まります。子ども家庭総合支援拠点で相談支援することは、妊娠期の伴走型支援や乳幼児健診等、出産前からの全ての母子を対象とする母子保健との連動が重要となっております。

また、早期から困り事を把握できる仕組みは、相談者にとって相談しやすい環境づくりや適切な支援の組立てに役立ち、子どもの育成に寄与しております。

なお、令和5年度の相談対応件数は、新規の助言指導が82件、継続指導が57件、その他2件、合

計141件となっております。

令和7年度には、児童福祉部門の子ども家庭総合支援拠点と母子保健部門の子育て世代包括支援センターのそれぞれの機能を一体化したこども家庭センターを開設する予定でございます。引き続き、妊娠期から子育て期、若者世代まで切れ目のない支援を継続できるように努めてまいります。

次に、(3)、滑川町こども計画（仮称）の策定意義と進捗状況についてのご質問ですが、令和5年4月に施行されたこども基本法第10条第2項では、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画を定めるよう努めるものとする努力義務が規定されております。

こども計画とは、全ての子ども・若者が身体的、精神的、社会的な幸せな状態、ウェルビーイングで生活を送ることができる社会を実現していくことが目的です。そして、これらを含む法令である少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律と一体のものとして、子ども施策を統一的に策定することに意義があると考えております。具体的には、子ども・若者の育成支援施策や貧困対策を総合的に推進していくこととなります。

滑川町では、現在第3期滑川町子ども・子育て支援事業計画を策定している中において、子ども施策の包括的な計画である滑川町こども計画についても、子ども・子育て会議において議論を始めたところでございます。

また、埼玉県の子ども計画も今年度中の策定予定となっており、法律では県計画を勘案することから、町では県計画の策定状況を見ながら、令和7年度中の策定を検討しております。

次に、(4)の子どもに関する条例制定の是非でございます。児童の権利に関する条約、子どもの権利条約が平成元年の国連総会において採択され、日本は平成6年に批准しております。その後、国内の自治体では、子どもの権利条約の理念を踏まえ、子どもの権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的とした条例が制定されております。

NGOの子どもの権利条約総合研究所によりますと、令和6年5月現在、全国で69の自治体が子どもの権利保障を図る総合的な条例を制定していると公表しております。

なお、埼玉県内では北本市が令和4年に制定し、1自治体となっております。なお、富士見市、桶川市では、子どもの権利を含んだ別の条例となっております。

滑川町では、現時点では子どもに関する条例の制定の予定はございませんが、こども基本法、こども大綱、埼玉県こども計画を勘案しながら策定する滑川町こども計画を策定していく中で、条例の必要性、近隣自治体の状況、理念中心型の条例の要否も含めて、今後調査研究を進めてまいります。

最後に、(5)、ソフト面の子ども・若者への支援計画についてでございます。国のこども家庭庁においては、こども基本法やこども大綱に基づいた様々な施策推進が図られているところでございます。滑川町では、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るために、20年度より対象年齢を段階的に

引き上げ、18歳までのこども医療費の無料化、平成23年度より給食費の無償化に取り組んでまいりました。この事業につきましては、引き続き実施してまいります。

また、令和7年度開設予定のこども家庭センターでは、現在の児童福祉部門のこども家庭総合支援拠点と母子保健部門の子育て世代包括支援センターの機能を一体化し、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない支援体制を念頭に、ライフステージに応じた相談支援と他機関との連携に努め、併設する子ども第三の居場所では、困難な問題を抱える子どもの支援に注力してまいります。

引き続き、経済的負担軽減のための給付事業を継続しつつ、相談業務をはじめとしたソフト面において子ども・若者の個々に応じたサポートを推進することから、今後は給付から支援へとステップアップしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の3番、子ども・若者施策について、そのうちの質問の2、青少年の主張大会の町としての位置づけ、意義について答弁をさせていただきます。少子高齢化、国際化、情報化が急速に進み、環境が目まぐるしく変化する現代社会において、次世代を担う子どもたちには心身ともに健康で、他者を思いやる心を持ち、社会的に自立していける健やかな成長が求められています。そのためには、広い視野と柔軟な発想や創造性などとともに、物事を論理的に考える力や、自らの主張や考えを正しく伝え、理解してもらう力などを身につけることが大切です。青少年の主張大会は、子どもたちにとってこれらの契機となることを目的として、毎年開催をしています。

この大会は、対象学年の全児童生徒が参加しており、当日は各小学校及び中学校の代表者が、日頃の生活の中で感じた家族や友人、地域の人々に対する思いや感謝、あるいは感動や感銘を受けた考えや経験、さらには自分を取り巻く環境に対する考えや将来への決意、これら様々なテーマから自らの思いを自分の言葉で表現し、同世代のみならず大人や社会に向けて発表する場となっています。

あわせて、子どもたちが今何を思い、考え、悩み、喜び、そして何に希望を見いだしているか、大会での意見を傾聴し、子どもたちに対する理解を深めることで、青少年の健全育成を推進するためにも貴重な機会であり、町としてもとても意義深い事業であると認識をしています。

また、本大会については、教育委員会主催、町PTA連合会が後援の事業ではありますが、町長をはじめとした県議会議員、町議会議員、社会教育委員、教育委員会教育委員、小中学校校長等、皆様に来賓としてご列席いただいております。さらに、保護者や地域の方々、小中学校の先生方など多くの方々にもご列席いただいております。

ここでは、教育を含む行政に携わる多くの方々が、それぞれの立場でそれぞれの視点を持って子どもたちの主張を聞いておられます。このことは、子どもたちの声、思いが行政に届き、町の施策に影響、反映させることができる貴重な機会にもなると考えております。子どもたちならではの視点や個性豊かな感性からの主張は、大人では到底想定できないものもあり、考えつかない意外な提案や気づきがあり、施策策定におけるヒントになることもあります。

前吉田町長や大塚町長からも、大会後の課長会議等において、子どもたちからのメッセージを受け訓示されることが多々ございます。子どもたちの声を聞くこと、思いを酌むことの意義と、その声を伝え、行政に反映させることをこのような形でも実践をしています。西宮議員がご質問の中で触れているとおり、大塚町長が大会発表者の子どもたち一人一人に講評、感想を書いて渡しているのは、その姿勢と子どもたちへの感謝の表れだと思います。

青少年の主張大会は、その趣旨、目的から多方面で有意義であり、町としても貴重な事業として位置づけし、実施しております。より多くの方々に子どもたちの声を聞いていただけるように、新たに令和4年度から大会発表集としてホームページにも掲載を始めました。本事業は、子どもたちにとっての自らの学びの場であるとともに、大人たちにとっては子どもたちへの深い理解とその声を聞く貴重な場となっています。今後も大会のブラッシュアップを続けながら、継続して開催してまいりますとともに、議員の皆様方にも機会がありましたら、ぜひ一度ご列席いただき、直接子どもたちの声を聞いていただければ幸いに存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、再質問願います。

○6番（西宮俊明議員） いずれの質問に対しましても丁寧なご答弁、大変にありがとうございます。

1点目の町制施行40周年記念事業に関しましては、本当に私自身も議員、また町民の一人として協力、協働し、大成功裏に終わることを願っております。

2点目のトイレトレーラーの導入についてですけれども、今課長から指摘がありました維持費、保管場所、移動、牽引、メンテナンス等々の問題点の指摘がありました。私自身も、また今後勉強しまして、場合によってはまた再質問させて……今回ではなく、また今後とも取り上げさせていただくかもしれません。

これも、本当に私は不勉強で、課長の答弁でも触れていただきましたように簡易トイレを無償で貸していただいたり、町民体育祭での無償貸与等、私はこれは素晴らしいことだと思ひまして、これに関しまして、それ以外のことでも協力をいただいていることがあるのか、差し支えなければ、そのような業者とどのようなことを協力いただいているか、教えていただければと思います。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、西宮議員の質問に答弁をさせていただきます。

簡易トイレの無償貸与でございますけれども、町民スポーツ祭に対して協賛をいただいております業者につきましては、株式会社滑川環境保全様、それと株式会社ウェイスト様より協力をいただいております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 大変にありがたいことだと思います。

続いて、子ども・若者施策についてですけれども、今現在、建設が待ち望まれる福祉センターが開設されることにより、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが統合される、そのことで本当に支援をさらに充実させることができると思います。いま一度、統合される利点、またどのような体制となり、どのように支援を充実していただけるかを教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、西宮議員の再質問に答弁いたします。

令和7年度中に開設予定のこども家庭センターは、先ほども答弁したとおり、現在ある児童福祉部門の子ども家庭総合支援拠点と母子保健部門の子育て世代包括支援センターそれぞれの機能を一体的にした施設となり、妊娠期から子育て期、若者世代まで切れ目のない、漏れなく支援を継続できるようにすることが大きな利点であります。

現在の子ども家庭総合支援拠点は、正規職員の保健師1名、元小学校教員の会計年度任用職員1名の2名体制で業務に当たっております。また、子育て包括支援センターは、保健センターの保健師が5名、共同で業務に当たっております。

こども家庭センターが設置されると、今までの相談支援だけではなく、サポートプランの策定、新たな相談機関としての役割や新たな支援事業、ヤングケアラーや子どもの居場所づくりなど新たな業務も大幅に増え、これらにより幅広い支援を行うことができます。子ども・若者・子育ての支援が滑川町の子どもたちの育成に寄与する機構、組織、体制となるように、また滑川町と同様に子どもの人口が増加、多い市町村を参考にしながら、関係部署としっかり調整を図って進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 大変ありがとうございます。

続いて、先ほどの青少年の主張大会に関連をしまして、これは大変答えにくい質問と分かっている、あえて質問をさせていただきます。青少年の主張大会を滑川町子ども議会の趣旨を持たせて開催することは可能でしょうか。これは、あくまで教育委員会としての見解ということで、これは当然議会が関わってきますし、それから将来的に動画配信されたようなときのことになると思います。

どうしてこういう質問をさせていただくかといいますと、平成6年と平成26年の子ども議会の資料を私も詳しく見させてもらったのですけれども、大変な労力をかけて、先人の皆様がどれだけの努力をされてこれを立ち上げたか。これ、同じことをやるというのは大変な労力だなと思ひまして、それを今ある青少年の主張大会をうまく使っていくことによって、子ども議会の趣旨を持たせてできる可能性もあるのではないかという、その思いでちょっと一つ、あくまで教育委員会としての見解をお聞かせください。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁をさせていただきます。

子ども議会の趣旨をどのように捉え、何を具現化するか、これにより可能か不可能かというところが変わってくるかと思ひます。子ども議会に求める趣旨では、1つに政治参画意識の醸成、2つ目に行政、議会運営への理解、3つ目に子どもの変化、育ち、4つに地域交流、地域愛への醸成、5つ目に町づくりの参加、こういったことが挙げられると思ひますが、先ほどお話しした③、④については現在の青少年の主張大会でも子どもの声、主張を直接聞くということや、町や地域について考えて主張するという形で既に実現されております。また、⑤についても先ほどの一般質問での答弁のとおり、間接的には関与できていると思ひます。

しかし、①、②については議会形式をもって実践しないと、政治参画の実感や行政、議会の仕組みへの理解はしづらく、青少年の主張大会の形では実現は困難であると思ひます。また、⑤についても政策の提案、予算の提案などの実質的権限を伴ったものではないと、直接的な関わりはやはり困難です。

子ども議会における子どもの活動を学ぶ、議論する、提案・提言する、行動するの4つに区分した場合、やはり議論する、行動するの活動は議会形式でないと実現はできません。さらに、議会としての機能を考慮するのであれば、予算提案権や公選制の導入、各学校からの参加枠の設定などの検討も必要となり、さらに単年度事業ではなく継続した事業としなければ、単なるイベントで収束してしまい、子ども議会として実施する意味や意義がないと思ひます。

ただし、その実現には、先ほど西宮議員がおっしゃったとおり課題も多いです。1つには、参加する議員となる子どもさん、こちらが限定され、またその負担が大きい。議員の選挙の執行、議員数の確保、議員への研修、教育、指導、条例・例規の整備、予算の確保、子ども議会運営事務局の事務負担などが考えられます。特に議員となった子どもには、議会、行政運営の理解やそのための研修、選挙対応、周りの子どもたちの意見の集約、意見の提案、議会出席、議決事項の提案など大きな負担がかかることが想定されます。

子どもの声を聞くということを主眼に置くのであれば、ワークショップやフォーラムの開催、SNSやウェブアンケートの活用など、多様な場面、多様な方法で広く子どもの声を聞く機会を設定するなどの方法も有効かつ効果的であるかと考えます。

いずれにいたしましても、子ども議会が有する趣旨、役割のどの部分に着目し、運営をしていくのか、そのことを明確にし、子ども議会運営のメリット、デメリットを十分把握し、そのための手段、方策について慎重に検討し、判断していくことが重要であると教育委員会では考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 時間過ぎてしまいました。お礼だけ。一つ一つの質問に対して丁寧な答弁をいただき、大変にありがとうございました。

以上で私の質問を終了させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で西宮俊明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は、あの時計で3時とします。

休 憩 （午後 2時47分）

再 開 （午後 3時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位4番、議席番号13番、内田敏雄議員、ご質問願います。

〔13番 内田敏雄議員登壇〕

○13番（内田敏雄議員） 13番、内田敏雄です。質問通告書に沿って質問をしたいと思います。

1、里山の荒廃について。周囲の雑木林をかわしながら竹が侵入する拡大竹林が日本全国で問題になっています。町内でも至るところで散見されますが、竹は根が浅いため、急斜面に広がった竹林は斜面崩壊のリスクを高めてしまうそうです。

また、令和2年頃から急激に増えているナラ枯れの被害は、カシノナガキクイムシと呼ばれる体長5ミリほどの昆虫がコナラやミズナラをはじめ樹木に穿入し、カシナガと共生するナラ菌の影響により樹木を枯らしてしまう伝染病で、被害木は真夏にもかかわらず紅葉したかのように真っ赤に色づくのが特徴ですが、町内の里山でも目につくようになってきました。これらは、里山の整備が足りず、放置状態であることが原因とされています。

町では、森林環境譲与税を基金として積み立てているため、滑川町森林環境基金条例を制定しました。この条例では、基金設置の目的として、森林整備及び促進に要する経費の財源に充てると規定しています。過去の一般質問の回答では、事業内容としては20年後に全額を公共施設の内装木質

化やため池周辺の森林管理等に充てると説明がありました。町の施策をお伺いします。

①、町内の土地の農地や森林などの利用区分はどうなっているのか。また、人工林と自然林の割合及び人工林の樹種など分かる範囲で教えてください。

②、町内の山林で、所有者が町外や県外の割合はどのくらいありますか。また、相続土地国庫帰属制度の対象となった土地はありますか。

③、町内の里山は、雑木林を含めて森林経営管理法の対象になりますか。

④、町の里山のような森林では、環境保全に森林環境譲与税の活用はできないのですか。

⑤、森林の利用転換を含めて、その利活用についてどのように考えていますか。

2、雇用創出の取組について。人口減少が進んでいる主な要因として少子化が挙げられますが、人口の増減には自然増減と社会増減があります。自然増減も社会増減も自治体が対処することは難しい問題が多いと思いますが、自治体にも大きな責任があるのではないのでしょうか。

国は、東京一極集中と地方の人口減少を改善するために移住定住促進を行っています。最近では、地方活性化のために二地域居住生活推進のための制度を充実させるように動いているようです。移住するためには生活の糧が必要であり、仕事がなければ住居を移すことはできません。自治体が雇用問題に取り組むときに、自治体が置かれた地理的環境、人口構成、産業構造、財政状況など、経済、社会的諸要因が大きく影響してきます。しかしながら、雇用についてのビジョンは産業政策、地域開発政策と密接に関係していて、生産の派生需要と位置づけられることを考えれば、地域産業政策のビジョンと地域雇用創出のビジョンがマッチしなければなりません。

企業誘致、工業団地の整備、創業支援、助成金、コミュニティビジネスの運営支援など自治体が行い取組まなければならない施策はたくさんあります。町の雇用創出策の取組姿勢が見えてきません。町の雇用創出に関するビジョンについて教えていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（吉野正浩議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、里山の荒廃についてのうち、①、農地や山林などの土地利用区分の状況と人工林と自然林の割合についてと、③、町内の里山は森林経営管理法の対象になりますかと、④、町の里山の森林では環境保全に森林環境譲与税の活用はできないかについてと、⑤、森林の利用転換を含めた利活用についてと、質問事項2、雇用創出の取組についてを服部産業振興課長に、質問事項1、里山の荒廃についてのうち、②、町内の山林所有者の町外と県外の割合と相続土地国庫帰属制度の対象となった土地はあるかについてを島田税務課長に、質問事項2、雇用創出の取組についてのうち、町の雇用創出に関するビジョンについてを篠崎総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、里山の荒廃についてのうち、最初に①、町内の農地、森林の利用区分と人工林と自然林の割合についてですが、滑川町森林整備計画の情報を基に回答のほうをさせていただきますが、森林整備計画は民有林を対象としているため、国営武蔵丘陵森林公園内にある森林面積を除いた面積を全体面積とするため、割合の差があることはご理解のほどよろしくお願いたします。町内の総面積2,968ヘクタールに対し、農地面積は約801.5ヘクタールで約27%となっております。森林面積は、約703ヘクタールで約24%という割合になります。そして、森林面積に対する人工林の割合については約152ヘクタールとなり、約22%となっております。町総面積に対する割合は、人工林で約5%、自然林で約19%となっております。

次に、人工林の樹種についてですが、こちらのところは面積とかカウントはできなかったのですが、樹種だけをお話しさせていただきます。主なものでは、クヌギ、ケヤキ、コナラ、杉、ヒノキとなっております。

次に、③、町内の里山が森林経営管理法の対象となるかについてですが、滑川町は全国の多くの自治体と同様に、森林の所有形態は小規模で分散的となっております。このことから、林業従事者の低迷、森林所有者の高齢化や世代交代等により所有する森林への関心は薄くなったり、森林管理が適切に行われなくなったり、さらに立ち木の活用が行われないという事態が多く発生しております。こうした状況を踏まえ、森林経営管理制度は森林所有者と林業者との間にあるミスマッチを解消し、林業と森林資源の適切な管理を図るために設けられたものであり、令和元年5月25日に成立した森林経営管理法に基づく新制度であると認識しております。

滑川町は、ご質問の制度の対象になりますが、小規模な管理の滞る森林が多く点在しており、林業経営者からすると費用対効果も薄く、制度の活用が難しい状況となっているのが現状と思われま

す。

次に、④、町の里山のような森林に環境譲与税の活用ができるかについてですが、森林環境譲与税の用途は法令で定められており、市町村が行う森林の間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなっております。このうち森林の間伐や森林整備を目的としたものであれば活用できると認識しており、一昨年になりますが、この税を活用した伐採を実際に南谷沼のところで実施しております。

次に、⑤、森林の利用転換を含め、この利活用についてどのように考えているかについてですが、本年6月の定例議会の観光資源化の検討でも回答を行いました。町内にある里山のほとんどが官有地ではなく個人の所有地ということもあります。その全てを町主体により整備を行うことは難しいと考えております。個人での整備は無理なので、地域や団体で里山整備を実施したいというお申出があるようでしたら、森林ボランティア事業といった森林整備活動に関する補助もありますので、産業振興課までご相談いただけたら幸いです。

また、この推進方法についても、これが最善といった方法が出ていない案件でもあり、次期総合

振興計画での検討も含め、様々な角度での検討や地域の協力も必要と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、質問事項2、雇用創出の取組について答弁させていただきます。産業振興課では、推進の基本となる滑川町総合振興計画に基づき、随時修正を行いながら推進を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、内田議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、里山の荒廃についてのうち、②、町内の山林で所有者が町外や県外の割合はどのくらいありますか。また、相続土地国庫帰属制度の対象となった土地はありますかにつきまして答弁させていただきます。山林の所有者は、全体で1,689名のうち、町内所有者911名で54.4%、県内所有者489名で29.0%、県外所有者282名で16.6%でございます。

また、相続土地国庫帰属制度の対象となった土地につきましては、申請のあった件数として答弁させていただきます。こちらにつきましては、法務局に問合せしたところ、件数についてはお答えできませんとのことでした。しかしながら、申請があった場合には町に対し問合せ等を行うとのことであり、今日現在、そのような問合せは法務局からはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項2、雇用創出の取組についてでございますが、地方創生において雇用の創出は欠かすことのできない政策であると考えております。町の雇用創出に関するビジョンについて、第5次総合振興計画の重点プロジェクト4、滑川町の安定した雇用を支えよう戦略プロジェクトにて、雇用創出の基本的な方向性として3点挙げております。1つ目は、町内にある事業者のスキルアップや新たな経営者を育て、経営の安定と雇用の拡大を図るという視点です。2つ目は、農業の6次産業化を進め、農業者の所得向上と新規就農者を増やすという視点です。3つ目は、企業を誘致し、経済の活性化、雇用の拡大を図るという視点です。

具体的な施策として、1つ目の人材育成の視点では、商工会と連携し、中小企業や個人事業主を対象に経営サポート事業を実施しております。2つ目の付加価値を高める視点では、地方創生の交付金等を活用し、谷津田米のブランド化や、ぼろたん、ころ柿の特産品づくりを推進しております。3つ目のビジネスチャンスを引き寄せる視点では、土地利用構想にて産業振興エリアを設定し、企業から相談があった際に優先的に案内しております。また、和泉地区へ工業団地を誘致するために、

嵐山小川インターチェンジから熊谷市へ抜けていくアクセス道路整備についても実現に向けて県へ要望を続けております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、再質問願います。

○13番（内田敏雄議員） まず、町内の人工林が150ヘクタール、約5%と今ご回答いただいたのですが、初歩的な質問で申し訳ないのですが、人工林と自然林の定義とかというのは決まっていますか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午後 3時18分）

再 開 （午後 3時19分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

人工林のところ、基本的には植林を計画をもってしているところ、ある意味伐採した後に計画をもって、例えば何メートル間隔でという形で杉、ヒノキを植えたりとか、そういった形で自然林、そのまま木が出てくる、若芽が出てくるという形ではなくて、計画的に植えているという、そういう判断でいいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 今のご回答ですと、植林をしたところしか人工林というふうには認められないというような解釈になるのかなというふうに思うのですけれども、今滑川町内にある人工林の樹木の種別とかというのは分かりますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午後 3時20分）

再 開 （午後 3時20分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁さ

せていただきます。

先ほどお話ししました回答でありましたクヌギ、ケヤキ、コナラ、杉、ヒノキ等、そういう形になるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） クヌギとかコナラとかというのは、植林をしたものなののでしょうか。それとも、いわゆる私がお聞きしたいのは、滑川町内の雑木林と言われている里山は人工林の中に入らないのかどうかという。私が調べた範囲では、雑木林も人工林というふうに書いてあったのですが、それがどういうふうになったときに人工林なのか、ちょっとよく分からなかったのですが、ただ滑川町内の雑木林と言われているところはかつて燃料等を取るために使われていた里山です、ほとんどが。まきであったり、あるいはシタケのほだ木だとか、そういうものを採取するために使っていた里山は人工林というふうな区分にはならないということなののでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの質問に答弁させていただきます。

こちらは、滑川町の森林整備計画に基づいた中でお話をさせていただいております。そうした中で分けたという形でございます。ただ、内田議員さんがお話しされているように里山、これは大きなくくりで話をすると人工林という形になると思えます。

滑川町のところの中で話をさせていただくと、議員さんがお話ししたように木炭、炭になったりとか、そういった形で全部、江戸時代、明治時期でしょうか、ずっとそういった形で燃料として授与してきたと。その中で、さらに15年なり20年なりのスパンで森が活用されていたとき、そのときであれば人工林という形になるのだと思うのですが、今その人工林が使われずに、どちらかという自然林に返っているという形の中で、この森林整備計画の中では人工林ではなく自然林という形で回答しているという形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 私の質問の仕方が悪かったみたいで、要は滑川の町内にある雑木林なんかで、過去にまきの採取だとかそういうので使われていたような里山が、この森林整備計画の森林経営管理法の対象になるのかどうかというのを一番お聞きしたかったわけです。この管理法の対象になるのが5%しかないのか、それとも過去に使っていた、まきを採取するために使っていたところも対象になるのかどうかという、そこが一番聞きたかったわけです。申し訳ありません。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

こちらの森林経営管理法の対象には、先ほど答弁でもちょっとお話をさせていただきましたが、管理しにくいところという形は回答させていただきましたが、エリアとして見れば入るエリアになっておりますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 森林経営管理法の対象になるというご回答でいいわけですね。そうすると、私が何を考えているかという、森林経営管理法の対象になるのであれば、民有林であっても自治体が管理することは可能なのではないのかなというふうに思っていて、私の調べた範囲では民有林であっても管理できていない山林は森林経営管理法により自治体が管理をすることができるというふうになっていたと思うのです。

森林の管理ができていないところについては、経営管理権が自治体にあつて、その経営管理実施権も自治体にあるというふうにすることができるというふうに私は解釈したのですが、もしそうであるなら、整備が行き届かないような山林を自治体が指定することによって、先ほどの竹林の管理だとか、それからナラ枯れをしているような木の伐採だとか、そういうこともできるのではないかなと。あるいは、現在ある滑川の町内のほとんどは雑木林で、コナラやミズナラですか、そういうような樹木が多いと思うのですけれども、そういう木の活用というのを自治体として活用する方法を考えて、それを実施に移すことができるのではないかというふうに私は解釈をしたのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

制度上はできます。ただ、滑川町で森林を整備するという形になった場合、先ほど内田議員さんが話したように、計画に基づいて所有者の方々の皆さんに話したとき、この面積、こちらを滑川町がやるとなった場合、これは膨大な費用がかかってしまうと、そういった中で今まで行っておりません。金額でお話をさせていただくと、数億円または数十億円という形が出ると思います。

そして、町民の方でお話をさせていただければ、町に貸してしまったのだから、もう既にいいのだというお話になってしまうと、やはりそのところで大きくそごが出てしまうのではないかなと。そして、さらに滑川町に管理してもらうのだからきれいになって当たり前だろうという中で、それができなかったときのそご、このようなものも含めて、町ではできる限り町民の方に、個人の所有

者の方をお願いしたいと。さらに、先ほどお話しさせていただきました森林ボランティアとか、そういったものを使いながら何とかできないかなというのを模索しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 農地の場合は、借地者が土地を借りて栽培した農作物は借地者の権利なのですが、森林の場合の樹木は、所有権はあくまで土地の所有者なのです、たとえこの森林経営管理法においても。ただ、所有者が持っている民有地の所有権を自治体が管理することができるというのがこの法律だと思うのです。

実際にほかのところの、例えば今日、朝、総務経済の所管事務調査の報告をしましたけれども、山の整備について、みんな全部民間に委託をしているのです。整備の委託をして、伐採も委託をして、みんな外部に全部委託しているのです。町が実際に伐採したり整備したりはしていないのです。そういうことは、滑川の中でも森林環境譲与税は数百万円ぐらいしかないのですが、委託したり計画を立てたりすることは十分できるのではないかというふうに思ったのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

かなり難しい。現実的には、おっしゃることはよく理解します。ただ、難しいというのが本当の現実なのかなというふうには思っております。

そして、今年か来年、農業センサスのほうで林業者の方が出てくると思うのですが、今現在、林業者の方も1名または2名という形です。そうした中、先ほど回答にもちょっとお話をさせていただいた費用対効果の面で林業者の方が入ってくるのは難しいのかなというようなことも考えております。

谷津の里、伊古の里、こちらのところでもやはり苦慮しながらやっております。そうした中で、大規模に入ってくれる方がいらっしゃればあれなのですが、今現在、滑川町にある里山、丘陵上の里山、これを雑木だけで林業者の方に入っていただくのはちょっと難しいのかなというふうなものを考えております。

また、そういったものができるようであれば、さらに進めた考え方もしていくというのは考えておりますが、今現在はちょっと難しいのではないかなというふうなのが現状で考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 担当課長が難しいと言うのだから難しいのだろうとは思いますが、例えば町内に、中学校の脇のところにまきを販売している会社があります。それ以外にも、あとシイタケのほだ木を出荷していらっしゃるような方もいらっしゃるというふうに聞いているのですが、町内の山林のこの部分の伐採とかというのを計画的に進めていって、先ほど答弁の中にありましたように、町の中にあるようなコナラやミズナラの樹木のサイクルというのは大体20年ぐらい、シイタケのほだ木だと10年ぐらいでの伐採になるかと思うのですが、これを計画的に進めることによって町の山の中がきれいに整備されていくのではないかなど。実際にまきを販売していらっしゃる業者もいますし、そのまきを採取していらっしゃる方も町内にいらっしゃるようなので。実際に今活動している会社をうまく活用していけたら可能なのかなと思うのだけれども、担当課長が難しいというふうにおっしゃっているのは、いろいろ問題点もあるのだろうと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

現実的に今、内田議員さんがお話しされている業者さん、あちらの業者さんもやってございます。私ども産業振興課でも存じております。ただ、あの面積で、例えば滑川町の全体を部分的にやっついこうとした場合に、やはり計画的に話をして、一人の方がやるという話になった場合、これは極論になりますけれども、そうした場合で話をすると、変な話、10年で全部、滑川町をできるわけではなく、数十年、はたまた100年単位で滑川町でやるような形、そしてさらに販売先、こちらのところ、そういったものも含めながらでないといけないのではないかなというのが最終的に考えているところでございます。

いろんな森林公園の中の伐採のところも含めながら、国営の森林公園なのですが、そちらもちょっと話したりとかしております。そして、伐採した樹木、間伐した樹木、こちらのうまい利用ができるのであれば、またその辺も変わってくるのかと思います。

今までの中で、いろいろ工夫、協議しながらしてきたのですが、今現在できない状況というのはこのような状況になっております。別にこのところで、やりません、やりませんという話ではないのです。頑張ってみようとは思いますが、そういったいろんなものの中でちょっと難しい部分が多いのですよというご回答になってしまって大変申し訳ないのですが、一応そういう形で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 森林経営管理法は、森林環境譲与税とセットの法律だというふうに私は理

解をしているのですけれども、森林経営管理法を遂行するためにお金を使う必要があるので、それを賄うのが森林環境譲与税ではないかなというふうに私は考えております。

そうしたところで、例えば森林環境譲与税を木質化に使うというのは間違いではないと思う、あるいはため池の下草刈りに使うということも間違いではないと思うのですけれども、効率的な使い方をすることによって、もっと生かせるかなと、そんなに大きな金額ではないから、余計にその使い方を効率的に考える必要があるのではないかなというふうに考えております。

その辺のところを十分踏まえた上で、例えばため池の周りの下草刈りに使うというのは、直接お金を町が払って下草刈りをしているという形になると思うので、使い方としては多分一番効率が悪い方法なのではないかなというような、ちょっと素人考えなので申し訳ないのですが、そういう意味でこれをセットに考えていただいて活用する方法をご検討いただけませんかというお話なのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

この場で回答させていただくに当たっては、できますという判断は、申し訳ございません、できません。今後検討しながら、できるときにはできるという形になるかと思えます。

先ほど来のお話の中で、下草刈りとかという話もありました。森林ボランティア、こちらのところもお話をしながら、さらにこちらの農業遺産の関係になってしまうのですが、そちらの中でもやはり下草刈りとか里山の管理、こちらのほうも行っていこうと思っています。

そうしたボランティアの方を募集するとか、NPO化しながら里山の保全をかけようとか、そういうものは様々な協議をしております。それがまだ全然具現化していない状況でございます。進めてはいるのですがという形になってしまって大変申し訳ないですが、今そういう状況でございますので、現状のほうをお話しさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 私は、あまり法律とか何かを勉強したことがないのであれなのですけれども、私が読んだ範囲では森林経営管理法というのは珍しく自治体の権限が物すごく強い法律で、意向調査をして、その民意の意向をよく酌みなさいと、それを原理原則にしているけれども、貸し出すのを嫌がっても自治体が法律に基づいて手続を踏めば、この法律の執行をすることができるというふうになっているようなのです。ですから、せつかくのこんな自治体に強い権限を持たすような法律があるのであるから、十分な活用をお願いしたいと思います。

続いて、次の質問に移らせていただきます。雇用創出の取組についてなのですが、総務省のまち

・ひと・しごと創生本部事務局のアンケート調査によりますと、東京都に住んでいる18歳から69歳までの方1,200人にアンケート調査を行ったところ、東京以外のところに移住をしたいというふうに考えている方が、移住をしたい、あるいは移住をすることもいいかなというふうに思っている方が4割もいるというふうに書いてありました。実際に移住をしたいというふうに思っても、やはり仕事がないと移住できない。やっぱり生活の糧は必要で、家族がいれば余計やっぱり子どもも育てなければいけない、そういうことがあるので、やっぱり雇用というのはすごく大切なことなのだろうと。

恐らく今地方で人口減少に悩んでいるところというのは、私に言わせれば、多分一番の根本原因は雇用がないからだというふうに思います。若い人がみんな都会へ出て行ってしまうのは、都会に行けば仕事があって自分が希望する職種に就けるとか、そういう雇用があるから若い人が地元に残らないで出て行ってしまうということを考えたときに、滑川町は幸いにして都内から1時間で来られるようなところに実際にあるわけなのですからけれども、現実にも都内まで通ってしまえば、1時間以上かけて通うということは結構大変で、特に家族がいるとやっぱり長距離の通勤というのは結構大変になるので、職住近接というのが理想的なのだろうというふうに思います。

そうはいっても一自治体に雇用の創出を考えると、なかなか重い問題なのだろうなというふうに思いますし、雇用の創出を考えろといったときに、ほとんどの方はそれは国の仕事ではないかというふうな考えをしていらっしゃる方は多いと思います。でも、国は国としてやるべき雇用創出の施策があるように、県は県、自治体には自治体の雇用創出の施策はあるべきだろうというふうに私は考えておまして、そういう意味で町内だけで雇用を増やすことが無理であれば、近隣市町村との協力に基づいて、もうちょっと広いところで考えていく、あるいはそれをさらに広げて県と協力して企業を誘致する、そういうような施策は必要なのだろうと思うのです。

ここであえて、自治体にする質問としては違うのではないかみたいな意味で雇用創出を出したのは、町の自治体としての覚悟をお聞きしたかったのです、一番の問題は。どのくらいの本気度があるかということが一番お聞きしたくて聞いたわけで、その点いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁をさせていただきます。

まず、町内の関係ですけれども、最も重要である町として町内の企業を応援し、拡大を図る点については、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、総合戦略に基づいて町内企業の人材育成、農業の6次産業化、企業誘致に係る取組を推進してまいります。

近隣市町村で雇用を拡大していくという点についてでございますけれども、昨年度に比企地域元気アップ実行委員会という比企市町村の政策担当、観光担当で構成される組織にて比企地域内の企業の紹介動画を撮影し、地元の高中生や大学生に知ってもらうという取組を実施しております。今

後もニーズに合わせた比企地域の雇用創出に関する取組を検討してまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 雇用創出について考えたときに、そのビジョンは地域振興で、やっぱり要ではないかというふうに思います。そうしてみると、やはり雇用創出に対する専属の担当者みたいな人が必要なのだろうなど。企業誘致のときにも、あるいは観光振興のときにも一緒になって考えもらえるような、雇用創出を念頭に置いて考える人が必要なのではないかなというふうに私なんかは思うのですけれども、でも現実には滑川ぐらいの規模、小さい自治体の規模で、そういう専任の方を採用するとなかなか難しい部分ではあると思うのですけれども、でも内部で育成することは可能なのかなど。雇用創出を念頭に置いて活動できるような企業誘致なり、地域振興の活動ができるような人材の育成、そういうものを考えていただけないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

議員のおっしゃるとおり、滑川町みたいな小規模自治体ではそういった専門の人を雇用するというのはなかなか難しいと考えます。かといって限られた職員数の中で、そういった専門的な人をその担当だけに置くというのも、またこれも難しいものと考えます。

そこで、先ほどお話が出ているような、そういった雇用創出についての研修なり人材育成なり、そういったところに職員のほうを派遣して、限られた人員、課の中でそういった人材を育てていければというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わりにいたします。

○議長（吉野正浩議員） 以上で内田敏雄議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 明日4日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣言

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて延会いたします。

（午後 3時48分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和6年第243回滑川町議会定例会

令和6年9月4日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	稲村茂之
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課副課長	吉野和弘
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一
代表監査委員	吉野正和

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	宮島美咲

録 音 西 浦 俊 行

○議会議務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第243回滑川町議会定例会第2日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日、執行部からの出席で、服部産業振興課長に代わりまして、吉野和弘産業振興副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

◇ 中西文寿議員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位5番、議席番号12番、中西文寿議員、ご質問願います。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 12番、中西文寿です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問させていただきます。

質問事項1、東武東上線の利便性向上について。滑川町には、森林公園駅、つきのわ駅の2駅があり、都内へのアクセスも良好で、人口増加に一役買っている面が多分にあると思います。

滑川町は、順調に人口が増えてきていますが、今後は住み続けてもらえる、通学や就職のために一旦町から出られた方にも戻ってきてもらえる町づくりが重要になってくると考えます。そのために必要で、かつ重要な要素の一つが東武東上線の利便性向上だと思います。

利便性向上といっても、もう少し具体的にしないと分かりづらいと思いますので、ここで少し掘り下げたいと思います。東武鉄道は、とにかく運賃が高いというふうに思いますので、池袋駅—森林公園駅間を基準として、他路線と比較してみました。ターミナル駅から池袋—森林公園駅間と同程度の距離になる駅までの運賃と比べてみました。営業距離の短い路線もありますので、その場合には一番遠い駅までとして計算をしてみました。

東武東上線池袋—森林公園駅間は52.6キロで743円です。キロ当たり14.1円になります。東武伊

勢崎線池袋―鷺宮間、1キロ当たり14.3円です。京成線京成上野から大佐倉、1キロ当たり14.0円、京急線品川―堀ノ内間、キロ12.8円、東急東横線渋谷―横浜間、キロ12.8円、東急田園都市線渋谷―中央林間駅間、キロ12.1円、小田急線新宿―藤沢本町、キロ11.3円、西武池袋線池袋―東吾野間、キロ10.7円、西武新宿線西武新宿―本川越間、キロ10.8円、京王線新宿―高尾山口、9.6円です。

もちろん実際にはキロ単位に距離を掛けて運賃が計算されているわけではありません。しかし、やはり関東の大手の中では、東武鉄道が一番高額になるのかなというふうに思います。

東武鉄道には、運賃が高いことはもちろん改善してほしいのですが、何といても利用者の視点に立った運行がされているようには思えないところをまず改善してほしいと思っております。

東上線にも、今はやりの座席料が有料な電車が運行されています。この座席料が年間幾らの収入になっているかについては、東武鉄道に問合せをいたしました。非公開だそうです。なので、試算をしてみました。最低でも年間6億から7億円程度にはなっているのかなというふうに思います。

この電車の運行により、我々が通常乗車する電車の所要時間が長くなったり、発車時間間隔が広がったり、悪影響が出ています。むしろ悪影響が出ているというより、意識的に悪影響を出しているようにさえ感じます。増収施策を練られるのはもちろん自由ですが、我々遠距離利用者にとって不便なダイヤにして、嫌なら有料電車に乗ってくださいという姿勢には感心しません。

東武東上線は、運転見合せや遅延が非常に多い路線です。信号機故障などは通常のメンテナンスやインフラの二重化で、ある程度は回避可能だと思います。人身事故はもらい事故的な側面がありますが、こちらホームドアの設置や立体交差による踏切の廃止などで事故を減らせると思います。これらの対策には資金も必要で、簡単でないことは分かります。しかし、それにしても積極的に取り組もうという姿勢が見えてきません。ダイヤ遅延や見合せが発生した場合の定刻運行に戻すまでの時間が長いことも問題です。回復運転を見たことはありませんし、日頃から何らかの訓練をしているかも疑問です。

代表的な問題点を幾つか挙げましたが、これらを町で対応することはできないのですか。多くの問題を抱えていて、これらの解決が利便性向上につながることは理解していただきたいと思います。

この利便性向上の声は、個人で幾ら挙げても東武鉄道には届かないと思います。町として、さらには近隣市町村と連携を取って、東武鉄道に申入れを行っていくことが重要だと考えます。このことを踏まえて、以下の点につきお伺いいたします。

①、今年3月のJRダイヤ改正により、京葉線の通勤快速の廃止、快速の減便といった改悪がありました。千葉市等、地元自治体の意見表明により、早期改善が図られています。このように、鉄道の利便性向上には地元自治体の積極的な関与が必要だと思いますが、どのようにお考えになりますか。

②、東武鉄道と定期的に情報交換をする機会がありますか。

③、あるのであれば、どのような会合で、どの程度の頻度で行われているのでしょうか。ないの

であれば、その必要性は感じないから実施していないということでしょうか。

④、東武東上線沿線地域の活性化に関する協定、東武東上線沿線サミット協定というものがあるようですが、滑川町は参画していないようです。参画していないのには理由があるのでしょうか。この協定は、③までの趣旨とは若干異なるものでありますが、他に機会がないのなら利用することも可能だと思いますし、また町をアピールするにはとても意味がある協定であると考えますが、いかがでしょうか。

次に、質問事項2、水道事業経営戦略について。令和6年3月の滑川町水道事業経営戦略改訂版には、滑川町は自己水源を持たないため浄水施設はなく、埼玉県水道用水供給事業（吉見浄水場系、行田浄水場系）から浄水を受水し、町内へ配水を行っていると書かれています。羽尾の配水場には3基の大きな配水池……通告書では受水槽としておりましたが、配水池が正しいということで配水池に訂正いたします。この配水池の数、大きさで安心してよいのか分かりません。このことを踏まえて、以下の点についてお伺いいたします。

①、東松山市や熊谷市からも受水しているのではとの情報もあるのですが、そのような事実はないのでしょうか。

②、現在の事業計画では、配水人口は2万1,200人で、令和6年7月1日現在の人口が1万9,709人であるため、それほど余裕はないように思います。一般的に何日分の貯水が必要なのか指標はあるのでしょうか。その指標に沿うと、3基の配水池では人口何人まで対応ができるのでしょうか。

③、滑川町は吉見浄水場が荒川、行田浄水場が利根川と2系統から受水しているため、災害があっても、どちらからも受水できないという事態にはなりにくいかなと思います。しかし、絶対はないので備えは必要だと思いますが、2系統とも受水できない事態になった場合、どのぐらい持ちこたえられるのでしょうか。また、一方の受水が止まった場合、もう一方の受水量を増やすことはできるのでしょうか。

④、火災消火時、消火栓からの給水に使う水は配水場から配水されているものだと思います。消火活動には相当な量の水を使うことになると思いますが、一般的に1軒の消火活動に使う水量はどの程度なのでしょうか。もちろん気候等、種々条件によって異なることは分かりますが、指標的なものがあると思いますので、それらを使った水量を教えてください。そして、それは一般家庭が1日に使う水量の何日分に相当するのでしょうか。

⑤、水道水の需要量の見積りは、世帯数をベースに考えられているように感じます。事業計画は計画人口かもしれませんが、いずれにしても企業、店舗や工場の需要水量は住宅とは比べ物にならないくらいに多いと思います。需要量算出の際、どのように考慮されているのでしょうか。

⑥、過去に水を十分に供給できないことが理由で、工場誘致が不発に終わったことがあるとの情報を得ましたが、それは事実でしょうか。

⑦、⑥が事実でなくても、その懸念があると世間一般に思われていると、工場誘致には著しく不

利になりますが、その心配はないのでしょうか。

⑧、仮に将来的に受水量を増やす必要性が生じた場合、費用も日数も相当必要となりますが、どの程度になるのか試算できますでしょうか。

以上、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、東武東上線の利便性向上についてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、水道事業経営戦略についてを宮島上下水道課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、東武東上線の利便性向上のうち、①、鉄道の利便性向上に関する町の関与についてでございますが、第5次総合振興計画の中で、便利で住みよい機能的な都市基盤づくりのため、公共交通網の充実は重要な施策の一つとして位置づけております。

東武東上線の利便性の向上については、町単独の取組ではなく、昭和44年に小川町を中心に沿線の市町村で、東上線東松山・寄居間複線化促進期成同盟会を結成し、東武鉄道に対し、要望活動を行っております。

東上線の東松山一寄居間の複線化実現による経済活性化、住民の福利増進を目的に活動してきた結果、東松山駅から嵐山信号場まで複線化が実施され、運行本数が増加し、利便性が大きく向上しました。

また、近年はバリアフリー化や観光事業等の新たな課題への対応も求められており、要望が多岐にわたることから、今年度から会の名称を東上線東松山・寄居間利便性向上推進協議会に変更し、さらなる利便性の向上に向けて活動を進めております。

次に、②、③の東武鉄道との情報交換の機会と頻度についてを一括で答弁いたします。毎年滑川町を含む2市6町1村で要望書を取りまとめ、東武鉄道へ直接要望しております。これまでは、各市町村の首長または担当課長が出席して要望していましたが、コロナ禍を機に協議会の幹事町である小川町が代表して要望する形になっております。

次に、④、東武東上線沿線地域の活性化に関する協定についてでございますが、平成25年に東武東上線沿線地域の活性化を図ることを目的に、東武東上線沿線地域の活性化に関する総合協定、通称「東武東上線沿線サミット協定」を豊島区、川越市、東松山市、寄居町、東武鉄道株式会社で締結しています。平成31年より、坂戸市、越生町が新たに東武東上線沿線サミットに加盟しました。

活動内容としては、観光、文化、教育、産業、環境など幅広い分野で交流し、昨年度はフォトコンテストや10周年記念カードの配布を行っております。

当町は、東武東上線沿線サミット協定には参画していませんが、同様の取組として、教育分野で

の連携を目的とした埼玉東上地域大学教育プラットフォームや、鳩山町を中心とした官民連携の取組である宇宙・産学官・地域連携コンソーシアム、高速道路を活用した地域観光推進の取組である東松山・比企広域観光推進協議会があり、様々な分野での連携の取組を進めているところです。

東武東上線沿線サミットについては、これまで参画の機会がありませんでしたが、趣旨や活動内容について情報収集し、町のPRにつながるようであれば、参画を検討してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、中西議員ご質問の水道事業経営戦略について答弁いたします。

まず、①の東松山市や熊谷市からも受水しているのではとの情報もあるが、そのような事実はないのかというご質問でございますが、水道事業開始当初の昭和46年に東松山市との間で分水協定を締結、昭和57年には県水吉見系統からの受入れを開始し、その後、県水のみでの計画給水量の受水が可能な体制となったことから、平成25年度に本町と東松山双方で分水協定解消の同意を行い、県水行田系統の受水を開始しました。

現在は、吉見系統が約7割、行田系統が約3割で、100%県水にて受水し、町内への配水を行っています。よって、東松山市や熊谷市から受水はしておりませんが、水道管の整備状況によっては、東松山市、熊谷市、嵐山町の市町境で区域外給水を行っている地域がございます。

続きまして、②のご質問についてでございますが、本町の水道事業経営戦略において見込んでいる計画給水人口は、令和15年度における予測給水人口です。今後の給水需要としては、1日平均給水量が令和6年度から令和13年度にかけて微増していき、令和13年度の1日平均給水量は6,939立米が最大値となり、以降は微減をしていく見通しで、計画期間最終年度の令和15年度では、1日平均給水量は6,900立米となる見込みでございます。

通常時、受水可能な県水の1日最大受水量は9,100立米で、計画における1日平均給水量の最大値6,939立米及び令和5年度の1日最大配水量7,524立米と比較しても、余裕の範囲であると考えます。

ご質問にあります一般的に何日分の貯水が必要かの指標については、そのような指標が存在しておりませんので、ここで答弁することは差し控えさせていただきます。

続きまして、③についてでございます。先ほどの答弁にもございましたが、現在本町では、吉見、行田それぞれの浄水場から受水をし、3基の配水池に貯水を行っております。緊急時の飲料水等を確保するため、1号池、3号池には緊急遮断弁を設置しており、震災が発生した際には、この緊急遮断弁が作動し、緊急時には約5,000立米の水が確保できるようになっております。この水量は、被災により給水を断たれてしまった方々が最低生活水準を維持するために必要な水量を、被害発生

から約10日間確保できる量となっております。

また、災害時に1系統の受水が停止した場合には、もう一方の県水の受水量を増やすことは可能ではございますが、災害時ということもあり、ほかの市町村及び県の水道事業施設の被害状況等にもよるため、必ずしも本町の必要量まで増量するという事は難しいと考えております。

続きまして、④の質問でございます。火災消火時に伴う消火栓からの使用量についてでございますが、消火対象物の規模や用途、また近接する消防水利にもより、消火栓からの使用水量は大きく異なるため、申し訳ございませんが、一概にどの程度の水量か、また一般家庭の使用水量への換算についてもお答えすることは難しいと考えます。また、消防署のほうにも問合せをさせていただきましたが、同様の回答でございました。

続きまして、⑤、水道水の需要量算出の考え方についてでございますが、水道事業経営戦略における水需要の予測では、企業等の使用水量は町内の給水量全体から考えると、その占める割合が大変小さいことから、企業等の使用水量単体での推計は行っておりません。したがって、算出としては1人当たり給水量の過去の実績をベースに将来値を推計し、将来の給水人口に将来の1人当たり給水量を乗じて行ったものとなっております。

続きまして、⑥及び⑦のご質問につきましては、関連がございますので、一括での答弁とさせていただきます。過去に水を十分に供給できないことを理由に工場誘致が不発に終わったという話は、上下水道課では近年では把握してはございません。

なお、工場を立地する場合は、進出する企業にて、用途、規模に応じて配水管等を整備していただき、急激な水圧変動等を避けるため、建築物の敷地内に適量の受水槽を設置していただくよう指導しております。安全、安心な水を安定的に供給することが最優先でございますので、今後も同様の指導を継続してまいりたいと思っております。

最後に、⑧の質問でございますが、仮に将来的に受水量を増やす必要性が生じた場合についてのご質問でございますが、計画期間中の最大1日平均給水量は6,900立米と見込んでおり、実績でも令和5年度の最大1日配水量は7,524立米でございます。現在県からの受水は1日最大9,100立米まで可能となっており、以上のことから、将来、受水量が不足するとの予測は行っておりません。施設や管路の更新は必要と考えますが、配水池を増設しての受水量を増やす計画等もございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。東武鉄道との話合いというか、要望を伝える場が既にあるということですので、安心をいたしました。東武東上線の、東上線東松山・寄居間複線化促進期成同盟についても、名称を変えて利便性というのが明確になったということですので、この観点で議論も十分にさせていただけるということだと思っておりますので、引き続きお願いしたいと思います。

それで、新たに名称が変わった会合なのですけれども、ここで要望を挙げると、要望というのはどのような形で取りまとめられているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員の質問に答弁いたします。

要望の内容につきましては、昨年度の要望書を基にお答えをいたします。利便性向上の取組として、小川町までの複線化、駅舎のバリアフリー化、駅利用者の安全確保等の14点、駅周辺整備の取組として、放置自転車対策、駅前広場整備の2点、観光客誘致の取組として、輸送力の強化、サイクリストのためのツアー企画等の3点、災害時の対策として、市町村との情報共有、連携強化等を要望しております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。かなりの要望をさせていただいているようなのですが、それはどなたの意見なのでしょうか。町民にそういうことを聞いたりとかしているわけではないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員のご質問に答弁いたします。

先ほどの要望は、各市町村の住民の方からの意見も集約しながら、各首長、各担当課長等が集まる、先ほど申し上げました協議会の中で、その意見を集約して取りまとめて、東武鉄道のほうに要望しているという形になってございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） 滑川町でいうと、その町民の声はどのような形で集められているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員のご質問に答弁いたします。

町でいいますと、住民との対話をする機会がございました。その中で、東武東上線に関する要望等も出されました。そのお話を、私のほうで東武東上線の会議がある機会に申し上げて、その要望を東武鉄道に言ってほしいというようなことも話したところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） その要望というのは、毎年毎年新たに、先ほどおっしゃった数ぐらい出せるものなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員の質問に答弁いたします。

要望の数としては、特に決まった数はございませんので、過去に出されていて、まだ解決しない要望等もあるわけなのですけれども、あと新たに要望が出てきた場合は、それも追加して要望しているという状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。せっかく要望していただいているので、多くの方がどんな要望しているのか、その結果どうなっているのかということを知りたいのかなというふうに思うのですけれども、それは公表できないものなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員のご質問に答弁いたします。

公表できないことはないと思いますけれども、今までは特にそういったお話もございませんでしたので、公表をしなかったという状況になります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） 本件のほかにもいろいろな取組をされているようなのですけれども、せっかくいろいろなことをされているので、それを広く町民にアピールというのですか、広報していけばいいのかなというふうに思うのですけれども、そちらはいかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員のご質問に答弁いたします。

その件につきましては、また東上線東松山・寄居間利便性向上推進協議会の会議がありました際に、その場でお話しして、皆さんに了解を得たいというふうに考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

次に、水道のほうに移らせていただきたいのですけれども、水道のほうは今は県水だけということなのですけれども、東松山の工業団地があると思うのですけれども、工業団地は松山の水ではな

いかなというふうに思うのですけれども、それはいかがなのでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、中西議員の再質問に答弁させていただきます。

工業団地の水道につきましては、松山の水を受水しているというよりは、東松山からの水道を使って給水をしているというものでございますので、そこら辺は先ほど申し上げましたとおり、市町境のほうで嵐山町や熊谷市とも同じように給水協定を結びまして、滑川の水道を東松山に使っていただいたり、東松山の水道を滑川のほうで使ったりという、そういう協定を結び、使用しているということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

配水池の水でも十分だということなのかなというふうに思いましたが、それを考えるときに、工場での水は特に量が少ないから、あまり考慮する必要はないのだというふうにお答えになったのかなというふうに思うのですが、そこはその認識で間違いはないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、中西議員の質問に答弁させていただきます。

今現在、滑川町の工場で水道を使っています。一番使っている工場がボッシュになりますけれども、そちらのほうでも1日当たり100立米程度の使用量となっておりますので、その点を考慮しますと大した使用量ではないということで、計画のほうでは考慮して需給量のほうを算出をして、あくまでも先ほど質問にお答えしたように、一般給水人口の利用量で算出をしているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。具体的にボッシュという名前が出たので分かりやすいのですけれども、ボッシュは、分かりやすいというか、工場として見たときに、一般的に多いほうなのか少ないほうなのかとかというのがちょっとよく分からないのですけれども、それは町内では一番多いということは分かるのですけれども、一般的にどうなのかと聞いても、きっと分からないと思うので、質問を変えまして、現在はそうだとことは分かりました。私がちょっと心配しているのは、将来的に町がどこまで工場ですとか企業の誘致をしようと思っているかということによって違ってくるのですけれども、そこがきちんと連携されているのかなということと、また工場でも、例えばコカ・コーラみたいなところというのはかなり水を使うと思うのです。そういう

ような水を大量に使うような企業が工場を持ってきたいといったときに十分なのかということを知りたいのです。そういう観点で見たときに、全く心配ないですと言いつれてしまうのかなというのが分からないのですけれども、それはいかがなのでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、中西議員のご質問に答弁させていただきます。

今現在、上下水道課のほうで担当部署のほうから大きな工場誘致とかの話は把握はしておりませんので、将来的な心配、確かに中西議員の言われるとおり、コカ・コーラのような大量の水を使う企業が進出してきた際には、今、最大9,100立米という話をさせていただきましたので、実際2,000立米弱ぐらいの余裕しかない状況でございますが、そういったときのために、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、受水槽のほうを整備していただいて、緊急時にも水が使えるように、ふだんからの貯水を行っていただくような指導を行えば、大きな工場でも今の段階では何とかなるのかなというようなことで、先ほどのような指導をしているところでございます。

将来的に大きな工場誘致の話とかが町のほうで持ち上がるようでしたら、またその都度対応させていただきますようにしたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） 工場誘致をする際、誘致というよりも工場が来るときに、その工場受水槽を準備してということなのではございますけれども、その受水槽というのは何日か分とかを蓄えておくものになってしまうと思うので、日々使う量が多ければ、その貯水するために水は使うわけなので、やっぱり水量としては増えると思うのですけれども、そこの考えはいかがなのでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、中西議員の質問に答弁させていただきます。

確かに受水槽というのは蓄える槽でございますので、万が一、水が使えなくなったときや水圧不足等で水の供給が不足した場合に使っていただくものでございます。ふだんの水道の使用にしましては工場の規模等によりますが、そこら辺はうちの上下水道課の考えで申しますと、取りあえず今の受水量で賄える工場、それを上回る工場が来た場合には、現段階ではちょっと難しいというお答えをさせていただくしかないと思うのですが、前もって産業振興課等、工場誘致の担当のほうにご相談等があると思いますので、それから上下水道課のほうに話があって、もしも改善できるような点があれば、うちのほうでも協議はいたしますし、関係各所と連携して工場が誘致できるような方向には進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。工場等で、上水道を使わないで深井戸水を利用することが多いという話を聞いたことがあるのですけれども、滑川町にある工場で深井戸水を使っているところはあるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、中西議員の質問に答弁させていただきます。

東武の電車庫等は、洗車等で井戸水を使って洗車をしている事例はございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。深井戸水というのが滑川町でも使えるものかどうなのかというのがちょっと心配だったのですけれども、東武鉄道で使っているということなので、使えるのかなと思うのですが、深井戸水については、これは水質、水量、水温が一定で安全性が高いと。水源は地下水であるために、水そのものの費用は不要ですということで、喝水しない限りは半永久的に使えますということなのですけれども、滑川町でもそれは十分に、どこでも使えるものなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午前10時46分）

再 開 （午前10時46分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、中西議員のご質問に答弁いたします。

基本的に滑川町は水源がないことから、100%県水により飲料水を賄っております。飲料用の水につきましては、水道を使用させていただくのみということで基本考えておりますので、井戸水につきましては、当上下水道課では考慮しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） 今の答えがちょっとよく分からなかったのですけれども、ご担当の課では答えられないで終わってしまっていますか。それは町としてどうなのかを答えてほしいのですけれども。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、中西議員の質問にお答えいたします。

先ほど来、飲料水の話が出ていますけれども、恐らく町とすれば、昔、私たちが若い頃は井戸水を使っている家もありましたけれども、やはり安定的な供給ができないということで上水道に全てを切り替えて、基本的にはもう井戸水は認めてないわけです。個人の家庭で勝手に使うのは自由ですけれども、全ての家に上水道を入れさせてもらったと。

それから、今東武鉄道さんが井戸水というのは、恐らく飲み水ではなくて全て洗車の水ということでなっております。あとは、先ほど来ありますけれども、工場が進出してきて、じかで井戸水を、井戸を掘って水を使うということになれば、それは恐らく飲料水は無理だと思うのです。ですから、それについても全て上水を使ってもらうことになると思います。

先ほど企業の進出云々に弊害云々はあるわけですが、やはりどうしても、そういった大きな企業で上水を使う会社が進出するとなれば、町の上水計画を全てもう一回考え直すしかないと思うのです。例えば配水池をもう一個造るとか、そういったことにもなると思うので、また一から考えていかなければならない。やっぱりそこは少し、先ほど中西さん言うように、企業の進出を妨げている要因にはなっているかもしれません。

例えば過去に、和泉地区に大きな企業が進出するときに、道路がなくて進出を諦めたということがある。ですから、和泉地区に新たなバイパス道路を考えて、行く行くは企業誘致をしようというのが、前の吉田町長の考えでもあるし、それと同じような考えだと思うのです。ですから、どうしても上水が必要な大きな企業が来た場合には、もう一回、上水計画を考え直すというふうになると思います。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） よく分かりました。私が深井戸水のことを言っているのは、それがもし使えるのであれば、工場が来ました、工場はその水を使えますということであれば、上水道を使う必要はないので、もちろん飲み水のためには使うでしょうけれども、それは先ほど来お答えいただいているように、大した量ではないと思うので、心配は要らないですということなので、工場が来ても深井戸水を使ってくださいで、将来的な心配もないのかなというふうに思ったので、ぜひそういう方向にしてほしいなということで質問させていただきました。工場誘致をする際ということで密接に関係すると思うので、ぜひそういうことも考えながら、いろんな計画をしていただけたらいいなというふうに思います。

私の質問は以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、中西文寿議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時5分とします。

休 憩 (午前10時52分)

再 開 (午前11時05分)

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 瀬 上 邦 久 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位6番、議席番号3番、瀬上邦久議員、ご質問願います。

〔3番 瀬上邦久議員登壇〕

○3番（瀬上邦久議員） 議席番号3番、瀬上です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い2点の一般質問をさせていただきます。

初めに、1のスクールバスの運行について質問します。

スクールバスの運行については、地理的な事情や近年の異常気象などの観点から、遠距離通学児童の安全を確保する通学方法の一つとして、スクールバスの運行を令和5年6月より開始し、1年余りが経過したわけでございます。しかし、近年の異常気象は、加速する地球温暖化が予想を上回る気象状況となっています。特に今年の夏は、史上最も暑かったとされる昨年の夏を超えると警告しています。まさしくそのとおりで、梅雨明け前から猛暑が続き、熱中症警戒アラートが発令されるという異常気象でした。

こうした状況の中、小学生は徒歩（一部はスクールバス）で通学をしています。現在は通学距離が3キロメートル以上であり、かつスクールバスの利用を希望する児童がスクールバスを利用できます。しかし、少しでも満たない場合は利用することができません。スクールバスの利用に対しては厳しく規制することは必要であるというふうに思いますが、運用開始から今年度末で約2年が経過するわけであり、この間の様々な状況等を踏まえ、通学距離等の見直しが必要ではないかと考えます。そこで、次のことについて伺います。

(1)、乗車対象地区は、乗車対象校の通学距離が3キロメートル以上の児童が居住する地区としているが、変更する考えはあるのでしょうか。ない場合には、その理由を具体的に教えてください。

(2) 番、児童が少ない（特に北部）地域では、住まいが離れていても同じ通学班で登校しています。僅かな距離の差で通学班であった児童が利用できる、一方僅かな距離の差で利用できない、このような僅かな距離の差だけで分けることはいかかなものかというふうに思います。児童数の状況等も十分考慮し、区分すべきであるというふうに思います。また、保護者としてもやりきれない気持ちであるとともに、このような状況での子育ては将来的にも悲観しているというふうに思います。極端な話、いつまでもこのような状況では子育て世代が減少し、ますます過疎化が進むのではないかと懸念されます。町のお考えを伺います。

(3) 番、熱中症警戒アラートが度々発令されましたが、学校内(通学中を含む)等で発症した例はあるのか伺います。

次に、2の森林公園北口の駅前広場についてご質問をさせていただきます。森林公園駅北口にある駅前広場(かつて彼岸やぐら等で使用した場所)の現在の状況は、町の玄関口であるにもかかわらず、大変荒れている状況です。何とも寂しくもあり、またもったいないように思います。何とか有効利用できないものかと考えます。

私は度々、家族の送迎等で駅に行きますが、朝の通勤あるいは通学時間帯は送迎車両等で、短時間であるとは思いますが、大変混み合っている状況です。解消の方法はないかと思っています。そこで、次のことについて伺います。

(1)、まず初めに、現在の駅前広場の状況はどんな理由であるような状況となっているのか伺います。

(2) 番、スクールバスの発着場は南口を利用していますが、北口の広場では交通安全上で問題があると聞いています。交通安全上の問題とは、具体的に教えていただきたいと思います。

(3) 番、現時点で特に利用計画等がないのであれば、乗降場所として開放すべきではないかというふうに思いますが、町の考えを伺います。

以上の2点でございませう。よろしくお願ひします。

○議長(吉野正浩議員) 順次、答弁願ひします。

質問事項1、スクールバスの運行についてと、質問事項2、森林公園駅北口の駅前広場についてのうち、(2)、スクールバスの北口広場利用の交通安全上の問題点についてを澄川教育委員会事務局局長に、質問事項2、森林公園駅北口の駅前広場についてのうち、(1)、北口広場の現在の状況についてと(3)、北口広場を乗降場所として開放すべきではないかについてを福島建設課長にそれぞれ答弁願ひします。

初めに、澄川教育委員会事務局局長、答弁願ひします。

〔教育委員会事務局局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局局長(澄川 淳) 教育委員会事務局局長、瀬上議員のご質問に答弁をさせていただきます。

スクールバスの運行についての質問1、乗車対象地区の通学距離3キロ以上、こちらについて変更する考えはあるかのご質問ですが、乗車対象地区を設定している通学距離3キロメートル以上という基準ですが、これについて現在変更する考えはございません。

スクールバスについては、町長の公約に基づいて地理的事情、交通事情、異常気象などの観点から、児童の負担を軽減するための通学方法の一つとして、その運行を検討し、令和5年6月より運行開始となっています。

乗車対象者については、ご質問にあるとおり、通学距離が片道3キロメートル以上とし、条例及

び規則で規定をしています。この乗車基準の設定に当たっては、全小学校の保護者と児童を対象としたアンケート結果や3回の住民説明会、各小学校PTAの説明会など多くの意見をいただき、そこでの意見を集約するとともに、遠距離通学の解消の観点、通学路の状況や対象となる地区や、その人数などからスクールバスの必要性、こちらに着目をし、素案を作成いたしました。そこから新たに設置された滑川町スクールバス運行検討委員会にて協議を重ねて総合的に勘案した結果、3キロメートル以上を妥当な距離と判断し、決定されたものでございます。

この最終決定の過程では、保護者を対象としたパブリックコメントを各段階で実施をしたり、また区長会、民生児童委員会、交通指導員会議など、関係団体への説明、また定例教育委員会での協議を重ねて承認を得たものでございます。

また、文部科学省による公立学校の適正規模・適正配置等に関する手引や義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、学校建設の観点から小学校の通学距離を4キロ以内としています。先ほどお話ししたとおり、様々な意見を集約し、多くの協議を重ね、多くの段階、過程を経て3キロメートル以上という乗車基準が決定されておるため、これが変更しない理由となっております。

次に、質問の2、僅かな距離の差で乗車対象を分けるのではなく、児童数、状況等を配慮して区分すべきではないかというご質問に対しての答弁をさせていただきます。先ほどのご質問1の答弁のとおり、多くの意見を集約し、様々な過程を経て総合的に判断し、現在の乗車基準が決定しています。

瀬上議員のご質問にあるように、乗車基準の距離に僅かに満たないため、スクールバスに乗車できない児童、保護者が生じてしまい、それに疑問を感じ、見直しの要望を出される気持ちは十分理解できます。しかし、この基準は、行政の根幹である平等、公平の観点から、町内全域に適用するために決定しています。一部の地域のみを対象にして判断できるものではございません。もし仮に基準距離を変更しても、変更した基準距離の前後で同様の疑問や要望が必ず生じます。また、一部の地域の状況で判断した基準を町内全域に適用した場合、その影響は大きく、バスのサイズや台数、バス停の設定、予算措置、通学班の再編成など、現在順調に運行しているスクールバスの体制を大きく変える可能性があるとともに、また地域で差をつけるということは、平等、公平の観点から逸脱してしまうというふうにも考えます。

なお、通学距離により、同じ通学班で乗車対象児童と対象外児童と分かれてしまう場合については、PTAの地区役員の方にご尽力いただき、バス通学班、徒歩通学班と、通学班の再編成を行って対応していただいています。

通学距離3キロメートルという基準は、これを決定した時点での通学を取り巻く環境、これは学校の配置や交通事情、道路事情や法令等、こういったものに変更がない限り、その妥当性は変わらないものであり、これを遵守していく考えでございますので、改めてご理解、ご協力をお願いした

いというふうに思います。

また、町北部の活性化の課題解決については、目的や手段等を町全体で共有し、各分野で実施すべき対応を各課局にかかわらず、横断的に一体となって取り組む必要があると考えます。その中で、子育て環境や教育環境の向上に係る施策について、教育委員会でも取り組むべきものに尽力していきたいというふうに考えます。

続いて、質問の3、熱中症警戒アラートが度々発令されましたが、学校内での発症例はありますかのご質問に答弁をさせていただきます。

各小中学校における熱中症の報告件数ですが、医療機関にかかったものではなく、子どもの症状などから各校の養護教諭が熱中症の疑いがあると判断したもので、医師の診断があつての件数ではないことを初めに申し添えます。

その上で、今年度4月から8月中旬までの熱中症の報告件数ですが、宮前小学校が10件、福田小学校はゼロ件、月の輪小学校は8件、滑川中学校は26件でございます。中学校で件数が多かったのは、傾向として、やはり部活動での発症例が多かったです。この結果を受けて、中学校では、県が出した熱中症対策ガイドラインによる部活動における熱中症対策、またアラート発令時の対応などを改めて確認し、対応を徹底するとともに、夏季休業中の部活動等のサマータイムの導入などを実施して対応しています。

学校管理下において熱中症事故を防ぐためには、教職員が的確に判断し、円滑に対応できるようにするとともに、児童生徒の安全を確保する体制を確立し、また必要な事項を全教職員が共通して理解しておくように、今後も学校で進めてまいりたいと思います。

次に、大きな質問の2番、森林公園北口の駅前広場についての質問の2、スクールバスの発着場について、北口広場での交通安全上の問題について答弁をさせていただきます。森林公園駅では、スクールバスが朝発着する7時半前後でございますが、その北口について、瀬上議員がおっしゃるとおり、一般の通勤、通学の車両が大変多く出入りをしています。そして、ロータリー内はかなり混雑をしているような状況です。また、電車の発車時刻に間に合うようにと急いでいる方々も多く、周囲に配慮する余裕がない人も見受けられることがあります。

このような状況下の中、北口にバス停の設置をした場合、設置場所にもよるのですが、子どもたちがロータリー内の道路を横断したり、また大勢の子どもが集中して歩道を歩行する際、車道にはみ出るなど、北口のほうが交通量が多く、交通事故のリスクがより高まることが想定されました。

また、大型バスが2台から3台必要であると見込んでいたため、その駐車場所も北口のロータリー内には確保が困難であるという判断をし、これらを交通安全上の理由ということで、駅の南口にバス停を設置し、現在運行しているところでございます。

今後も、児童の安全を最優先に考えたスクールバスの運行、効率的な運営を実施してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、瀬上議員の質問にご答弁いたします。

質問事項2の森林公園駅北口の駅前広場についてのうち、(1)、現在の駅前広場の状況はどんな理由であるような状況となっているのかについてでございますが、森林公園駅前交通広場につきましては、昭和46年、東武東上線森林公園駅開業、昭和49年、国営武蔵丘陵森林公園の開園後の昭和50年に完成し、一度の改修工事を経て現在に至っております。

当初の工事につきましては、埼玉県、滑川町、東武鉄道株式会社が協議し、東武鉄道株式会社が工事を実施し、完成後、滑川町に移管されました。滑川町に立地する国営武蔵丘陵森林公園は、全域で約304ヘクタールの広大な丘陵地に、全国初めての国営公園として開園し、最盛期は年間来園者数が130万人を超え、多くの方に利用されてきました。

そうした中で、ご質問にあります駅前広場の中心部は「団体広場」の名称で整備され、小中学生など団体が集合できる広場としてスペースを広く確保しております。現在も学校等の教育機関による遠足、ウォーキング協会などの大人数の各種団体の集合場所として利用いただいております。

次に、(3)、現時点で特に利用計画等がないのであれば、乗降場所として開放すべきではないか、町の考えを伺いますについてでございますが、令和5年度、武蔵丘陵森林公園の入園者は年間75万9,000人を数えます。団体での入園は508団体で、そのうち94団体については貸切りバス等ではなく、公共交通機関の利用により来園しております。正確な数字は分かりませんが、一定数の団体広場の利用者があると思われまます。

また、今年度は町制施行40周年イベントとして、団体広場を中心としたイルミネーション事業も実施予定でございます。現時点での団体広場の乗降場所としての開放計画はありませんが、ご指摘のとおり、朝夕の通勤、通学時間帯において混雑する時間があるのも事実でございます。今後は、利用状況を把握し、慎重に調査研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 瀬上議員、再質問願います。

○3番（瀬上邦久議員） ありがとうございます。それでは、スクールバスの運行について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、乗車対象者は通学距離が片道3キロ以上と、条例また規則等で乗車基準を規定していると。また、乗車基準を定めるに当たっては、全小学校の保護者、児童全員を対象にアンケート、また住民説明会、PTAの説明会など多くの意見をいただき、スクールバスの必要性に着目して滑川町のスクールバスの運行検討委員会にて協議し、重ねて総合的に勘案した結果、決定したと。さらに、文科省では小学校の通学距離は4キロメートル以内としているが、当町では文科省よ

り短い3キロ以上という乗車基準が決定されているために、これを変更する予定はありませんとの答弁をいただきました。

乗車基準の制定には、大変なご苦勞があったものというふうに思います。しかし、児童の少ない地域で、僅かな距離の差で乗車できる児童、一方では僅かな距離で、僅か100メートル程度のところもあるわけでございますが、その差で乗車できない児童のことを考えた場合、耐えられない気持ちでございます。

通学距離が片道3キロ以上と規定はしていますが、様々な事情があることも踏まえていただき、ご検討いただきたいというふうに思うわけでございます。誠に恐縮でございますが、改めて町の考えを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、瀬上議員のご質問に答弁をさせていただきます。

瀬上議員のご質問のとおり、僅かな距離の差で、近所に住んでいる同じ学校へ通う友達がバスに乗れる、乗れないと分けられてしまうため、乗れない子どもたちや、また保護者の気持ちを思うと、それは十分理解できるところでございます。しかし、先ほどの答弁のとおり、通学距離3キロメートル以上の基準は、多くの方の意見を集約し、様々な機会協議、多くの段階を経て決定をされています。多くの方の総意で決められた距離が3キロ以上ということでございます。一部の地域の事情を考慮して基準を変更した場合、町内全域に影響が及んでしまい、現在の運行体制を見直す必要が生じます。

また、一部の地域のみ基準の変更を適用した場合、当該地域のみ優遇されている、不公平だとの意見がほかの地域から出ることも予想されます。そうなりますと、やはり基準の変更、運行体制の見直しということが迫られることになると考えられます。

また、仮に基準を変更するとなると、その距離についても根拠が必要になります。一部の地域の事情だけで距離を決定することは、基準としては適切ではございません。基準距離の変更に当たっては、さきに基準を決定したときの過程をもう一度繰り返し、多くの方の総意が必要になると考えます。いずれにいたしましても、基準として定めた距離については、大変申し訳ございませんが、通学を取り巻く環境に変化がない限り、変更する予定は現在ございません。

昨年度実施しましたスクールバス運行検証委員会でも、現在の運行について計画どおりの安全な運行がされるという検証結果も出ております。今回のように、制限をかける基準については、その適用と適用外とでは、今回のような課題がしばしば生じます。だからこそ、基準には多くの意見を集約して根拠を明確にし、様々な場面での協議を重ね、段階を経て決定をしています。そのような基準であるからこそ、しっかりと遵守する必要があると思います。何とぞご理解いただきますよう

お願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 瀬上議員、質問願います。

○3番（瀬上邦久議員） ありがとうございます。すばらしい答弁をいただいて、質問することがなくなってしまったのですが、1点だけ気になることがあるので、これを聞きたいと思います。というのは、伊古を例にとると、発着場が伊古の集会所になっておるわけですが、伊古の集会所は学校から約2キロ程度だというふうに思います。乗車できる方は3キロ以上と。そうしますと、3キロ以上の方がその集会所、2キロまでのところへ歩いてくるわけです。2キロの周辺の方は誰も乗れないのです。どう考えても、その辺も何かおかしいような気がする。伊古集会所の周辺の方は、バスを見るだけということになってしまうわけです。それらについても、今後改めていただければなというふうに思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは次に、駅前広場のことについて再質問をさせていただきたいと思います。駅前広場の現在の状況は、どんな理由でこのような状況になっているのか、質問をさせていただいたわけですが、先ほどの答弁では、昭和46年に森林公園駅が開業、そして49年に国営の武蔵丘陵森林公園が開園、翌年の50年に駅前広場が完成、一度の改修工事を経て現在に至っているということでございます。そして、駅前広場の中心部の名称は「団体広場」として、小中学生などの団体等が集合できる広場として整備されたものであると。現在も学校等の教育機関による遠足あるいはウォーキング協会などの各種団体が集合場所として利用いただいているとの答弁でした。

何となく理解はしましたが、整備後50年がたった今の状況は大変荒れている状態のままでございます。町の玄関口であり、現在の状況のままで確保しておくことには少々問題があるのではないかとこのように思います。集合場所という目的は確保した上で、新たに整備すべきと考えますが、町の考え方を教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、瀬上議員の再質問にご答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、約50年がたち、武蔵丘陵森林公園の利用者数の変化や、学校関係者の遠足等の実施方法にも時代とともに変化があると思われまます。今後は、利用実態を正確に把握してまいりたいと思います。

また、通勤、通学時間帯において混雑する時間があるのも事実でございます。混雑緩和対策や改修に向けた利用状況を把握し、調査研究してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 瀬上議員、質問願います。

○3番（瀬上邦久議員） ありがとうございます。私が言いたいのは、住みたい街ランキングに入

る街でございます。駅を降りた瞬間に、どうもいまいちの広場であるということは、どうもいかななものかなというふうに思うわけです。ですから、50年たった今こそ、さすが住みたい街ランキングに入る街だなと思えるような駅前にしてほしいというふうに思います。

それから、この前ちらっと雑誌を見ておりましたら、住みたい街ランキングに入っている滑川町に在住の人に質問したのです。何が住んでいていいのだと聞いたら、住んでみなければ分からない街なのだ、そこが滑川町のすばらしいところなのだというふうに回答したそうです。しかし、どう見ても森林公園の駅前広場は、いまいちだなというふうに思うのです。どうか改修をしていただいて、さすがランキングに入る街だなという思いを、ひとつしていただければというふうに思います。どうかよろしくをお願いします。

私の質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、瀬上邦久議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時33分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） それでは、再開いたします。

◇ 井 上 章 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位7番、議席番号14番、井上章議員、ご質問願います。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 14番、井上章です。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

質問事項1、高齢者ドライバーへの助成について質問いたします。昨今、高齢者の運転免許証返納が話題になっており、高齢者の利便性を補うこととして、滑川町でもデマンドタクシーや移動販売車の取組が行われています。しかし、特に滑川町北部では農業が基幹産業であり、車は必需品であります。北部地区で軽トラックの保有率はかなり高く、オートマもかなり増えてきましたが、ほとんどの家が4WDのマニュアル車であります。自家用車はほとんどの方がオートマで、高齢の皆さんも元気に運転しております。高齢者にとって自家用車での移動には様々なメリットがあります。

滑川町では公共交通機関がまだ十分と言えず、車なしでは日々の基本的な用事を行うことも難しい。近年では高齢者の独居世帯が増え、子どもや孫による送迎も期待できないという方も多くあるに違いないと思います。

そうした中で、高齢ドライバーを対象にした運転安全システムが開発されております。安全に、限界まで運転してもらうために、高齢者の交通事故を減らすための取組が、オートマ車のアクセル

とブレーキ踏み間違い防止装置であります。

ペダルの踏み間違い事故は道路上や交差点で起きていますが、多くはスーパーやコンビニ、高速道路のサービスエリア、コインパーキングなどの駐車エリアで発生しています。認知の遅れに加え、若年層と比較して体の柔軟さが低下している高齢者は、後方を確認するため体をよじる際に、感覚とのずれが生じてペダルを踏み間違えることが多いという調査結果も出ています。

アクセルとブレーキの踏み間違い防止装置の技術面については、自動車メーカーがそれぞれの設計思想に違いがあります。こうした技術の新車装着が義務化されると報道がありました。国土交通省齊藤鉄夫大臣が6月18日に明らかにした内容は、2025年の6月に国際基準が発行される見込みとなったと説明。これを受けて、日本メーカーの国内基準を改めて整理して、2025年半ば以降に各自動車メーカーはペダル踏み間違い時加速制御装置を義務化させることとなります。このことは全ての新車であり、なかなか安全面を考え、買換えを行う高齢者は少ないのではないかと思います。

そこで、今乗っている車に取り付けられるペダル踏み間違い防止機能を後づけできる便利なアイテムがあります。もちろん現在も新しいモデルには踏み間違い装置もついていることもありますが、できることなら今乗っている車を買換えずに、より安全に運転したいと思われる方も多いと思います。この後づけ装置の値段は、取付け車種にもよりますが、約5万円から10万円と言われております。以上のことから、3点ほど質問いたします。

①、後期高齢者の運転免許保有率を行政として把握をしているのか。

②、来年半ば以降に新車を対象にアクセルペダル踏み間違い装置の義務化が始まれば、後期高齢者が現在乗っている車への装置の装着義務も始まるかと思えます。猶予期間もあると思えますが、町として何か対応を考えていることはあるのか。

③、来年以降、アクセル・ブレーキ踏み間違い装置の義務化が進めば、新車購入時の税制優遇措置や後づけ装置装着時の滑川町独自の後期高齢者のための補助金制度など創設できないか。

以上3点をお願い申し上げます。

続きまして、質問事項2、創業塾2024について質問いたします。滑川町創業塾は、主催が滑川町と商工会により開催される事業で、講師の費用など町の補助金が活用されます。これは、創業支援プログラムといい、地域で新しいビジネスの立ち上げを目指す方々を対象に、事業計画の作成やマーケティング、財務管理などの基本的なスキルを学ぶことができる講座です。

受講のメリットとして、講義やグループワークを通じて、皆さんの創業への思いやアイデアをビジネスプランという目に見える形にできる、個々の創業プランにブラッシュアップ、磨きをかけることができる、地域でビジネスを志す受講者同士の人脈をつくることができると、起業を考えている方や創業初期の事業主にとって非常に有益であります。既に8月24日には24名の参加、入門編として第1回のセミナーが開かれました。そして、まさに今月からステップアップした創業スクールが、「4日間」と書いてありますが、「5日間」の間違いであります。5日間の予定で行われます。

県の特典創業支援事業で5日間講義を受講し、実践的な事業計画書を作成された方に創業時の大きな特典があります。県の起業支援金補助事業などもあり、現在は起業しやすい環境とも言えます。

ですが、問題は、それぞれの職種にもよりますが、サービス業などはお店を持つ、店舗を持つということです。南部の駅に近い場所などに貸店舗はあっても、家賃が高くなかなか借りられないのが現状です。若い人に滑川町で起業してもらうために、ぜひ町として貸店舗に関するよいアイデアを出していただけたらと思います。そこで、質問をさせていただきます。

①、小川町などでは、町ににぎわいを創出するため、廃校や空き店舗などを賃借して、新規に出店する事業者に対して、予算の範囲内において補助金として店舗の改修費と家賃の一部を交付する事業、小川町商店街活性化等商工振興補助金（空き店舗等利活用事業）というそうです。ワークショップとして、起業の援助をしていると聞いています。滑川町でも貸店舗を求めている若き起業家がたくさんいると思いますので、集合店舗的な物件、使われていない公共の建物も含めて町で改修し、格安で提供して起業の手伝いが産業振興のためにできないか、町の考えをお聞きいたします。

質問は以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、高齢者ドライバーへの助成についてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、創業塾2024についてを吉野産業振興課副課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、井上議員のご質問に答弁させていただきます。

町では、高齢者のみならず、あらゆる世代において買物、移動、送迎など、日々の生活において車はなくてはならない必需品となっています。そのような中で、ご質問にもありますとおり、特に高齢者ドライバーによるスーパーやコンビニでのアクセル踏み間違いによる事故が発生し、各メディアでも報道されております。そういった事故を起こす前に、また高齢化による身体の衰えにより免許返納をする高齢者の方がいることも認識しております。

そこで、質問事項1、高齢者ドライバーへの助成のうち、①、後期高齢者の運転免許保有率でございますが、町内の後期高齢者の免許保有者数は令和5年12月末時点で1,191人、免許保有率については約50%でございます。

次に、②、アクセルペダル踏み間違い防止装置の義務化開始後、猶予期間の町の対応でございますが、現時点で既存者へのアクセルペダル踏み間違い防止装置の義務化は明言されていませんが、今後設置の義務化がされた際は、補助等の検討をしております。

次に、③、後づけ装置装着の町独自の補助金制度の創設でございますが、既に補助を実施している他市町村の状況や申請者数などを調査し、検討しております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、吉野産業振興課副課長、答弁願います。

〔産業振興課副課長 吉野和弘登壇〕

○産業振興課副課長（吉野和弘） 産業振興課副課長、井上議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項2、創業塾2024についての①、集合店舗的な物件を町で改修し、格安で提供し、起業者への支援策が行えるかについて答弁させていただきます。町では、空き物件等の不動産情報を漏らさずに得ることはできておりません。情報不足といった点から、産業振興の側面として新たに集合店舗的な物件の改修を実施し、格安で貸すといったことは現実には難しいことと考えております。しかし、企業や個人商店の撤退等の相談が事前に町にあり、法令により用途変更や改修が行えるような案件であれば、撤退企業への相談は行えるものとも考えます。そのような機会があった場合には、その時点で適正に判断し、産業振興や起業者に寄り添った施策を行っていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） 質問事項1の高齢者ドライバーへの助成ですけれども、近隣の行政といいましょうか、そこでこの高齢者への運転支援に関する助成を行っている市町村はあるのか、分かる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、井上議員のご質問に答弁いたします。

町のほうで把握している市町村につきましては、狭山市でこの運転支援装置の費用を助成しているということで把握をしております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、質問願います。

○14番（井上 章議員） ありがとうございました。

アクセルとブレーキ問題は、後期高齢者だけに限らず、高速道路の逆走も含めて大きな社会問題だと思います。いずれは、ペダル踏み間違い時加速制御装置をつけていることを条件に後期高齢者の免許証更新が許可されるような、そんな時代が来るかもしれません。ぜひ後期高齢者ドライバーのペダル踏み間違い装置の費用の助成をお願いしたいと思います。

それでは次に、再質問させていただきます。創業塾2024について再質問させていただきます。

コミュニティセンター建設の候補地にも挙げた旧松寿荘跡地にあります町が所有している研修棟ですが、現在でも外観はきれいな状態を保っており、三角屋根のおしゃれな、お金がかかっている建物でございます。町でこの建物の改修工事を行って、滑川町北部のランドマーク的な町営集合

住宅店舗として利活用できないのかと、この辺について町のほうでの考えをお聞きしたいと思いを。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野正浩議員） 吉野産業振興課副課長、答弁願ひます。

〔産業振興課副課長 吉野和弘登壇〕

○産業振興課副課長（吉野和弘） 産業振興課副課長、井上議員のご質問に答弁させていただきます。

谷津の里内に残っている旧松寿荘跡地の建屋を店舗として改修し、利用することはできるかのご質問でございますが、松寿荘跡地には耐震化の行われていないほとんどの建屋が取り壊され、耐震化済みの講堂のみが残っておりますが、ライフラインでございます電気、水道を停止しています。現在、旧松寿荘跡地の建屋1階部分につきましては、滑川町社会福祉協議会が物置として利用しております。2階部分については、教育委員会の文化財保護担当が利用しており、発掘調査報告書等の所蔵室となっております。今後も同様な利用を考えているようでございますので、ご質問のような利用は難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、質問願ひます。

○14番（井上 章議員） 私も、松寿荘はもう壊されたのですが、なぜあの建物自体が残されているか、そういった意味が今分かりました。耐震化済み、耐震工事がしてあるということで、今は社協と教育委員会が物置として利用しているということだと思いますけれども、この中身をプレハブ等々を造って移動してもらって、物置だけでは本当にこの建物はもったいないような、ほかに利活用ができるのではないかと。新しく取り壊して建て替えるということになると非常にお金もかかりますから、できたら既存の建物をリフォームして活用したほうがお金もかからないのではないかなと思うのですが、その辺は町のほうとしてどのようにお考えですか。お聞きしたいと思ひます。

○議長（吉野正浩議員） 吉野産業振興課副課長、答弁願ひます。

〔産業振興課副課長 吉野和弘登壇〕

○産業振興課副課長（吉野和弘） 産業振興課副課長、井上議員のご質問に答弁させていただきます。

今ご質問いただきました旧松寿荘の建屋につきまして、リフォーム等ということでございますが、先ほども答弁申し上げました現在の利用におきます1階部分については、社会福祉協議会の物置、2階部分は教育委員会の文化財保護担当のほうの発掘調査報告書等の所蔵室となっており、今後も、今現在においては同様な利用を考えているということでございますので、今時点ではそのような形で、ご質問のような利用は難しいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、質問願ひます。

○14番（井上 章議員） ありがとうございます。松寿荘の跡地は、私はとても注目すべき、注目する場所だと思います。皆さんもご承知だと思いますが、高台に位置してありまして、ふれあい農園や民間の牧場、レストラン、イチゴハウスにブルーベリー、そして町でワークショップ集合住

宅店舗を整備していただいて、若き起業家に町営店舗として入っていただき援助をする。そして、芝生エリアなどは、本格的な子どもの遊び場として遊具を造るにはちょうどよい広さで、谷津の里エリアとしてかなり集客が望めるのではないのでしょうか。民間企業の誘致などで開発する方法もあるかと思いますが、今は本当に絵に描いた餅ですけれども、将来的には総合振興基本計画に入れていただければと思います。

それでは、私の質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、井上章議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は1時40分とします。

休 憩 （午後 1時22分）

再 開 （午後 1時40分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位8番、議席番号5番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 議席番号5番、阿部弘明でございます。一般質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めに、自衛隊募集事業への住民基本台帳の情報提供はやめることというテーマです。自衛隊への自治体からの名簿提供が広がってきているといます。防衛省によると、全国の61%に当たる1,068自治体が自衛隊からの要請で住民基本台帳の17歳と21歳の個人情報を紙媒体や電子媒体で提供しているといます。これに対して、今年の春、奈良市の18歳の青年がプライバシー権を侵害している、憲法違反と、裁判に国家賠償請求訴訟を提訴いたしました。訴えでは、個人情報の提供の明白な法令がないにもかかわらず、自衛隊に個人情報を紙媒体で提供した奈良市の違法性、違法行為による個人情報を取得した自衛隊の行為は個人情報法違反、プライバシー権・自己情報コントロール権の侵害、これらの行為による精神的損害を被ったとして、市と国に損害賠償を求めたものです。

今自衛隊は、かつての専守防衛から敵基地攻撃能力を保有し、海外で米軍と共に戦争する軍隊に変貌しています。軍隊への募集であり、命をかけた任務であります。この実態について教えないまま、未成年の若者の個人情報を本人の承諾なく提供することはプライバシー権の侵害であり、違法です。

昨年の滑川中学における募集チラシ配布の件もありますが、町において自衛隊からの住民基本台帳の紙や電子媒体での提供の要請は来ておりますか。今後の対応方針についてお伺いいたします。

2番目は、8.7豪雨の教訓を生かし防災計画を見直し、防災計画の進捗状況を確認し、急いで実施することというテーマです。8月7日、集中豪雨により町内の各地で床上、床下浸水をはじめ、車への浸水で動かなくなるなどの災害が発生しました。被害に遭った皆さんにお見舞いを申し上げ、対応に当たった職員の皆さんに感謝申し上げたいと思います。

六軒地区や月の輪小学校付近の浸水は、道路面から胸まで約130センチに及び、床上、床下浸水や車の水没などの被害が出ました。「これまで40年も住んでいるが、初めて」と言っております。その原因と対策についてお伺いします。

町の対応で、次の要望が出ております。①、罹災証明やごみ処理の手続などの書類手続はワンストップで行えるよう対応窓口を一本化、罹災証明の即時発行。②、水害の場合、水が上がった時点の写真を撮っておくことは、その後重要になります。そのことを住民に周知をすること。③、大雨の場合、事前の避難が必要になります。被害が起きる前に、自主避難所の開設を行う必要があるのではないのでしょうか。④、車の水没を防ぐため、移動を促し、高台の駐車スペースを確保するなどの対応。⑤、災害ごみの仮置場をつくる。⑥、ごみ処理の簡便化。書類関係で役場を何往復もし、最後は小川地区衛生組合まで搬入しなければならない。特に高齢者の家庭では大変な重荷になります。これなど被災者に寄り添った対応を求めるものであります。

また、8月7日、夕方被害が発生。8、9日の2日間で被害の全容をつかむのは困難と思われまます。10、11、12日が連休になり、被災者も役場への連絡ができない状況でした。休日の対応が必要ではないかと思えます。上記のことを防災計画に盛り込む、防災計画の見直しが求められるのではないのでしょうか。

町の防災計画の進捗状況について。町の防災計画では、被害想定は関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、死者は最大30名弱、負傷者は180名弱、うち重傷者は30名余り、避難者数は最大1日後1,500人、1週間後には全避難者2,230人余り、1か月後には全避難者は3,020人弱で、そのうち避難所の避難者は900人余り、避難所外避難者は2,110人余りとなることが予想されています。900人の避難者を1か月間収容する体制についてお伺いいたします。

最大の収容スペースである総合体育館について、防災計画では「耐震化・非構造部材の耐震化が未実施であり、設備・備品の転倒防止対策等の安全対策も検討が必要である」としています。現在の状況と今後の改善計画についてお伺いします。

防災計画では、「公共建築物の災害・火災等防災性の強化を図るとともに、公共施設等総合管理計画や公共施設長寿命化計画（個別施設計画）に沿う耐震化、長寿命化や防災設備等の整備、天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止する。新設又は全面移転改築に伴う建設地の選定にあたっては、土砂災害や災害による不同沈下、浸水などの被害防止のため、慎重な地盤調査を行う」というふうにしています。この計画は、防災基盤の整備という町の防災計画の基本ではないのでしょうか。その進捗状況についてお伺いします。

さらに、この防災計画では、「内水ハザードマップを作成し、住民に情報提供を行う」、「避難所に指定されている施設、防災備蓄センター等を備蓄場所として整備するとともに、町内各地区への交通利便性が高い地区に備蓄拠点を整備する」としています。これらの計画の進捗状況についてお伺いします。

また、防災計画では、複合災害に関する防災知識の普及、自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発生する可能性があることを指摘しています。

今回の水害、そして地震が同時期に起きる可能性は決して低いとは言えません。計画で指摘している整備についての検討状況をお尋ねいたします。

3番目は、今の保険証がまだ使えることや、マイナ保険証を作らなくても大丈夫であることを住民に周知をすることということです。国はマイナ保険証の普及に躍起になって、誤解を与えるような宣伝がされています。今の保険証が使いなくなるのかとか、またマイナ保険証を使わないと医者にかかれなくなってしまうなどの不安が広がっています。町は正しい情報を町民に知らせる広報活動を行うべきではありませんか。

①、現在の保険証は有効期限まで使えること。手元にある保険証は絶対に廃棄しないこと。②、期限が来ても、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書が送られること。③、厚生労働省のプリントには医療費を20円節約できると書いてありますがけれども、実際は自己負担1割の人は2円、2割の人は4円、3割の人は6円であること。④、マイナ保険証は、5年に一度更新手続を行わなければならないこと。⑤、マイナ保険証は、医療機関で顔認証や暗証番号等トラブルが発生し、結局本人確認のため、紙の保険証の提示が求められる事態も発生していること。⑥、10月末から各保険者に申請すれば、マイナ保険証の利用登録の解除が可能になること。これらの広報を行うことについて、お伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、自衛隊募集事業への住民基本台帳の情報提供はやめることと、質問事項3、今の保険証がまだ使えることやマイナ保険証を作らなくても大丈夫であることを住民に周知することを會澤町民保険課長に、質問事項2、8月7日豪雨の教訓を生かし防災計画を見直し、防災計画の進捗状況を確認し、急いで実施することのうち、町への要望、①、手続のワンストップ化についてと、②、水害被害写真を撮ることの重要性の周知についてと、③、自主避難所の開設についてと、④、水害防止のため高台の駐車スペースの確保についてと、防災計画の見直しについてと、避難者900人を1か月収容する体制についてと、総合体育館の現在の状況と今後の改善計画についてと、防災計画における防災基盤の整備の進捗状況についてと、内水ハザードマップの作成と、備蓄拠点整備の進捗状況についてと、複合災害が発生した場合の防災計画整備の検討状況についてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、8月7日豪雨の教訓を生かし防災計画を見直し、防災計画の進捗状況を確認

し、急いで実施することのうち、町への要望、①、罹災証明書の即日発行についてと、②、水害写真撮影の重要性についてを島田税務課長に、質問事項2、8月7日豪雨の教訓を生かし防災計画を見直し、防災計画の進捗状況を確認し、急いで実施することのうち、町への要望、⑤、災害ごみの仮置場の設置についてと、⑥、被災者のごみ処理の簡便化についてを関口環境課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

最初に、質問の1、自衛隊募集事業への住民基本台帳の情報提供について答弁いたします。ご質問の要旨、自衛隊への自治体からの名簿提供についてですが、国は自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき、住民基本台帳法第11条第1項に規定された住民基本台帳の一部の写しを紙媒体や電子媒体などで提出を求めることができるとする法解釈の下に名簿提供を要請していることを指しているものと理解させていただいております。

まず、ここでいう住民基本台帳法第11条第1項とは、国または地方公共団体の機関に認められている閲覧の制度になります。この閲覧制度についてですが、かつては住民の利便性増進に役立つ等の趣旨から、昭和42年の住民基本台帳法の制定当時から住民基本台帳は原則公開とされてきました。しかし、時代も進み、不当な商業利用あるいはDVやストーカー行為といった個人の生活を脅かす行為への利用増加などが問題視されるようになり、プライバシー保護や個人情報保護といった社会的な意識の高まりとともに、関連する法令の整備も進み、時代に即した法令とするため、平成18年11月に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、原則非公開となりました。

そして、住民基本台帳の一部の写しを公開できる規定である閲覧については、制度を残しつつも、国または地方公共団体の機関の請求及び個人または法人の申出についてのみ、法令に定めのある範囲において認めることと明確に規定されました。特に後者については、報道機関等による世論調査、大学や研究機関等による学術調査や統計調査あるいは地域住民の福祉に供する目的など、公共性・公益性の高いものなどのみとされております。また、閲覧申請の状況については、犯罪捜査等による一部の請求を除き、法令により年1回以上の公表を行って、透明性の確保もしております。

そこで、ご質問への回答となりますが、住民基本台帳の情報を窓口での閲覧という方法によらない紙媒体や電子媒体での提供についての状況についてですが、毎年、町には防衛大臣からの自衛官募集等の推進に関する依頼が来ており、その中で募集対象者の情報提供についても、紙媒体または電子媒体での提供の協力依頼として要請が来ております。ただし、実際に紙媒体や電子媒体等で情報提供を行ったことはございません。

また、町の情報提供の方法は、あくまで法令にのっとって閲覧によることとしておりますので、実際に申請に来庁されたとしても、閲覧による情報提供とさせていただいております。

なお、ここ近年は、閲覧の申請に来庁された実績もございません。こちらの理由については、自衛隊の担当部署に確認しましたところ、各地域の住民感情などの地域特性や社会的な情勢などに配慮し、それぞれの担当地域にて対応されているようで、当地域においては、それらを総合的に判断して、閲覧については現在のところ自粛しているとのことでした。

次に、今後の対応方針についてですが、令和2年度には、総務省、防衛省連名で、情報提供に関し、住民基本台帳法第11条第1項による資料提供が可能であるとの法解釈を示す通知が、地方自治法に基づく技術的助言として発出されております。政府の法令解釈の是非については、この場で論じることは控えますが、町としては、あくまで住民基本台帳法第11条で規定されている閲覧という行為における提供をしております。

閲覧とは、文言の意味をそのまま解釈するならば、書物や書類などの内容を調べながら読むこと、あるいは調べ見ることであります。当町では、この解釈どおりの取扱いをしております。

閲覧の方法についても、指定の場所で、指定された方法で閲覧し、必要に応じ書き写すなどして、持ち帰る行為までは許しておりますが、カメラ撮影や複写機等の電子機器の使用は認めていないなど、滑川町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領によって細かに規定し、事務の取扱いを行っております。

今後とも、関係法令とのそごが生じ、取扱いを変更する状況とならない限り、町としての事務的な取扱いは引き続き現行どおりに行っていくこととなりますので、そのようにご理解いただきたいと存じます。

続きまして、質問の3、今の保険証がまだ使えることやマイナ保険証を作らなくても大丈夫であることを住民に周知することについてのご質問に答弁いたします。本年12月2日をもって現在の紙の被保険者証が廃止となり、マイナ保険証に統合されるに当たり、様々にネガティブな情報が流され、不安をおおる結果となっている一面も感じられております。

国は、紙の被保険者証廃止の方針を打ち出して以降、運用面などで問題点、課題点など、各方面から挙げられたものを解消するために、取扱い上の追加や変更が加えられてきております。そういったことから、我々保険者サイドや医療機関現場で混乱が生じたためにご迷惑が掛かり、個々の事案をネガティブに取り上げた情報を拡散する動きに惑わされている一面があるのではないかと考えております。

確かに最近の動きとして、すぐに紙の被保険者証が使用できなくなると勘違いされて、不安に思い、マイナンバーカードの申請やマイナ保険証へのひもづけのために窓口に来られる方が増えたようにも感じております。それだけマイナ保険証への認知が進んでいると感じるとともに、やはり不正確な情報に不安を抱えておられる方も増えていると実感しております。

我々担当者自身も、国や県からの通知よりも先に、テレビやネットでの媒体から情報を知ることが多く、正しい情報の把握と整理に振り回されるときも多くあります。そういった状況から情報を

周知するときには、利用する媒体や発信するタイミング、あるいは表記する内容なども慎重に考えないと、かえって混乱につながりかねないと認識しながら行っております。

直近では、被保険者証の更新を迎えるということで、7月の広報へ掲載を行っております。例年同時期に、同様の内容を掲載してきておりますが、今年度はマイナ保険証の今後の取扱いなどの内容に重点を置いた内容に変更し、阿部議員の質問内容にあるような項目についても、関係する内容については掲載させていただいております。また、被保険者証送付に当たっては、リーフレットの同封もさせていただいております。

今後については、12月の紙の被保険者証廃止のタイミングに合わせて、これまでの情報を整理した形でホームページを更新し、また広報へも再度今後の取扱いなどについて掲載していくなど、継続して必要な情報はタイミングを図りながら繰り返し周知をしていく予定であります。ただし、町としては、あくまで保険者として、国民健康保険と後期高齢者医療保険にご加入されている被保険者に対しての情報提供が主な目的となります。制度全般の説明となりますと説明も長くなりますし、細かなところで、保険者ごとの取扱いが違う部分が出てきますので、かえって分かりにくく誤解を招くおそれもあるためです。

ですが、大半の情報は共通しており、社会保険にご加入の方でも十分に参考になると思っておりますので、御覧になられた方へは、ご加入中の保険窓口で詳細を確認していただくことや、制度全般については厚生労働省などの関連するホームページへ誘導するような記載もして、説明が足りない部分をできる限りフォローできるようにしたいと考えております。

いずれにせよ、これまで紙を主体としていたものをデータ利用に置き換えるこれまでにない大きな変換期を迎えて、当面の間は新旧入り混じった状況に混乱が起きかねない状況だと認識し、慎重な事務を行うとともに、できる限り不安を取り除き、誤解を生まないような分かりやすい情報提供を心がけていく所存でおりますので、ご理解をお願いいたします。

また、ふだんより多くの町民の方に接しておられる議員各位におかれましても、そういった不安を抱え、困っておられる方に接することがありましたら、まずは役場へお問合せいただけるよう促していただき、町民の方が安心して医療機関へ足を運べるようにご協力いただけましたら幸いですので、重ねてご協力をお願いしたいと存じます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項2、8.7豪雨の教訓を生かし防災計画を見直し、防災計画の進捗状況を確認し、急いで実施することのうち、①、罹災証明やごみ処理の手続ワンストップ化でございしますが、罹災証明、ごみ処理、被災証明の手続のワンストップ化については、担当課が分かれているため一本化は難し

いと思われませんが、関連しているため窓口にて確認を行い、案内することは可能であります。

次に、②、水被害を受けた場合の写真を撮っておくことを周知することですが、広報紙や町ホームページ、SNSにて情報発信をしております。今後も罹災証明、被災証明の申請に被害状況の確認のために必要な書類等について、広報紙や町ホームページ、SNSを活用して周知してまいります。

次に、③、大雨の場合、事前の避難が必要になる。自主避難所の開設を行う必要があるのではないかとありますが、自主避難所は状況確認を行い、必要に応じて開設しておりますが、住民の方からご依頼により開設することも可能です。特に先日のゲリラ豪雨のように、局地的な大雨の場合には、職員が状況確認するより前に浸水が発生してしまうおそれがあり、自主避難所の開設が遅れる可能性があります。そのため、自主避難所の開設については、自主避難をご希望される方は役場にご連絡いただければと思います。

次に、④、高台の駐車スペースの確保の対応ですが、今回水没した場所を確認し、その近隣の浸水しない避難所の駐車場を利用できるか確認していきたいと考えております。

次に、休日における連絡体制についてですが、災害はいつどこで発生するか分からないことを念頭に、閉庁時であっても連絡が取れる体制を構築しております。被害報告についても、同様の連絡体制を取っております。連休中に被害報告のご連絡はございませんでした。

次に、避難者900人が1か月間避難できる体制についてですが、避難者900人が1か月避難できる体制について、避難所や仮設住宅で避難生活を送ることを想定し、体制を整えていきます。

なお、仮設住宅建設用地は町内8か所、都第一公園、町営月輪球場、土塩球場、福田小学校校庭、宮前小学校校庭、月の輪小学校校庭、滑川中学校校庭、滑川総合高校校庭を想定しております。

次に、最大の収容スペースである総合体育館の耐震化等の現状についてですが、総合体育館については、現在も耐震化工事が実施されていないため、避難所としての活用が難しい状況です。今後の改善計画については、町の財政状況等を勘案し、町保有の公共施設全体の整備計画を念頭に、優先性、緊急性を考慮しながら実施の判断をしてまいります。

次に、防災計画における防災基盤の整備の進捗状況についてですが、老朽建物の改築促進や施設の補強及び整備することは、防災において大変重要なことであると認識しております。各施設の状況を把握し、補修等を実施しております。築年数がたっている建物については、新設等も視野に入れ、安全性が確保できない建物については避難所として利用しないなど、適宜対応しております。

次に、内水ハザードマップについてですが、現在町のハザードマップは、地震、土砂災害、洪水、それぞれのマップを作成しており、中には作成してから10年以上経過しているものもございます。そのため、来年度、地震、土砂災害、洪水、ため池などを含めたハザードマップの作成を検討しており、内水ハザードマップについても、過去に内水氾濫があった場所を地図に落とし込

むなど検討してまいります。また、各指定避難所や集会所など、人が多く集まる場所に町のハザードマップを掲示していきたいと考えております。

次に、複合災害についてでございますが、現状では、その都度発生する災害に備え、住民への周知や対策を実施しておりますが、近年のゲリラ豪雨や台風による浸水、南海トラフ地震臨時情報などの地震発生率の高まりなどから、今後は複合災害についても周知啓発を実施するとともに、対応パターンの検討などを行ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項2、8.7豪雨の教訓を生かし防災計画を見直し、防災計画の進捗状況を確認し、急いで実施することのうち、初めに町の対応で次の要望が出ています。①のうち、罹災証明の即日発行につきまして答弁いたします。

罹災証明につきましては、従来より町ホームページに申請手続について掲載をしていたところでございますが、8月7日に豪雨があったことから、翌日8月8日の朝9時に町ホームページの掲載場所を、トップページの重要なお知らせ欄にも掲載を行ったところでございます。

罹災証明につきましては、お電話、また税務課窓口で証明書取得のお話をいただいた方に対しまして、災害対策基本法第90条の2において、市町村長は、災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（罹災証明）を交付しなければならないとあることから、相談をいただいた当日に現場確認を行い、翌日に発行を行いました。今後とも、遅滞なく、できるだけ早く発行ができるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、②の水害の場合、水が上がった時点の写真を撮っておくことは、その後重要になります。そのことを住民に周知することにつきましては、罹災証明の申請には写真が必須というわけではございません。罹災証明の交付に当たっては、先ほど申し上げた災害対策基本法第90条の2において、市町村長は、災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害を調査することが前提になっており、被害の程度は職員が現地に赴き、確認することになっております。

特に被害が大きい場合には、被害状況の写真を撮ること自体が被災者の危険や負担になってしまうこと、また災害の程度にもよりますが、カメラやスマホ、またプリンターなど、紛失や破損等も想定されるため、写真がなくても申請ができることを周知してまいります。写真に記録する場合におきましても、安全が確認された後、無理のない範囲にさせていただきますよう、お願いしたいと考えております。

なお、自己判定方式による被害の程度判定につきまして、申請者ご自身で準半壊に至らない、一

部損壊と判定していただく方式として、持参された写真のみをもって被害程度を証明することも可能でございます。

今後においては、罹災証明が必要な方には早期に申請をしていただきまして、証明書を取得していただきますよう、広報してまいります。

以上、ご理解をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんからのご質問、8.7豪雨の教訓を生かし防災計画を見直し、防災計画の進捗状況を確認し、急いで実施することのうち、⑤、災害ごみ置場についてと、⑥、災害ごみ処理の簡便化について答弁をいたします。

災害ごみ置場につきましては、滑川町災害廃棄物処理計画の中で、災害廃棄物の仮置場の設置について示されております。災害廃棄物の発生量により選定するようになっており、現在町では一次仮置場として指定されておりますのは、福田地区にあります松寿荘の跡地でございます。町内にありますグラウンドや公園は、災害時に住民の避難所と指定されているため、現状では松寿荘の跡地が選定されております。

災害廃棄物処理計画にも記載のあるとおり、基本方針としましては、可能な限り分別し、再資源化を行う。既存施設による処理を原則とし、困難な場合には協定や支援による広域処理を行う。危険物等を適切に処理する。思い出の品等は被災者へ配慮した対応を行うとあります。

8月7日に発生しました豪雨災害については、災害廃棄物の量を確認し、小川地区衛生組合で処理できるため、仮置場を設置せずに対応いたしました。今後も、災害廃棄物の発生量を見極め、適切に対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、災害ごみ処理の簡便化についてでございますが、災害ごみは通常の持込みごみと異なるため、小川地区衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条に定めるとおり、火災等の災害により発生したもので、ごみ処理施設へ自己搬入する場合には、処理手数料の減免が受けられるとしております。

減免申請から搬入までの流れといたしましては、町が罹災証明を発行した後、被災者が環境課において罹災証明を持参し、一般廃棄物処理手数料減免申請を行います。その後、環境課職員により、被災状況及び災害廃棄物の現地確認を行います。

次に、被災者が災害廃棄物の分別をしていただき、環境課と衛生組合の間で搬入日の調整を行います。その後、環境課から被災者に一般廃棄物処理減免の書類、それと一般家庭による廃棄物搬入申込書類を交付いたします。そして、被災者が組合に減免申請書と罹災証明書、一般家庭による廃棄物搬入申込書を持参していただき、組合へ自己搬入していただく流れとなっております。

これは、災害廃棄物処理の初回のみに必要な手続であり、その後は廃棄物搬入申込書のみで搬入

が可能となります。被災者の方には大まかでも構いませんので、品目、量や雑誌など、数量を把握していただき、搬入希望期間を事前にご連絡をいただければ、スムーズに処理ができると思われま

す。

また、搬入についてですが、搬入できるのは本人及び同一生計の家族、本人が同乗すれば、第三者の搬入でも可能となります。業者委託する場合には、組合との協議が必要となります。また、1日での搬入の上限は2トントラック2台までとなっております。また、1日の搬入回数はストックヤードの関係で3回までとなっております。このような状況でございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○5番（阿部弘明議員） それでは、防災計画について質問させてください。

まず、国では地区防災計画という、町が防災計画をつくって、それが定めるところにより、地区防災計画を定めることができるというふうになっているのですけれども、この防災計画によると、防災計画の41ページに、地区防災計画の策定や個別避難計画への関わりを含め、地域住民・自主防災組織・団体等が災害対応に参画する仕組みなど、地域防災力の向上を図るといような文言があるので、これは地区防災計画を定めて規定しているということよろしいのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

地区防災計画を定めて、しているというふうに思います。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） それでは、各地区には自主防災組織があるわけですが、そこに地区防災計画をつくるような、そういったような働きかけをやっていないと思うのですけれども、それはどうなっているのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

地区につきましても、そういったお話をするときもあつたと思っておりますけれども、もしその話を今までしてこなかったという場合がありますら、今後話をしていきたいというふうに考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ちょっと地域の、要するに町が全部見るというのは不可能ですから、それ

それぞれの地域でどういうことが起きて、それぞれの地域がどのような対応をできるのかということをも自分たちで計画をつくるというのが地区防災計画なのです。それを進めたほうが、今回のような、ああいったような災害が起きるわけですから、そういったように対応できるような地域力を高めていくということが今求められているのではないかなと思いますので、今後ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、防災計画、先ほど質問しましたけれども、要するに公共建築物の災害・火災等防災性の強化についてなのです。この中で述べましたけれども、「新設又は全面移転改築に伴う建設地の選定にあたっては」というふうに書いてありますよね。要するに災害をよく考慮して慎重な判断をしなければいけないというふうになっているのですけれども、今回福祉センターやコミセンなど、なぜあそこに造るのかというのは町民の皆さんもよく理解できていないのではないかなと思うのですけれども、防災との関係で、この防災計画があるのですけれども、どうですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

新コミュニティセンターにつきましては、浸水想定区域から外れており、なおかつ、ただいま地盤調査等、測量調査等を行っている状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） どうしてもあそこに造るという決意のようではございますけれども、私はやめておいたほうがいいと思います、はっきり言って。まさに水が上がったら陸の孤島になるようなところにわざわざ造るのかという心配が町民の皆さんから出ております。これは本当に検討して、この防災計画でさえこういうふうに言っているのですから、慎重な判断をしろと。再検討するべきだというふうに思います。

あと、総合体育館の耐震化というか、とにかく非常に危ないような状況になっているということなのですけれども、これの改善計画というか、何かあるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

総合体育館につきましては、先ほども申し上げましたとおり、耐震化のほうはなっておりません。耐震率も非常に低い状況です。また、建設してから数十年たっている施設でございます。

以前、この体育館につきまして、耐震化工事を実施するというような計画もございましたけれども、先ほど申し上げました老朽化している建物に耐震化はどうかということになりました。それを受けまして、一時建て替えをしようというような話もございましたけれども、それにつきましては

相当な工事費がかかるということで現在まで耐震化等もされず、現在に至っている状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。時間が押していますので、よろしく願います。

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。本当に公共施設の様々な改善、改良が必要になっているわけなのですが、その計画を置いてまで、なぜコミセンとかの計画になるのか、本当に不思議ではないです。度々言いますが、こんな災害が起きているにもかかわらず、こういったことを進めるということをやめてほしいなということで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、阿部弘明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時45分とします。

休 憩 （午後 2時30分）

再 開 （午後 2時45分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位9番、議席番号2番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

1番、まず8月7日の集中豪雨について質問します。滑川町で、8月7日、夕方5時半から夜8時頃まで強い雨が降りました。猛烈な雨となる時間帯もあり、埼玉県記録的短時間大雨情報が、東松山市、嵐山町で6時台に100ミリと発表されていて、滑川町南部では同様の雨が降ったものと思われま。

①、被害状況はどの地区でどのような被害がありましたか。この質問については、前日の谷嶋議員の一般質問で同様の質問がございましたので、再度の質問を省略し、同内容の回答を得たものとして質問を進めさせていただきます。

②、降雨時のリアルタイムでの冠水情報等の収集、また大雨後の被害情報収集はどのように行いましたか。

③、森林ホテルは避難所として機能したのでしょうか。

④、車を水没から守るために移動させることができる避難用駐車場を用意すべきではないでしょうか。この質問も前回、同様の質問が出ておりますので、同内容の回答を得たものとして質問を進

めさせていただきます。

⑤、土砂や枝葉等が流れ込んだ個人宅などに、行政が職員を派遣して除去する等の助力はしたのでしょうか。

2、避難場所について。8月7日の集中豪雨では、今までに浸水、冠水したことがない場所で被害が出ました。今まで大丈夫だったから大丈夫とは言えないことが証明されたと思います。実際に自宅前の道路が浸水した方にお話を聞くと、仮に行政が避難所として誘導しても、浸水の現実を目の前にした状態では、川の側、沼の側に避難する選択は心理的にできないだろうと感じました。また、低い場所の道路は冠水しやすく、避難経路が寸断される可能性は高くなります。

①、役場周辺に公共施設を集中させることは、浸水リスクの高い場所に公共施設を集中させることです。8月7日の集中豪雨を経験し、避難所の在り方について、リスクの捉え方を修正する点がありましたか。

②、今回、月の輪小学校西側、北側道路が冠水しました。住民の方が冠水地点の情報を得られない中では、高台にある宮前小学校の避難所としての優位性は高いと感じます。宮前小学校体育館の整備計画は以前からあります。宮前小学校体育館は、優先的に整備されるべき施設だと考えます。いかがお考えでしょうか。

③、集会所について伺います。滑川町内の各地区に集会所があります。区画整理事業の中で整備されたもの、ほかの施設建設に関連して建てられたものなど、できた経緯は同じではありません。現在老朽化が進み、建て替えや修繕を検討すべき集会所もあります。ここで質問します。

①、各集会所の建築年を教えてください。

②、各集会所の建設に当たり、建設に要した金額、その内訳として行政が出した補助額と各地区が出した負担額を教えてください。

③、集会所は公共施設の代替施設になると考えますでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 質問が終わりました。

質問事項1、8月7日の集中豪雨についてと、質問事項2、避難場所についてと、質問事項3、集会所についてを篠崎総務政策課長に答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、8月7日の集中豪雨のうち、②、降雨時のリアルタイムでの冠水情報等の収集、また大雨後の被害情報収集はどのように行ったかでございますが、職員は町内循環をしながら、逐一移動式無線にて状況を本部に伝え、リアルタイムで町内の状況を共有、把握していました。雨がやんだ後も巡視をし、状況確認を実施しております。その後の被害状況については、各行政区の区長に状況確認を実施したほか、被害に遭われた方からの罹災証明、被災証明の申請から個別の被害状

況を把握しております。

次に、③、森林ホテルは避難所として機能したかでございますが、今回森林ホテルへ開設依頼をしていないため、避難所として場所を提供していただいております。8月7日の集中豪雨は、短時間での大雨であり、内水氾濫により被害はあったものの、災害対策本部を立ち上げる状況ではございませんでした。また、指定避難所の開設も行っていないため、災害協定の森林ホテルについても開設は依頼しませんでした。

次に、⑤、土砂や落ち葉等が流れ込んだ個人宅への職員の派遣でございますが、浸水したお宅については、町職員が訪問し、安否確認を実施しましたが、土砂等の撤去について、職員の派遣は実施しておりません。まずは土砂等の撤去の前に、その場での安全確保が第一であり、雨が収まれば浸水も引いていくことから、避難所等への避難が必要かどうかの確認のために職員を現地派遣しております。

次に、質問事項2、避難場所についてのうち、①、避難所の在り方についてリスクの捉え方を修正する点があったかでございますが、8月7日の集中豪雨では、月輪、みなみ野にて内水氾濫が発生しました。しかし、役場周辺においては被害は発生しませんでした。震災リスクはあるものの、集中豪雨に対する浸水リスクはあまり高くないと思われれます。今回の集中豪雨での経験を生かし、今後の地域防災計画やハザードマップの見直し、防災力の強化などを実施してまいります。

次に、②、宮前小学校体育館は、優先的に整備されるべき施設だと考えるかについてでございますが、宮前小学校体育館をはじめとした町内の公共施設の整備に当たっては、滑川町総合振興計画や滑川町公共施設等総合管理計画をはじめとした各種計画によりまして、その整備を予定しているところでございます。

避難所としての機能を有する当該施設は、昨年度実施した教育委員会による学校施設の劣化調査の結果によりますと、健全度が100点満点中33点であり、特に屋根、屋上、内部仕上げ、電気設備は早急に対応する必要があるとの結果となっている旨の報告を教育委員会からいただいております。建て替えを含めた当該施設の今後の整備は急務であると承知しております。

一方で、町内にある多くの公共施設が更新時期を迎えており、施設の長寿命化対策等が求められておりますが、宮前小学校体育館も含め、町内にある各種公共施設については、冒頭申し上げました各種計画に基づきながら整備を進めさせていただいているところでございます。

また、避難所としての機能を持つ公共施設については、宮前小学校体育館以外にも、ほかにもありますのはご承知のことと存じます。公共施設の整備については、数千万円あるいは数億円という単位で事業費が必要となり、その実施に当たっては町の財政運営にも大きな影響を及ぼしますので、引き続き関係各課局と連携を図りながら、公共施設の整備に当たってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、質問事項3、集会所についてのうち、①、各集会所の建築年でございますが、現在町には

29か所の集会所が設置されております。集会所によって建築年は異なっており、昭和50年代後半から60年代にかけて、埼玉県コミュニティ施設特別整備事業補助金等を活用し、およそ7割の集会所が整備されました。その後、老朽化に伴う建て替えや区画整理事業、流域下水道処理施設整備事業等の公共事業に伴う環境対策として、集会所が建設されて現在に至ります。最も新しい集会所は、平成27年に建設した羽尾表集会所になります。

次に、②、建設費と内訳でございますが、29か所中、約半数の16か所は埼玉県コミュニティ施設特別整備事業補助金を活用して整備しており、集会所の大きさや建設年により建設費が異なりますが、平均として建設費900万円に対し、県補助金400万円、町負担金500万円、地元負担は原則なしとなっております。

現在の滑川町地域集会所整備事業補助金交付要綱では、集会所を新築または改築する際に、建設費1,000万以下の場合は全額補助、建設費1,000万円を超える場合は1,000万円と超える事業費の2分の1の補助を規定しています。補助に当たっては、町単独では財政的に厳しいため、埼玉県ふるさと創造資金補助金の活用も必須となります。

当補助金を活用して建設された集会所は2か所であり、福田中在家集会所は建設費およそ1,333万円に対し、県補助金500万円、町負担666万円、地元負担167万円、羽尾表集会所は建設費およそ1,868万円に対し、県補助金500万円、町負担934万円、地元負担434万円です。負担率だと町が50%、地元が13から23%の負担になります。

次に、③、各集会所は公共施設の代替施設になるかでございますが、集会所は当初、住民の交流、町政への参加、文化の向上、福祉の増進及び明るく豊かな住みよい町づくりを推進するための公共施設として町が設置しました。現在、一部の集会所は、災害時の指定緊急避難場所として位置づけられ、自主防災の拠点としての役割もあります。平成27年度から集会所の権利、権限を町から各地域へ移譲し、地元での管理・活用をお願いしており、従来の公共施設プラスアルファの役割が果たせるような形になっています。

町としては、地域コミュニティの拠点、地域防災の拠点として引き続き活用していただけるよう、支援してまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。では、再質問いたします。

まず、8月7日の被害状況についてなのですが、広報に載っているとおりというところで、その後の更新がなければ、このとおりなのかなというところで、再度読み上げますと、道路の通行止めが4路線、冠水が6か所、自動車立ち往生が普通車6台、床下浸水が9棟、床上浸水が2棟というところで前回ご答弁いただいています。

これに関して、追加で町のほうで把握している被害状況というのはないということですのでよろしいで

しょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

昨日の谷嶋議員の一般質問の答弁では、8月19日時点の被害状況を申し上げたところでございます。その後、罹災証明や被災証明等、住民からの問合せや窓口に来ていただいた、そういったものを全て集約したものがこれから申し上げるものでございます。

被害状況でございますけれども、通行止めについては4路線、冠水については13か所に上っております。床上浸水、月輪の6件でございますけれども、2棟、羽尾で1棟でございます。これは、2階のバルコニーの排水がオーバーフローして室内に浸水したということでございます。床下浸水が月輪の6件で2棟、月の輪で7棟、みなみ野が2棟でございます。それと、自動車の立ち往生、普通車6台、車両の水没が多数ございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 車両の水没が多数というところなのですが、水没した台数、それから廃車になった数、修理が必要になった数、そのまま利用できる数、そのような詳細な被害状況、車両について把握していますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

車両水没につきまして報告がございましたのが、月の輪地内で14台ということでございますので、そのほかの廃車になった車両だとか、そのまま使用できる車両ですとか、そういったことについては報告は受けておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 今回、月の輪小学校の周辺がかなりの高さで冠水しています。役場の方が恐らく見に行って測ってくださった数字かと思えますけれども、住んでいる方から144センチメートルの水深というところで、数字のほうを聞いています。

8月7日にゲリラ豪雨があったわけですが、もうほとんどの車が動かない状態になってしまって、8月8日、月の輪小学校の北側の通りはレッカー車が頻繁に立ち入るような状況だったそうです。その周りだけでも、恐らく10台以上が廃車ということを手続しているそうです。廃車にならなかった車でも、シートまで水が上がってしまって、臭いが残る状態で使用しているそうです。1つのご家庭で2台持っていて、2台ともが廃車になってしまった、まだ買ったばかりの新車なの

に廃車になってしまったと、そんなご家庭もあるようです。

これについては、住人の方が代表をつくって、もう町のほうに報告というか、話をしに行っているというふうに私は聞いているのですけれども、その辺の細かい話は課長までは伝わっておらないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

その話は、私も伺っております。それで、早速建設課のほうに対応していただきまして、側溝の蓋をグレーチングに替える、それから集水ますの掃除をする、こういったところを早急に対応していただきました。

月の輪小学校ののり面に草等が生えておるのですけれども、その草刈りをPTAの方中心にやっておられるのですが、どうしても刈った草が残ってしまうと、その刈った草が今回の豪雨によって道路上に流れて、結局集水ます等に集まって排水がうまくできなかったというような状況も聞いております。ですので、月の輪小学校ののり面の防除につきましても、今後の補正予算で対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 蓋周辺の掃除はしていただいたというところで、ではもう側溝が詰まっていたりという状態はグレーチング等の掃除だけをすれば問題は解消して、側溝などが詰まっている、そういう状態はこの地域にはなかったということでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員のご質問にお答えします。

こちらの地域については、うちの職員も8月7日以来、毎日に近いように現地調査等で確認しております。月小北側については、側溝プラス道路の下に内径1メートル80掛ける1メートル50センチの雨水管も入っております。その管についても、実際職員が中に入って詰まり等はないかどうかを確認しております。

集水ますのほうについて、ちょっとここは吸い込みが悪いと言われた箇所が1か所あったのですが、そちらについても、うちのほうの職員で詰まりがないかどうか確認して、なかったことを確認しております。

谷嶋議員のご質問でも答弁したのですが、8月7日の豪雨の後で皆さんに、実際グレーチングのほうを幾ら役場の者が雨の予報の前にきれいにしても、1回降ればそこにまた葉っぱや、風で飛んできたごみとか、家庭内から飛んできたものなんかも堆積してしまうと、また蓋になってしまうの

で、安全の範囲内で住民の皆さんにも、そのグレーチングの雨が降ってからの掃除等も一応お願いしています。その後雨が降ってますが、多少の水の堆積はあったようですが、その後は一応大事には至っていません。

今後も、これも谷嶋議員のときの答弁と重なるのですが、通常集水ますから下の大きな雨水の管まで、集水ますから約20センチの管で雨水のほう流れ込んでいます。それに対して、道路上に、その大きな道路下に入っている雨水管の管理用のマンホールがついてます。マンホールの蓋は約60センチあって、その下が90センチの管になってます。このマンホール蓋をグレーチングタイプに替えられないかどうか。これはもちろんみなみ野地区も含めて、月輪地区も含めて、ちょっとメーカーが違うものが入っていますので、各メーカーに問合せをして、現地調査のほうを依頼しております。

その他、集水ますの大型化等も検討しています。ただ、今言ったように、みなみ野地区ですと最大で3メートル掛ける1メートル50センチの道路下に雨水の管が入っております。これにプラス、その雨水管の肉厚等もありますので、相当な大きさになるので、大きな集水ます等が入らない場合等もあります。その辺は、現地調査のほうを今実際に職員が行っております。今後できる範囲で雨水対策のほうをやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願ひます。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

8月末の雨でも月の輪小学校、今お話しした北側のところ、道路のほうから水が噴いていて、1メートルぐらい上がっていたという話を聞いたのですけれども、その話をご存じですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

月の輪小学校北側の道路につきましても、道路冠水したということで報告を受けております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願ひます。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。では、町としては、詰まりを解消して、下の本管、内径1.8メートルの管に雨水がきちんと流れる状態になれば、月輪の区画整理内の内水氾濫は今後起きずに対応できるというふうにお考えですか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願ひます。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員さんのご質問に答弁いたします。

町でも、今ある雨水施設を最大限に利用して、できる範囲の雨水対策をしていきます。ただ、空

から降ってくる雨に限界はないので、100%大丈夫だということは言い切れないと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

今回の集中豪雨も、滑川町では初めて経験するようなゲリラ豪雨でした。報道というか、発表では、恐らく1時間に80ミリ以上という色が滑川町ではついていて、隣接の市町村では120ミリというところもあったので、滑川町も120ミリという可能性は十分に想定しておくべきなのかなというふうに思います。

今、福島さんにお答えいただいたところが、大丈夫というところはないというところで、恐らくこれから考えていくべきところなのかなというふうに思います。仮に人工的な排水施設がうまく動いたとしても、当然雨が降って風が吹けば、雨と一緒に物も流れてきますので、幾ら事前に掃除しておいても、やっぱり流れてくると思うのです。なので、このところをもう一度、こういう状態が起り得るというところで考えていくべきかなというふうに思います。

そして、先ほども、せめて車だけは逃がしておきたいという住民の方々の気持ちもあると思います。そこでなのですけれども、月の輪小学校の駐車場を、懸念があるようなときには、常に止められる、止めていいよというような状態にさせていただくことはできますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

8月7日のような集中ゲリラ豪雨のようなときの場合につきましては、事前にとりかかるといって、その最中、ご連絡いただければ、施錠されている駐車場、月の輪小学校の東側の砂利の駐車場がありますので、あそこでしたらふだん学校をやっている平日でも空いていることが多いので、あそこを開放して、一時避難場所という形で提供することはできるかと思えます。ただ、いつも施錠されている場所なので、連絡を一本いただければという形になりますが、そういった形で対応していきます。

実際に8月7日以降にあった大雨のときにもご連絡いただいて、一時避難場所という形で開放させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。8月7日以降、月の輪小学校の駐車場をそのように使わせていただいているという話は聞いておりまして、ありがたい措置だなというふうに思います。

知っている方と知らない方がもしかしたらいらっしゃるかもしれないので、月小の西側、六軒地

区の方の方を含めて、そういうときは連絡いただければ、月小の駐車場を開放するよというように
なことを広めに周知していただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

議員のおっしゃるように、周辺の住民には周知をしてみたいというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。車を廃車にしなければいけなかった方には、本当に天災で、災難であったろうと思います。またこれが来るかというところの気持ち的な不安というのも大きいと思いますので、それに対応するような措置をしていただけるということで、よろしくをお願いします。

町が状況把握されていない場所として、比較的道路浸水、それから通行止めが大きかった場所なのですけれども、羽尾の森林公園駅周り、印がついてないのですが、整形外科があるところの交差点、それからそこを先に行ったところのパーラーEXというパチンコ屋さんとファミリーマートがあるところの交差点、そこが8月7日の時点ではかなり浸水していました。それで、結果的に通れなくなっていたのか、それとも通行止めが入ったのかは分からないのですけれども、恐らく30分ぐらい、あの陸橋は渡れない状況だったようです。このことについては把握されておられますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

成恵会病院のところの交差点の冠水については、把握をしております。ここでも自動車のほうが立ち往生になりましたけれども、その原因については、故障して立ち往生していたのか、あるいは事故等で立ち往生していたのか、そこら辺につきましては把握をしておりません。いずれにしても、この場所が冠水していたということは把握をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） その先の陸橋を上がって下りたところ、ファミリーマート脇の交差点、それから陸橋自体も通れなかったというところについてはいかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

先ほど議員がおっしゃった箇所につきましても、把握をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 把握をしていらっしゃるのであれば、町内の被害状況の場所というところに載ってきていないのはなぜでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問にお答えします。

その件につきましては、この後確認をして、また報告をしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 今8月7日の話をされていて、今日は9月4日です。なので、直後は無理であっても、もう取りまとめが終わっていないといけない期間かなと思います。恐らくかなり早い段階で住民の方あるいは職員の方の見回りから情報は入っていると思いますので、今台風も次々とやってくる時期ですので、2週間後に次の台風が来たりとか、大雨が来たりという可能性がある時期です。なので、まず情報収集で、そこへの対応を次々とやっていくというのが基本の姿勢になると思いますので、情報収集、状況把握をしないことには何も始まらないというふうに思いますので、状況把握と取りまとめというものをもう少し迅速にさせていただきたいと思います。

それで、今申し上げた整形外科の脇と、それからファミリーマートのところの交差点、住民の方に聞きますと、ここはいつも浸水する、増水するということです。そうしますと、いろんなものが流れてきてたまってしまう。それを住民の方がいつも片づけているということなのですが、このようないつも物がたまってしまう場所、それを行政の手である程度片づけていく、手伝うということはできないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

町としても、町内各地区において、そのような場所の清掃等、見守り等も行い、ごみ等が詰まっていれば、そこも清掃等をしております。ただ、人的にも少ないですし、町内も広い地区でございますので、各地区におきまして、そういった浸水等が想定される場所については、住民の方によって清掃等していただくと幸いでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 今回、天災ということですが。例えばそういう作業が発生してしまうところを常に同じ個人が、多くの場合決まった特定の方になってしまうと思うのですが、それをそ

の方だけに課していくというのは、なかなか厳しいように思います。そして、その方の体が動かなくなつた場合、誰もできない。そして、その家にたまっていくものを、その家が出したものではありませんのに、どんどん集積していってしまう。そのような状況になってしまうと思います。

滑川町は、この8月7日のゲリラ豪雨のときにまずホームページに出たのは、グレーチングの掃除を各個人、各地区でしっかりしてくださいというものでした。私は、これは非常に冷たいなというふうに感じました。同じ時期、東松山市のホームページでは、自主避難所の開設、それから被害に遭ったときにまずどうしたらいいか、そのようなものが発表されていました。東松山市の場合は市が動く公助というものが発揮されているように感じましたが、滑川町は自助してねというように、突き放しているように非常に感じました。

そして、グレーチングというところも先ほどから強調されているのですけれども、グレーチングの掃除だけで今回の災害が防げたというふうには思っていらっしゃらないと思います。また、滑川町の地域特性から、土や砂が流れ込むようなところだと、逆にグレーチングの蓋にしてしまうことで詰まる場所というのも出てくると思います。なので、グレーチングだけが対策になるというものではないと思います。グレーチングだけを前面に出して、ここの掃除をしてねというのは、あまりにも行政として冷たいかなというふうに感じています。なので、浸水、災害に遭った方、また行政の職員、行政の方と接してみて、正直もう少し手を差し伸べてほしい、もう少し寄り添ってほしいというのが大方の方の感想だと思います。

確かに町は広くて、箇所も広いかもしれませんが、その人のせいではなかったわけではないので、そういう浸水、そして冠水、それから流出物が来てしまった方には、行政のほうで何かしらの手助けをしてほしいと思うのですけれども、やはりそれはできないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

そういったことを町でやらないわけではございません。浸水等被害を受けるところにつきましては、町からもどんどん情報を流したり、避難してくださいというようなこともしますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。個人宅、個人敷地だからできないということではなくて、ぜひとも手を差し伸べて、片づけ等の助力を行政のほうでしていただきたいと思います。

それから、東武東上線の南側、8月7日の豪雨の際には、かなりの道路浸水というものがありません。例えば、この同じ広報で災害協定一覧、一時滞在所となっている株式会社ダスキンくりはさんの社屋の駐車場は一部浸水していました。そして、森林ホテルの側道も一部浸水してしま

た。駅のみなみ野にある公園の側も浸水している等の情報もあり、成恵会のほうからみなみ野1丁目、2丁目に行くまでに何か所か道路浸水が、至るところでして、行けないところはバックしながら進んだというような話があります。

そして、今回特に感じたのは、東武東上線を越える陸橋が通れなくなりました。それから、料理屋さんの神楽の脇の道路も一部浸水しています。そして、月輪電車庫の前の道路も、ここもいつも浸水します。そうしますと、みなみ野の人たちは、北の方向に行くために東武東上線を越えられないのです。日常的に使っている道は全て浸水をしてしまいます。なので、市野川を越える前に東武東上線を越えるための道路が浸水していて、ここから出られない、出にくい状況になってしまっています。このことから、避難所、公共施設というのはもっと狭い地域で設けるべきで、町で1か所、1拠点集中的に設けるとするのは、今回の集中豪雨の経験に即し、考え直すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

確かに今回の集中豪雨、短時間で多くの雨が降ったことによりまして、各路線が冠水となり、東武東上線の線路が越えられなくなったということは認識をしております。ただし、これが毎回毎回来るとは限りません。冠水等した場所の近くにお住まいの方につきましては、自宅、在宅避難をしていただきたいというふうに考えます。そして、水が引いた後に東武東上線を越えて、町の北側方面に来ていただければというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。適切に情報収集をし、そこからきちんと被害把握をし、その上で防災計画を立てていくというところを強くお願いします。

それから、確かにこの豪雨、いつもいつも起こるわけではありませんが、1つ公共施設を建てれば、その建物は50年間、80年間使い続けるものです。この規模のものが50年間一度も起こらないのか、80年間にわたって一度も起こらないのか、そのような長期的な観点から考えるべきだと思います。

そして、今災害が起こってから逃げるべきだと言ったのですけれども、そうではなくて、やはり災害の前でも逃げられるようにすることを考えるべきだと思います。以上、要望です。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、上野葉月議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 以上をもちまして、本日の会議を終了します。

明日5日は午前10時に開会し、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて延会とします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 3時36分)

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和6年第243回滑川町議会定例会

令和6年9月5日（木曜日）

議 事 日 程 （第3号）

開議の宣告

- 1 一般質問
- 2 認定第1号 令和5年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について
- 3 認定第2号 令和5年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
- 4 認定第3号 令和5年度滑川町下水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
- 5 総括質疑

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	稲村茂之
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課副課長	吉野和弘
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一
代表監査委員	吉野正和

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	岩附利昭
書記	宮島美咲

子 章 口 堀 音 録

○議会議務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第243回滑川町議会定例会第3日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、本日執行部からの出席で、服部産業振興課長に代わりまして、吉野和弘産業振興課副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

◇ 原 徹 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位10番、議席番号10番、原徹議員、ご質問願います。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 皆さん、おはようございます。10番、原徹でございます。議長よりお許しをいただきましたので、発言通告書に従って一般質問させていただきます。

質問事項1、災害への備えについてです。災害への備えにつきましては、他の議員さんも度々質問されていますし、私も昨年9月及び12月議会において質問させていただきました。関係部署におかれましては、またかという感もあるでしょうが、改めて災害への備えについて質問させていただきます。

今年、令和6年は、元日に能登半島地震が発生し、大きな被害が発生したところから始まり、8月11日には日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生し、初の南海トラフ地震臨時情報が発表されました。そこで、改めて災害への備えについて何点か質問いたします。

町内には23の自主防災会が組織されており、指定緊急避難場所は13か所、指定避難所は滑川総合高校を含めて6か所あると思います。昨年の一般質問の際に、防災備蓄品は羽尾地内の旧消防滑川分署の防災備蓄センターにまとめて保管しており、各指定避難所には配備されていないとの答弁を

いただきました。これは現在も同様な状況なのでしょうか。

本年1月1日に発生した能登半島地震では、甚大な被害があった石川県輪島市においては、指定避難所の半数超において食料などの必要物資の備蓄がなかったため、地震で道路が寸断し、発災後の数日間、備蓄のない避難所では防寒具や食料が不足した。一方、同じく大きな被害を受けた珠洲市では配備されており、地域差が浮き彫りになったと報道されています。

輪島市と滑川町では、地形や面積などの地理的条件も大分違いますが、滑川町においても、少なくとも指定避難所には避難所開設に必要な物資は配備されていてしかるべきと考えます。そこで質問させていただきます。

1点目、防災備蓄品は、防災備蓄センターの1か所に集中して保存してあり、各指定避難所に配備されていない状況は今も変わっていないのでしょうか。現時点で各避難所に配備する計画はないのか、お伺いいたします。

2点目、昨年の地域防災訓練では、各家庭においてシェイクアウト訓練、参集訓練が行われ、各指定緊急避難場所においては避難誘導訓練や被害調査訓練、初期消火訓練や応急手当訓練などが行われました。しかしながら、これらの訓練はどのような災害からどのように避難することを想定しているのでしょうか、いささか違和感を覚えます。防災訓練実施要領には、震度6強の烈震に襲われ、町内全域にわたり家屋の倒壊、道路の損壊などのほか、一部では火災も発生とされています。これは、町が防災計画で想定する最大被害発生想定の設定です。災害発生時には、被害状況の確認も当然大切ですけれども、まずは避難が必要な住民への対処として避難所の開設が一番重要なことだと考えます。避難所開設に必要な物資は、少なくとも最優先で各指定避難所に備蓄し、それらの物資を使った実用的な避難所開設訓練を各指定避難所で行うべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。物資の現物確認ができない状況では、実際に避難所をどのように開設したらよいのか、地元の間人にとっても見当がつかない現状であると思います。

3点目、来年の防災訓練においては訓練内容を見直し、各指定避難所において避難所を開設する訓練を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、水害への備えについて何点かお伺いいたします。一昨日の11番議員、昨日の5番議員、2番議員の一般質問と重複する部分もありますが、改めて質問させていただきたいと思います。

本年8月7日に発生した集中豪雨により、市野川以南の月の輪地区やみなみ野地区を中心に内水氾濫が発生し、道路冠水等による車両の浸水被害や家屋の浸水被害等が発生しました。河川の氾濫による洪水被害については、ハザードマップで危険周知を行うなど、ある程度備えていたものの、1時間に100ミリという豪雨による内水氾濫への備えは盲点であったとも言えるでしょう。そこで質問させていただきます。

この項目の4点目になります。土地区画整理事業の都市計画の際の雨水排水設備の設計雨量は1時間何ミリの雨量を想定しているのでしょうか。

5点目、その想定雨量を超える激しい降雨があった場合には、どのような被害発生が想定されますか、お答えいただきたいと思います。

6点目、8月7日の豪雨で町内の被害があった概要をお示しいただきたいと思います。

7点目、今回の豪雨による内水氾濫等の被害発生を受けての今後の対応策をお示しいただきたいと思います。

続きまして、質問事項2点目、観光振興についてです。先日、「まちといろ埼玉」という本が、この本なのですけれども、発行されて、県内全63市町村の紹介がなされています。

滑川町については、武蔵丘陵森林公園を筆頭に日本農業遺産の認定を受けた谷津沼農業システム、ミヤコタナゴ、エコミュージアムセンター、月輪神社、武州ころ柿、ぽろたんなどが紹介されています。これは町の観光PRの一つの大きな契機となるのではないかと考えます。

昨年発行された「地球の歩き方」埼玉版というのがあったのですけれども、それでは森林公園が唯一紹介されているだけだったのです。町内の複数の観光ポイントが掲載されたということは、すばらしいことだと思います。その辺を踏まえて質問させていただきたいと思います。

まず1点目、現在町において観光PRはどのようなことを行っているのでしょうか。

2点目、町独自の観光ガイド冊子等の新たな作成の予定はあるのかお示してください。

3点目、昨年の谷津沼農業システムの日本農業遺産認定を受けて、これを観光や産業振興等に生かす方策のめどはついたのでしょうか、現状をお示してください。

続きまして、3項目め、二地域居住促進法の活用についてです。本年5月に広域的地域生活化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律、通称、二地域居住促進法というようですが、が成立し、二地域居住の促進により、子育て世帯を中心に地方への新たな人の流れを創出、拡大を図る仕組みができました。市町村が促進計画を作成することにより、二地域居住者の住まいや職場環境を整える際に国の支援が受けやすくなるというものが内容の柱のようでございます。コロナ禍を経て、UIJターンを含めた若者、子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっているとのことで、その促進に当たり、住まい、なりわい、コミュニティに関するハードルへの支援を行う仕組みが創設されたとのことでございます。

町としては、特定居住促進計画の策定や二地域居住等支援法人の指定など、幾つかのハードルがあるようですが、居住人口の確保のみならず、関係人口の拡大の必要性、重要性が叫ばれている昨今、空き家対策にも活用可能と思われるこの制度の活用も一考に値すると思いますが、いかがでしょうか。町としての現地点での見解を伺います。

以上、ご質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、災害への備えについてのうち、①、防災備蓄品の各避難所への配備計画についてと、②、避難所開設訓練を各指定避難所で行うことについてと、③、来年の防災訓練では避難所開設訓

練を実施してはどうかについてと、⑥の8月7日の豪雨で町内の被害概要についてと、⑦、内水氾濫等の被害発生等を受けての今後の対策等についてと、質問事項3、二地域居住促進法の活用についてを総務政策課長に、質問事項1、災害への備えについてのうち、④、都市計画を行う際の雨水排水設備の設計雨量は1時間に何ミリを想定したものかと、⑤、想定を超える降雨があった場合の予想される被害についてを福島建設課長に、質問事項2、観光振興についてを吉野産業振興課副課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、原議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項1、災害への備えについてのうち、①、防災備蓄品は各指定避難所に配備されていない状況は変わらないか、現時点で配備する計画はないかでございますが、滑川町の防災備蓄品については、防災備蓄センターでの管理であり、現在も同様の状況であります。近年地震や台風等の災害が頻繁に発生しており、現在担当において備蓄品や各避難所での備蓄配備も含め検討中でございます。

次に、②、③の来年度の地域防災訓練では、各指定避難所において物資を使った実用的な避難所開設訓練の実施でございますが、今まで実施してきた防災訓練の実施状況を確認しながら、どのような訓練が有効であるかを検討していきます。各指定避難所へ備蓄も検討しながら、実際に備蓄品を確認、利用し、実災害を想定した避難所開設訓練ができるように検討していきます。

次に、⑥、8月7日の豪雨での町内の被害の概要でございますが、先日の谷嶋議員への答弁では8月19日時点、昨日の上野議員への答弁では9月3日時点での答弁としましたが、改めて答弁を申し上げます。

8月7日の豪雨による被害ですが、「広報なめがわ」9月号でも掲載しておりますが、冠水による通行止めが六軒地内で1路線、これは県道でございます。月の輪地内で1路線、月の輪小学校、大字月輪地内2路線、電車庫周辺の計4路線、そのほか道路冠水が大字月輪、これは月の輪を含みますけれども、地内で3か所、都地内で1か所、みなみ野、羽尾、十三塚地内で2か所の計6か所、床上浸水が六軒地内で2棟、羽尾地内で1棟、床下浸水が六軒地内で2棟、月の輪地内で7棟、みなみ野地内で2棟の計14棟などと把握しております。

次に、⑦、今回の豪雨による内水氾濫等の被害発生を受けての今後の対策でございますが、内水氾濫の多くが道路等へ流れ込んでくる土砂や落ち葉、ごみにより排水箇所が詰まることが原因となっております。大雨等が降る前に、町で内水氾濫が想定されそうな場所については、事前に確認、清掃を行い対応いたします。しかし、事前に対応しても、なお大雨等により流れ込んで詰まってしまうため、内水氾濫の起きそうな地域については、平時から家の周りなどの清掃等の啓発、場合によっては降雨時にも注意した上で排水の詰まり確認を行っていただくことも必要であると考え

ております。

次に、質問事項3、二地域居住促進法の活用についてでございますが、これまで滑川町ではまち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年度に滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成して以降、第2期総合戦略を策定し、地方創生に取り組んでいるところです。現在の総合戦略では、滑川町の自然を生かしたグリーンツーリズムで人を集める、いつまでも健康で暮らせる町づくりを進める、子育て支援を拡充し、子どもを産み育てやすい環境をつくる、農業の6次産業化を核とし雇用の促進を図るという4本の柱で、定住人口の増加や関係人口の増加を図っております。コロナ禍を機に地方移住への関心が高まり、テレワークやオンラインサービスなどの普及が急速に進みました。このたびの二地域居住促進法改正についても、U I J ターンを含めた若者、子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズの高まりを受けての制度整備であることはご指摘のとおりです。現在の総合戦略の計画期間は令和7年度までであり、総合振興計画とともに今年度と来年度の2か年にわたり見直しを行っているところです。

本年4月に発表された人口戦略会議の報告書にて、滑川町が2050年まで若年女性が増え続ける自立持続可能性自治体の一つとして注目されたところではありますが、近年は人口増加率が徐々に小さくなっているのも現状です。こうした人口動態の中において、コロナ禍後の住まい、仕事、コミュニティに対するニーズを踏まえた上で、滑川町の強みを生かしたどのような地方創生、町づくりができるのかをしっかりと検討し、次期総合戦略を策定したいと考えております。

また、空き家対策についてもリノベーションによる付加価値化やコワーキングスペース整備といった活用が期待されておりますが、所有者の売りたい、貸したい等のニーズを踏まえ、町づくりに取り入れられるか検討してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、原議員の質問にご答弁いたします。

質問事項1、災害への備えについてのうち、④、土地区画整理事業等の都市計画の際の雨水排水設備の設計雨量は1時間何ミリの降雨を想定していますかについてでございますが、町内で自己用住宅建築時の雨水排水設備の設計雨量につきましては、みなみ野地区、月輪地区を含む全ての区域で1時間当たり57ミリとしております。

また、民間開発時の非自己用住宅やその他の施設の開発については、面積により、より強度な数字で指導をしております。

次に、⑤、それを超える激しい降雨があった場合にはどのような被害想定がされますかについてでございますが、計画を超える雨量があった場合の被害想定でございますが、土地区画整理事業内に整備された側溝、雨水ますでの集水が間に合わず道路が冠水することが考えられます。また、雨

水管が満水になると、ますなどからあふれ出ることも想定されます。最悪の場合は、家屋の床下浸水等も想定されます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、吉野産業振興課副課長、答弁願います。

〔産業振興課副課長 吉野和弘登壇〕

○産業振興課副課長（吉野和弘） 産業振興課副課長、原議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに①、現在行っている町の観光PRの内容についてでございますが、主なものになりますが、各種イベントに際し、観光協会、ホームページ及びインスタグラムの更新作業、メールや電話での観光に関する様々な問合せがあった場合の回答がございます。

また、町に訪問予定の方々に向けて、滑川町タウンガイド等のガイドマップや町に関する資料請求に対し送付業務、また施設への配置といった業務を主な観光活動としております。

そして、現在推進している作業といたしましては、町の観光推進のために多言語化観光サイトでのPRも行っております。英語、中国語、韓国語、フランス語、スペイン語、インドネシア語、タイ語といった多言語化によるPRも行っております。

続きまして、②、町独自の観光ガイド冊子等の作成予定についてでございますが、新たな冊子等の作成は考えておらず、今までの作成してきました観光冊子等のデジタル化によるデジタルガイド化を考えております。また、全てをデジタル化にするのではなく、現在ある冊子等については少なくなつた場合の増刷対応も行っていきたいと考えております。

最後に、③、日本農業遺産認定を受けて観光や産業振興等に生かす方策についてでございますが、比企丘陵農業遺産推進協議会では、予算の関係もございまして、本年度よりパンフレット作成やPRグッズの作成等を考え、予算を計上し、8月に行われました本年度の総会において承認をいただきました。総会に先立ちまして、当協議会のロゴマークの募集を行ったところ、37作品の応募をいただきました。最優秀の案が総会にて決定をいただきましたことから、その活用も始まります。

また、各団体での独自取組も行っていいただきながら、農林水産省や埼玉県主催のイベント等へも出向き、当地域の魅力を発信していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ご答弁ありがとうございます。答弁を受けて、何点か再質問させていただきます。

まず、災害への備えに関する関係ですけれども、まず少なくとも指定避難所にはやはり防災備蓄品は備蓄されるべきと考えます。特に避難所の設営に必要な物資、災害発生時に速やかに避難所が開設できるように、これは現地には欠かせないものだと思います。そのことを踏まえて再質問いたします。

それらの避難所に備蓄すべき物資を備蓄していただいて、その備蓄した品を活用して避難所の設営をする避難所開設訓練を実施すべきと考えますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、原議員の質問に答弁いたします。

議員のおっしゃるとおり、指定避難所への防災備蓄品は必要であり、その備蓄品を利用して開設運営訓練を実施することにより、実災害で役立つと考えます。来年度の防災訓練で実行へ移すように検討してまいります。現状で各避難所に物資が備蓄されていないこと、また備蓄品を保管する場所がないこと、実際に避難所開設の際に大きな役割を担っていただく自主防災会への周知、協力依頼の必要など課題も多くあるため、課題を整理しながら進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、質問願います。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。現状各避難所に物資がないということで、来年そのような訓練は直ちには難しいということなのですけれども、であれば、まずは来年度の防災訓練におきまして、少なくとも中央会場においては総合体育館、あるいは滑川中学校体育館を使用した避難所開設訓練を実施してほしいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、原議員の質問に答弁をいたします。

避難所開設訓練の必要性については感じているため、実施する方向で検討していきます。しかし、総合体育館については耐震性の問題から避難所としての利用は考えておらず、滑川中学校体育館を中央会場として大きく変更することになると、今までの流れと大きく変わってしまうことが考えられるため、混乱が生じる可能性があります。また、中学校の体育館利用となると学校との調整も必要となります。中央会場として避難所開設訓練を実施することがいいのか、地域ごとに毎年開設訓練を実施していく方法がいいのか、いずれにしても検討をしてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、質問願います。

○10番（原 徹議員） なかなか実施にはハードルはあるのかと思うのですが、実際に災害は突然襲ってくるもので、混乱は当然するのだと思うのです。それに備えるためには、やはり実際に開設訓練をしておく必要があると思います。訓練をしてみて初めて課題が分かってくるといこともたくさんあると思います。経験したことのないことはなかなかうまくできない、これが一般的なことだと思います。

そこで、改めて質問させていただきます。滑川町の職員で避難所開設訓練を行った経験のある職

員はどれくらいいるのか。また、実際に避難所の開設あるいは運営に関わったことのある職員はどの程度いるのか教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、原議員の質問に答弁をいたします。

まず、避難所開設訓練を行った経験のある職員についてでございますけれども、過去の防災訓練で避難所開設班として対応した職員は26名でございます。

また、2つ目の実際に避難所の開設運営に関わったことのある職員についてでございますけれども、過去の災害では令和元年の台風19号による災害対応の際に避難所の開設をしております。当時開設した避難所は全て自主避難所であり、職員は避難者の状況、体調確認のために待機している状況であり、食料や水等の備蓄品の提供は行っておりません。また、避難スペースの確保についても避難者数が少なかったため、特段の対応は行っておりませんでした。避難所の開設等に関わった職員については約30名でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、質問願います。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。過去には開設訓練を行ったということもあるようなのですが、少なくとも最近はそういうのをやっていないと思うのです。そうすると、過去の訓練、あるいは実際に台風19号での場合は自主避難所だったということですが、実際に本当に避難所をどのように設営して、どう運営していったらいいのか、そこにどんな課題があるのかというのは、恐らく記憶の片隅に忘れ去られていっているのが大半だと思います。

そして、実際に避難所の設営に必要な物資というものの、どのようなものが必要とされていて、どのように備えられていて、実際にその物資を誰がどのような手順でその避難所に持って行って避難所を開設していくのか、これはやっぱりやってみておかないと全然分からないというのが現状だと思います。

防災計画である防災物資の一覧資料編のほうを見ても、これは実際に物資、食料とかいろんなものが書いてあるのですが、どれが避難所開設に必要で、どこにあってというのが整理されていないのです。例えば避難所を開設したときには、どんな人が避難しているか把握も必要でしょうから、避難者の受付簿というのはあらかじめプリントされたものが用意されなければいけないでしょうし、筆記具も必要なのです。各避難所には受付用のテーブルだったり椅子だったり、あるいは避難所で避難者がしっかりとプライバシーを保てるようなパーティションでしたり段ボールでしたり、いろんなものが必要になってくると思います。それをしっかりと区分して把握しておいて、少なくとも町の職員は分かっている。さらに、自主防災組織の人もそれが速やかに分かって、発災した場合には、避難所を速やかにいち早く開設できるように備えておく、これが必要だと思います。

公共施設の鍵管理の問題もあると思います。誰が一番に行けて、その施設の鍵を開錠できるのか。昼間であればうまくいくかもしれませんが、災害はいつ発生するかも分かりません。その辺を踏まえて、しっかりと来年はどこか1か所でもいいですから、具体的に避難所開設訓練を実施していただきたいと思います。

また、現在防災訓練は隔年で実施していますが、毎年実施しなければ意味がないと思います。各自主防災組織の役員もどんどん変わっていきますし、高齢化も進みます。本当は半年に一遍ぐらいやったほうがいいのかもしれないですが、毎年実施していただくように要望して、次の項目に移らせていただきます。

続きまして、雨水排水の関係についてですが、設計が57ミリということで、これは日本全国その地域の年間降水量ですとか地形とかによってある程度違ってくると思うのですが、ほとんど一律に国のほうで指定の数字がある。そういう中でいうと、滑川町単独で雨水排水計画が解決できる問題ではないと思います。一朝一夕には解決はできないと思いますけれども、57ミリを超えてしまったからどうしようもないと、ただ手をこまねいているだけではいけないと思いますので、できることから取り組んでいただきたいと思います。

次善の策として幾つかを提案したいと思いますけれども、それに対する考えをお聞かせいただければと思います。まず、車両の浸水、水没対策についてですが、これは既に検討済み、あるいは実施済みとして、以前の議員の一般質問で回答もいただいておりますけれども、月の輪小学校のすぐそばで水没があったということを鑑みますと、月の輪小学校の駐車場への近隣住民の車両の避難の推進をしていただきたいと思います。当然学校側の対応とか、近隣住民への周知等の課題があると思いますけれども、これを提案させていただきたいと思います。もう対応済みということで、これは結構です。

もう一点なのですが、すぐ近くにドラッグストアセキという店舗があります。こちらと災害発生時における施設等の提供、協力に関する協定を締結していただいて、豪雨が予想される場合には近隣住民が当該店舗の駐車場に車両を移動できるようにするというのが、ゲリラ豪雨等で突然被害が発生しそうな場合には簡便な方法でいいと思います。なるべく近く of 安全な場所に速やかに車両を移動させるというのが、被害を最小限にとどめる最大の手段だと思います。実際に東松山市のほうでは、ビバモールの立体駐車場がありますけれども、あちらのほうを利用させていただくような形で協定を締結しているはずですが、そういうふうに認識しておりますので、ご検討いただければと思います。

2点目なのですが、雨水管の雨水の流水がスムーズにいくように、雨水ます及びグレーチング蓋の大型化、あるいはグレーチング蓋の数を増やす等できればと思います。参考としましては、月の輪3丁目地内、関越自動車道と東武東上線が交差する部分の少し西側の東上線の線路北側の場所には、土地区画整理事業前の中丸沼、現在はなかもる公園となっておりますけれども、その下流側

に当たるところに大きな排水口とグレーチングが設けられています。参考にさせていただいて、現地の状況で直ちに同じような対策ができるものではないかと思えますけれども、可能な限り排水施設のほうに雨水が順調に流れ込んでいくような形の対策を検討していただければと思います。

そして、もう一点なのですけれども、雨水浸透貯留施設の設置の推進をしていただければと思います。これについては、県のホームページでもそのような施策を取っている自治体の状況がアップされているのですけれども、雨水浸透貯留施設の新設に対する補助制度というのが創設されている自治体があります。県内では、特定都市河川として指定されている中川・綾瀬川流域の市を中心にそれらが実施されております。

もう一点なのですけれども、不要になった浄化槽の雨水貯留施設への転用の補助があります。本下水が導入されると、それまで使っていた単独浄化槽あるいは合併浄化槽が不要になってきます。それをただ単に除去するだけでなく、それを一時的に雨水をためるような施設に転用するという事で、これに対する補助をしているのが近隣の小川町、嵐山町も含めて複数の自治体で導入されているようです。これらの対策について、できることからなるべく早くに取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、原議員の質問に答弁をいたします。

①の車両の浸水、水没対策の関係で、質問にもありました月の輪にあるドラッグセキと災害発生時に店舗の駐車場の利用ができるかということでございますけれども、これにつきましてはドラッグセキのほうに確認をさせていただきまして、可能であれば災害協定の締結を進めていきたいというふうに考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、原議員の質問にご答弁いたします。

雨水管への流入がスムーズにいくように、雨水ます及びグレーチング蓋の大型化等についてですが、町では8月7日の豪雨以降、既にグレーチング蓋を約30枚、コンクリート蓋から入替えを行いました。これについては、今後も進めていく予定でございます。

また、雨水マンホール蓋のグレーチング蓋への入替えについても検討し、メーカーのほうを問合せ中でございます。メーカーのほうと協議して、早い段階で入れ替えるよう努力してまいります。

議員ご指摘のグレーチング蓋の大型化ということで、中丸沼下流のところの大きいグレーチングが入っていることは私も承知しております。通常はグレーチングが30センチの幅なのですけれども、あそこについては、たしか70センチぐらいあったと記憶しています。同等のものが入るか物理的な

問題もありますが、そこの中丸沼の下流を参考に検討してまいりたいと思います。

次に、雨水浸透貯留施設の設置の推進についてですが、雨水浸透貯留施設も議員のご指摘のとおり、不要浄化槽を再利用する方法ですとか雨水貯留タンクを設置する方法、浸透ますや浸透トレンチを増設していただく方法など複数ございます。現在実施している市町村、中川・綾瀬川流域や埼玉県などから情報収集し、町内関係各課で調整し、今後調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、質問願います。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。ドラッグストアセキとの協定については、速やかに交渉をお願いしたいと思います。

雨が降りますと、降ったところの全てのごみが低いところに流れていってしまうのです。ですから、どんなに備えていてもグレーチング蓋もすぐ詰まってしまう可能性が高いと思います。その点を考えると数を増やすしかないと思うので、速やかに既に増設をしていただいている、それについては本当に感謝申し上げます。

災害時で避難といいますけれども、避難とは災難を避けることです。やみくもに自宅から避難所に行くことではないと思います。自宅が安全であることが一番であると思いますので、自宅が安全であるように、様々な施策というのを町としても取っていただきたいと思います。その辺要望して、この項を終わりにしたいと思います。

次に、観光振興について少し再質問させていただきたいと思います。外国人への情報発信、インバウンド対策みたいな多言語化のお話がありましたけれども、それよりも先にやるべきことがあると思うのです。滑川町観光というふうに検索サイトで検索すると、すぐ「まちといろ」、そちらのほうでちゃんとヒットはしてくるのですが、町のホームページ、これがどうしようもない。町に関心を持って町のページを見たり、町民の方がホームページを見たときに、トップページにある観光等のバナーのところ、文化観光のところをクリックしても、全然観光案内につながらないのです。せっかく幾らか関心を持ってもらった人が、通常の検索サイトから行くのではなくて、町のサイトから町の観光情報を見たときに、しっかりとその情報が見られるようにリンクを貼るべきだと思います。そんなに手間のかかることではないと思います。そういう足元からしっかり見直していただいて、今はやりのインバウンドでなくて、日本人の観光客の方が、先ほどもお話ししましたように「まちといろ」では複数の観光施設が紹介されていますが、昨年発行された「地球の歩き方」埼玉版だと森林公園が載っていただけ。せっかく森林公園に来てもらった人が、では周りの何かに行こうと思ったときに、しっかりと周りの観光施設、町としてもPRできる場所というのにアクセスできて、そこに行けるような工夫をしてもらいたいと思います。森林公園には、毎年70万人から80万人の方が今も来ていると思います。この人たちに、まずもっと滑川町の魅力を知ってもらう、そのような努力が先決だと思います。そのためには森林公園のホームページのリンク集に滑川町の

観光案内のリンクをつけてもらう、こういうような交渉を行っていくということは、金もかからずにできることだと思いますので、最優先に行っていただきたいと思います。森林公園内の売店には観光パンフレットが配置はされているのだと思うのですがけれども、もっと積極的に観光パンフレットですとか滑川町の物産の販売委託をして、お土産として買ってもらうような努力が必要だと思います。森林公園に来た人が滑川町のお土産でなく、「ふっかちゃん」のお土産がたくさん置いてあるのですけれども、埼玉のお土産だといって「ふっかちゃん」のグッズを買って帰るのが滑川のお土産ではあまりにも寂しいことですので、そのようなことがないように、しっかりと今後観光に対するアクションを起こしていただいて、滑川町をもっと元気づけていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、原徹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時5分とします。

休 憩 （午前10時51分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 赤 沼 正 副 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位11番、議席番号9番、赤沼正副議員、ご質問願います。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副、通告に基づき質問をさせていただきます。

まず、質問事項1、水道事業の基本計画及び経営戦略について。滑川町の水道の基本理念である滑川町水道事業基本計画と中長期的な経営の基本計画である滑川町水道事業経営戦略の内容について伺います。

1、水道管の老朽化に伴う更新について。日本全国で水道管の劣化が進み、更新が間に合っておりません。日本の水道は危機的な状況にあり、更新時期を超えても更新されない水道管が増えていきます。近年法定耐用年数を超えていた水道管の破裂により一時断水し、周辺の道路も通行止めになるという事故が各地で発生しております。

町において、法定耐用年数を超えた管路の管路延長の割合（管路経年比率）は50.1%であります。老朽化した水道管路において、町の更新計画期間は令和16年度までで、重要給水施設配水管路耐震化事業を先行して行い、完了後に老朽管更新事業を行うことになっております。そこで、次の事項についてお聞かせをください。

- ①、更新計画に基づく事業の現況について。
- ②、進捗状況と今後の懸案事項について。

続きまして、2、水道企業の経営環境について。今後、水道事業の経営環境は厳しくなることと
思います。経営を確保するためには、財源が必要です。地方公営企業法による独立採算制の考えに
よれば、必要な財源は水道料金で賄うのが原則です。そこで、投資・財政計画の資本的収支の収入
の企業債、支出の企業債償還金を見たときに、将来経営の安定化、健全化が図れるかが心配されま
す。そこで、次の事項についてお聞かせをください。

①、水道施設の更新事業の財政収支への影響と認識について。

②、水道料金を値上げすることは考えているのか。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 質問が終わりました。

質問事項1、水道事業の基本計画及び経営戦略についてを宮島上下水道課長に答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、赤沼議員のご質問に答弁いたします。

質問事項1、水道事業の基本計画及び経営戦略についてのうち、1番、水道管の老朽化に伴う更
新についての①、更新計画に基づく事業の現状についてでございますが、近年老朽管の破損による
漏水事故や災害時の大規模断水などが社会問題として顕在化しており、水道というライフラインの
重要性が重視されてきています。これは本町においても例外ではなく、管路の老朽化による漏水事
故、また震災時に対する安定給水確保対策は必須となっております。

水道施設の更新、耐震化は、全国的に見ても計画どおりに進んでいるとは言い難く、令和4年度
の耐震管率は国で28.2%、埼玉県で34.4%、滑川町では34.7%となっており、計画的な推進が求め
られています。

現在、本町は令和2年度に策定した重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画に基づき、
水道管の更新を行っております。この更新計画は、令和元年度に策定された滑川町水道事業ビジョ
ンの中で、安全な水道、強靱な水道、持続する水道を滑川町水道事業の理想像と掲げており、それ
に合わせて同年度に滑川町水道事業基準計画を策定し、本町水道事業が今後取り組むべき具体的な
施設整備などの実施計画を示したことから策定されたものでございます。

重要給水施設配水管路とは、導水、送水、配水本管の基幹管路及び配水支管の中から医療機関や
避難所等の重要給水施設に給水する管路のことであり、その重要性を鑑み、計画的、集中的に更新
して早期に耐震化をすることが重要であることから、赤沼議員のご質問にもあったとおり、重要施
設給水管路、配水管路の耐震化を優先して行ってまいります。各年度とも老朽管更新も並行して
行ってまいります。

本計画終了後の令和16年度末には、法定年数を超えた管路の割合を25.6%まで減少し、重要給水
施設配水管路の耐震管率を72.3%とすることを目標として事業を進めてまいります。一部投資と
財政のバランスを考慮した結果、やむを得ず更新を先送りしたため、布設から60年を超えてしま

管路につきましては、次期更新計画において最優先での更新対象と位置づけをさせていただきます。

続きまして、②、進捗状況と今後の懸案事項についてでございます。管路更新事業のこれまでの実績でございますが、重要給水施設配水管路耐震化は、令和5年度までに4,435メートルを布設替えを実施し、令和6年度では1,340メートルを計画しております。また、老朽管更新は令和5年度までに183メートルの布設替えを実施し、令和6年度では1,123メートルを計画しております。道路の整備計画等により施工順に若干の変更はございますが、おおむね計画どおりに進んでおります。

今後の懸案事項といたしましては、今年に入っても1月の能登半島地震をはじめとして大規模な地震が頻発しており、8月の宮崎県での地震の際は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報も発表されております。

また、町内での漏水箇所も近年増えてきており、対応に追われることも少なくありません。このような状況でありますので、先ほどの答弁でも申し上げましたが、やむを得ず更新を先送りしたことにより、布設から60年を超えてしまう管路への対策が懸案事項であると考えております。

次に、2番、水道企業の経営環境についての①、水道施設の更新事業の財政支出への影響と認識についてでございます。水道事業の経営については、国より経営戦略の見直しを5年に1度行うよう通達が来ています。

本町においても、滑川町経営戦略の見直しを令和6年3月議会の全員協議会で議員の皆様にご説明をさせていただきました。本年4月より運用をしております。その中で、令和6年度から15年度までの施設更新事業費として35億1,552万円を計上しております。この金額は、滑川町水道事業基本計画の中で令和16年度までの事業計画を策定しており、管路の更新事業のほかに配水池の更新、耐水性貯水槽の設置、機械電気計装設備の更新等を主な事業として算出をいたしました。

また、施設更新事業の財源として、令和6年度から15年度の間企業債を12億8,500万円、国庫補助金を1億6,984万円、消火栓設置負担分として一般会計繰入金金を2,100万円の合計14億7,584万円を見込み、不足額は補填財源として損益勘定留保資金及び利益譲与処分額を計上しております。

令和4年度から管路の更新事業が始まり、それに伴う企業債の借入れが生じ、企業債残高も令和3年度の約1億1,000万円から令和15年度には約13億8,600万円まで増える見込みで、当然ながら元金及び利息の償還金も増えてまいります。経営戦略の見直しにおきましても財政シミュレーションを行ったところ、このまま何も対策を取らなければ令和8年度からは収支が赤字に転落し、資金残高も減少していくという結果も出ております。水道事業経営を預かる立場として、現状とても看過できない状況であると考えております。

続きまして、②、水道料金の値上げを考えているかについてでございますが、本町の水道料金は平成12年に料金体系を用途別から口径別に改めさせていただきました。その後、平成15年、平成16年、平成23年の3度の基本料金の引下げを行って以来、消費税引上げによる改定以外は現行料金を維持してまいりました。しかしながら、近年は維持管理に伴う電気料金や人件費、資材費が高騰

する中、水需要の増加は見込めず、給水量は鈍化傾向にあり、料金収入の増収は難しく、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、令和8年度からは収支も赤字に転落し、資金残高も減少していくというシミュレーション結果も出ております。

また、本年7月1日に埼玉県企業局より、令和8年4月1日から市や町などの受水団体に供給している県水の供給単価を引き上げるとの発表もございました。現行1立米当たり61.78円から76円程度に、率にして23%ほどの引上げとなります。これは、浄水場を持たず水道事業の水源を100%県水によって運営している当町にとって大変厳しい発表であり、水道事業経営を取り巻く環境はますます厳しいものとなっております。

このような状況を踏まえ、8月27日に町長より水道審議会に本町の水道事業の健全な経営を図り、安定した水の供給を維持するため、水道料金の改定について諮問を行ったところでございます。

近隣の改定状況でございますが、小川町と吉見町は本年からの改定を、嵐山町と川島町は令和7年からの改定を予定しているとのことでございます。

今後は、審議会からの答申の結果にもよりますが、県水の引上げとなる令和8年4月をめどに水道料金に向けて調査研究を重ねてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 再質問をさせていただきます。

単純な質問なのですけれども、更新されている配水管路、これは全て耐震化がなされていますか。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、赤沼議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほどの答弁の中でもお答えした重要給水配水施設管路耐震管及び老朽管の更新におきましては、令和5年度までに布設替えを行った配水管路については全て耐震基準を満たしているポリエス
テル管を布設しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 分かりました。

それから、令和4年度の耐震管率が34.7%という答弁がありましたが、これは配水管路全てですか、それとも重要給水施設配水管路の耐震管のほうですか、どちらですか。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、赤沼議員の質問に答弁させていただきます。

耐震管率に関する管路でございますが、こちらは重要給水施設配水管路及び老朽管全ての管路に

対してのものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。

続きまして、令和4年度までの配水管路全体の更新率、それから令和16年度にはそれが何%までなるか、お教えいただきたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、赤沼議員の質問に答弁いたします。

管路の更新計画では、申し訳ございませんが、更新率の設定はしておりません。代わりに計画の効果として健全管路、いわゆる経過年数が法定耐用年数以内の管路の率を定めておまして、令和元年度の51.0%から令和16年度末には74.6%へ引き上げることを目標としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 分かりました。令和16年度末において74.6%ということは、法定耐用年数を超える管路が25.4%残るわけですが、更新時期を超えても更新されない水道管、そういったものの破裂による事故を防ぐためにも財政状況、そういったものを踏まえて適切な更新をお願いいたします。これは要望です。

次に、質問をさせていただきます。水道施設の更新事業に国庫補助金があるとの答弁がありましたが、国庫補助金を充当できるのは配水管路全てですか、それとも重要施設のみですか。また、補助率は何%になりますか。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、赤沼議員の質問に答弁させていただきます。

国庫補助事業の対象となりますのは、重要給水施設配水管路の耐震化事業となっております。また、こちらはその事業内の本管の耐震化に係る部分となっております。補助率につきましては、その本管の耐震に係る事業費の25%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 重要給水施設配水管、それも本管のみで25%の補助、75%が単費ということになるかと思えます。その他の配水管については100%単費という形になるかと思えます。そうになると、今後の経営は大変になってくるのかなと思っていますので、引き続いて計画性を持った管路の更新をお願いしたいと思います。

続きまして、水道料金の改定について、審議会に諮問されたとのことですが、水道料金の値上げについては低所得者においては、介護保険料もそうなのですけれども、国保もそうなのですけれども、そういった負担とともに生活を圧迫しております。このような状況に鑑み、水道事業においても経費の削減や事業の効率化を徹底して、経営の安定化あるいは経営健全化、そういったものを図り、町民の皆さんに大きな負担を課さないようお願いをいたします。もしこれは答弁があれば、お願いします。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、赤沼議員のご質問に答弁いたします。

赤沼議員のおっしゃるとおり、水道料金の改定は全町民にとって影響が大きい政策でございます。水道事業経営を預かる立場といたしまして、徹底した経費の削減や経営の安定化、健全化を図りまして、町民及び利用者の負担が最小限となるように努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともご理解、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。ご努力をよろしくお願いいたします。

最後ですけれども、小川町と吉見町、今年度水道料金を改定いたしまして、本町も8月27日ですか、町長のほうから水道審議会へ水道料金の改定について諮問したということですが、小川町のホームページを見させていただきました。見ると、まず水道審議会の開催が情報として提供をされており、次に諮問内容が公表されておりました。その後、審議会での次第、説明資料、会議録が公表をされておりました。そして、最終の答申内容も公表されておりました。その後、その答申を受けて水道料金を10月1日から改定するという、そういった内容が発表されておりました。

水道料金について、審議会の開催あるいは諮問の内容、審議会での議論や答申の内容は、住民にはなかなか伝わってきません。水道審議会に限らず行政全般において、審議会、委員会等の開催、協議内容、会議録、諮問、答申内容等の情報提供やそういったものの公開がなされていない部分、あるいは情報提供や公開に後れを取っている部分があることは正直認めざるを得ません。今後は、町で行っている会議等の情報の提供や公開を通して、住民に各種施策の現状や課題を知ってもらうことは大切かと思っております。それが開かれた行政につながるのではないのでしょうか。我々議会においても同様なことだと思っております。

各自治体では、広報紙、あるいはライン、フェイスブック、エックス、旧ツイッターですね、ユーチューブ、インスタグラム等、様々な手法を使って情報発信が進められております。町においても情報発信のガイドラインを見直し、積極的な情報の提供や公表に取り組んでいく必要があると考えます。ぜひとも検討を行い、町民に開かれた行政となるようお願いをいたします。今回はお願

い事項でありますので、答弁は結構です。次期の機会に一般質問をさせていただきます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、赤沼正副議員の一般質問を終わります。

◎発言の訂正及び答弁の補足

○議長（吉野正浩議員） ここで、昨日の9月4日、上野葉月議員の一般質問に対する答弁について篠崎総務政策課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

篠崎総務政策課長、発言願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議長のお許しをいただきましたので、昨日の上野議員からの再質問の中で、8月7日の集中豪雨でその後新たに判明した被害があるのかの質問に対しまして、道路冠水を「13か所」ということで答弁をいたしました。正しくは当初及び本日の原議員への答弁どおり、「6か所」と訂正をさせていただきます。

また、羽尾南信号付近での道路冠水について把握しているかにつきまして、「把握をしている」と答弁をいたしました。その後、道路冠水の場所の誤りだったことが判明しましたので、「把握していません」と訂正を併せてさせていただきます。

なお、補足で申し上げますと、町道は町、県道は県で管理をしております。県で対応できない県道につきましては、連絡があった場合に町での対応となります。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 続きまして、9月3日の常任委員会所管事務調査の報告について、内田総務経済建設常任委員会委員長より発言を求められておりますので、これを許可します。

内田総務経済建設常任委員会委員長、発言願います。

〔総務経済建設常任委員長 内田敏雄議員登壇〕

○総務経済建設常任委員長（内田敏雄議員） 13番、内田敏雄です。9月3日に行いました総務経済建設常任委員会所管事務調査報告の中で一部誤りがありました。

大子町の森林環境譲与税の令和6年度の金額を「6億円」と申し上げましたが、「1億円」の誤りでした。ここに訂正したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時35分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎認定第1号～認定第3号の上程、説明

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、認定第1号から日程第4、認定第3号までを一括議題とします。
事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

認定第1号 令和5年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてを会計管理者、高坂会計課長に説明を求めます。

〔会計管理者兼会計課長 高坂克美登壇〕

○会計管理者兼会計課長（高坂克美） 会計管理者、会計課長、認定第1号 令和5年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について説明を申し上げます。

それでは、お手元の令和5年度滑川町歳入歳出決算書に基づき概要の説明を申し上げます。

初めに、1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。令和5年度滑川町一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入より款別に収入済額を中心に説明申し上げます。

まず、歳入の根幹をなす款1の町税ですが、収入済額33億833万9,063円で、一般会計における歳入全体の39.8%を占めております。前年度に比べ3,119万6,910円多く、1%の増となりました。不納欠損額につきましては1,233万776円ございました。

続きまして、款2の地方譲与税9,762万3,000円。

款3利子割交付金90万6,000円。

款4配当割交付金1,668万円。

款5株式等譲渡所得割交付金1,944万7,000円。

款6法人事業税交付金4,475万1,000円。

款7地方消費税交付金4億8,810万8,000円。前年度に比べ1,061万8,000円少なく、2.1%の減となりました。

款8ゴルフ場利用税交付金9,450万936円。

款9環境性能割交付金1,890万1,896円。

款10地方特例交付金4,197万6,000円。

款11地方交付税8億1,889万3,000円。前年度に比べ4,693万2,000円多く、6.1%の増となりました。

款12交通安全対策特別交付金237万8,000円。

続きまして、3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。款13分担金及び負担金5,888万3,819円。

款14使用料及び手数料4,586万9,941円。

款15国庫支出金13億8,033万47円。前年度に比べ1億8,308万5,473円少なく、11.7%の減となりました。

款16県支出金6億4,667万9,445円。前年度に比べ4,374万6,813円多く、7.3%の増となりました。

款17財産収入1,445万7,272円。

款18寄附金1,268万5,000円。前年度に比べ166万2,152円多く、15.1%の増となりました。

款19繰入金1億3,186万5,000円。介護保険特別会計、財政調整基金及びまちづくり応援基金からの繰入れによるものでございます。前年度に比べ8,586万3,800円多く、186.7%の増となりました。

款20繰越金5億3,995万1,504円。前年度に比べ4,524万8,635円少なく、7.7%の減となりました。

款21諸収入9,966万4,175円。

続きまして、5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。款22町債4億2,452万4,000円。前年度に比べ1億5,347万2,000円多く、56.6%の増となりました。

以上、一般会計の歳入合計は、収入済額83億741万4,098円で、前年度に比べ1億5,126万7,758円多く、1.9%の増となりました。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1議会費、支出済額8,606万7,123円。

款2総務費7億4,688万4,736円。前年度に比べ4,939万2,204円多く、7.1%の増となりました。

款3民生費31億6,836万2,824円。前年度に比べ1億2,667万9,797円多く、4.2%の増となりました。

款4衛生費7億2,236万2,278円。前年度に比べ6,889万149円少なく、8.7%の減となりました。

款5労働費14万7,000円。

款6農林水産業費2億7,635万9,740円。前年度に比べ4,982万8,911円多く、22%の増となりました。

款7商工費4,792万5,678円。前年度に比べ737万3,682円少なく、13.3%の減となりました。

款8土木費6億3,341万644円。前年度に比べ1億7,060万7,549円多く、36.9%の増となりました。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。款9消防費3億5,927万6,588円。前年度に比べ238万4,007円少なく、0.7%の減となりました。

款10教育費11億2,854万8,451円。前年度に比べ2億2,012万7,217円多く、24.2%の増となりました。

款11災害復旧費148万2,865円。前年度に比べ136万1,973円多く、約12倍となりました。

款12公債費5億5,433万2,739円。これは、地方債の元金償還金とその利子でございます。前年度に比べ4,943万1,766円少なく、8.2%の減となりました。

款13諸支出金2億7,719万7,520円。前年度に比べ1億501万4,614円少なく、27.5%の減となりました。公共施設整備基金などへの積立てによるものでございます。

款14予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額80億235万8,186円。前年度に比べ3億8,616万3,350円多く、5.1%の増となりました。執行率につきましては、前年度より0.1%下がり96.5%でございます。

歳入歳出差引残額3億505万5,912円。

令和6年9月3日提出、埼玉県比企郡滑川町長、大塚信一。

続きまして、135ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

4の翌年度へ繰り越すべき財源の計として442万5,000円でございます。

5の実質収支額は3億63万1,000円でございます。

以上で、一般会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。

最初に、国民健康保険特別会計です。137ページ、138ページをお開きいただきたいと思います。令和5年度滑川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入からご説明を申し上げます。

款1の国民健康保険税ですが、収入済額3億1,194万8,517円。前年度に比べ2,006万6,812円の減となりました。収入全体の19.9%を占めております。不納欠損額につきましては812万6,347円でございます。

款4使用料及び手数料の収入済額はございません。

款5国庫支出金10万円。

款6県支出金10億4,299万9,760円。前年度に比べ6,203万2,729円の減となりました。収入全体の66.7%を占めております。

款10繰入金1億7,712万3,060円。

款11繰越金2,518万4,790円。

款12諸収入648万7,486円。

歳入合計は、収入済額15億6,384万3,613円。前年度に比べ1,532万1,942円少なく、1%の減となりました。

続きまして、139ページ、140ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1総務費、支出済額579万3,141円。

款2保険給付費9億9,449万3,166円。

款3国民健康保険事業費納付金4億4,326万5,419円。

款4共同事業拠出金20万円。

款6保健事業費2,147万2,329円。

款7基金積立金4,500万円。

款9 諸支出金1,842万6,961円。

款10 予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額15億2,845万1,036円。前年度に比べ2,552万9,729円少なく、1.6%の減となりました。

歳入歳出差引残額3,539万2,577円。

令和6年9月3日提出、埼玉県比企郡滑川町長、大塚信一。

続きまして、161ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額3,539万3,000円でございます。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、163ページ、164ページをお願いいたします。令和5年度滑川町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、款1 保険料、収入済額2億8,063万8,094円。歳入全体の23%を占めております。不納欠損額については72万2,310円ございました。

款3 使用料及び手数料、収入済額はございません。

款4 国庫支出金1億8,722万1,867円。

款5 支払基金交付金2億7,733万5,383円。

款6 県支出金1億5,272万5,632円。

款7 財産収入と款8 寄附金の収入済額はございません。

款9 繰入金1億8,939万円。

款10 繰越金1億3,496万6,183円。

款12 諸収入2万8,268円。

歳入合計は、収入済額12億2,230万5,427円。前年度に比べ2,602万4,861円多く、2.2%の増となりました。

続きまして、165ページ、166ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1 総務費、支出済額1,128万6,816円。

款2 保険給付費10億708万9,942円。

款5 地域支援事業費2,740万8,252円。

款6 基金積立金3,300万円。

款8 諸支出金3,150万4,057円。

款9 予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額11億1,028万9,067円。前年度に比べ4,897万4,684円多く、4.6%の増とな

りました。

歳入歳出差引残額 1 億1,201万6,360円。

令和6年9月3日提出、埼玉県比企郡滑川町長、大塚信一。

続きまして、187ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額 1 億1,201万6,000円でございます。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、189ページ、190ページをお願いいたします。令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、収入済額 1 億7,176万7,200円。歳入全体の77.5%を占めております。不納欠損額につきましては31万6,200円でございます。

款2 使用料及び手数料及び款3 寄附金の収入済額はございません。

款4 繰入金3,510万1,447円。

款5 繰越金1,344万7,466円。

款6 諸収入134万1,020円。

歳入合計は、収入済額 2 億2,165万7,133円。前年度に比べ1,712万3,335円多く、8.4%の増でございます。

続きまして、191ページ、192ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明を申し上げます。

款1 総務費、支出済額325万8,521円。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金 2 億496万1,407円。

款3 諸支出金19万9,000円。

款4 予備費、支出済額はございません。

歳出合計は、支出済額 2 億841万8,928円。前年度に比べ1,733万2,596円多く、9.1%の増でございます。

歳入歳出差引残額1,323万8,205円。

令和6年9月3日提出、埼玉県比企郡滑川町長、大塚信一。

続きまして、199ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額1,323万8,000円でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、201ページ、202ページをお願いいたします。財産に関する調書についてご説明を申し上げます。

1、公有財産、(1) 土地及び建物。この表は、縦軸が行政財産と普通財産、横軸が土地と建物という区分になっております。土地に増減がございました。この増減については、議員各位にお配りしてございます令和5年度滑川町行政報告書の14ページに掲載してございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

続きまして、203ページ、204ページをお願いいたします。(2) 山林から(6) 有価証券までにつきましては、増減はございません。

次に、(7) 出資による権利。ここは、区分欄に9件記載してありますが、埼玉県下水道公社出捐金及び水洗便所改造資金預託金について皆減となりました。下水道事業について、地方公営企業法が適用されたことに伴い、滑川町下水道事業会計へ引き継いだことによるものです。

次に、(8) 不動産の信託の受益権につきましては、該当事項はございませんでした。

続きまして、205ページ、206ページをお願いいたします。2、物品です。ここには、町の備品のうち、50万円以上の物品が掲載してございます。決算年度中増減高の欄を御覧ください。屈折検査機器が1台増となりました。

続きまして、207ページ、208ページをお願いいたします。3、債権。これにつきましては、該当する事項はございません。

続いて、4、基金です。現在滑川町には(1) から(16) までの基金がございまして、それぞれの表の中央にございまして決算年度中増減高の欄を御覧いただきたいと思っております。

(1) 財政調整基金、マイナス9,999万5,000円とありますが、これは一般会計への繰入金1億円と、定期預金の利子5,000円でございます。

(2) 減債基金2,170万7,120円とありますが、一般会計からの積立金と定期預金の利子でございます。

(3) 公共施設整備基金2億4,000万6,600円とありますが、一般会計からの積立金と定期預金の利子でございます。

(4)、(5)、(6) の基金については増減がありません。

(7) 土地開発基金、表の一番下の現金につきまして1,506万7,800円とありますが、これは土地の買戻しに伴う基金への償還と定期預金の利子によるものです。

(8) 奨学基金ですが、増の18万5,000円は、今まで貸し付けた奨学資金の返済額で、減の100万円は新たに貸し付けた奨学資金でございます。

(9) の基金については、増減がありません。

(10) 国民健康保険特別会計財政調整基金、マイナス1,000万円とありますが、これは国民健康保険特別会計への繰入れによるものです。

(11)、(12) の基金については、増減がありません。

(13) 介護保険給付費準備基金3,300万円とありますが、これは介護保険特別会計からの積立金

でございます。

(14) まちづくり応援基金として908万3,000円を計上しております。これは、一般会計からの積立金が1,208万3,000円で、繰入金が300円でございます。滑川町を応援しようとする方からの寄附金が財源となっております。

(15) の基金については、増減がありません。

(16) 森林環境基金については339万2,000円とありますが、一般会計からの積立金でございます。

以上をもちまして、令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきまして、説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 認定第2号 令和5年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について並びに認定第3号 令和5年度滑川町下水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを宮島上下水道課長に説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、最初に認定第2号 令和5年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを説明させていただきます。

本年度から下水道事業会計につきましても議会の認定をいただくこととなりましたので、水道事業会計と下水道事業会計で1冊の決算書とさせていただきます。

それでは、決算書の1ページ目を御覧いただきたいと思っております。令和5年度滑川町水道事業決算報告書から款別に説明をいたします。

(1) 収益的収入及び支出の収入について、第1款事業収益は、決算額3億7,194万9,744円で、予算額に比べ827万4,256円の減額、収納率は97.82%でした。

続いて、支出について説明いたします。第1款事業費は、決算額3億5,133万446円で、不用額は1,318万9,554円となり、執行率は96.38%でした。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。(2) 資本的収入及び支出の収入について説明いたします。第1款資本的収入は、決算額2億4,311万5,400円で、予算額に比べ269万6,400円の増額、収納率は101.12%でした。

続きまして、支出について説明いたします。第1款資本的支出は、決算額2億7,625万4,996円で、不用額は5,148万3,004円となり、執行率は97.37%でした。

第1項建設改良費の主な内容は、滑川町水道事業基本計画及び重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画に基づく配水管の布設替え工事及び舗装の本復旧工事を行いました。実施した内容につきましては、15ページに建設工事の概況として詳細を記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

また、第2項企業債及び他会計償還金の詳細につきましても26ページに企業債償還状況書として記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

なお、このページの下欄外で説明させていただいております資本的収入額が資本的支出額に対する不足分3,313万9,596円につきましては、当年度消費税資本的収支調整額1,696万3,382円及び過年度損益勘定留保資金1,617万6,214円にて補填を行っております。

続きまして、3ページをお願いいたします。令和5年度滑川町水道事業損益計算書について説明いたします。この損益計算書は、経営成績を明らかにするため、期間中に得た収益と、これに対応する費用を記載して、純損益とその発生由来を表したものでございます。ここでは概要について説明をさせていただきますので、詳細な内容につきましては、後ほど21ページ以降に記載いたしました収益的費用明細書を御覧いただき、ご確認をお願いいたします。なお、この損益計算書は税抜きの金額表記になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

1、営業収益の合計は2億9,189万644円でした。水道料金収入及び加入金、量水器取付料が主なものとなっております。

2、営業費用の合計は3億2,440万5,999円でした。県水の受水費や配水場、配水管及び給水管の維持管理費、検針費用、人件費、減価償却費が主なものでございます。営業収益から営業費用を差し引いたものが営業利益で、マイナス3,251万5,355円となっております。

3、営業外収益の合計は5,781万9,179円でした。基本料の減免を行ったことによる一般会計からの繰入金や、消費税の還付金が主なものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。4、営業外費用合計は、起債に対する支払利息のみでございまして、329万8,008円でございました。営業収益と営業外収益の収益合計から営業費用と営業外費用の費用合計を差し引いたものが当年度の経常利益であり、2,200万5,816円となっております。

次に、5、特別損失の29万9,632円を先ほどの経常利益から差し引きますと、当年度の純利益2,170万6,184円となります。

この純利益に次の行の前年度繰越利益剰余金2億1,066万3,888円を加えたものが、次の行の当年度未処分利益剰余金として2億3,237万72円となっております。

続きまして、令和5年度滑川町水道事業剰余金計算書について説明いたします。この剰余金計算書は、年度中に剰余金がどのように増減したかを表したものとなっております。

まず、利益剰余金の部について説明をいたします。Ⅰ、減債積立金ですが、当年度末残高は2億9,032万3,000円となっております。

続いて、Ⅱ、建設改良積立金の当年度末残高は4億3,939万8,850円となり、減債積立金と建設改良積立金の積立金合計は7億2,972万1,850円となっております。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思います。Ⅲ、未処分利益剰余金の1、前年度未処分利益剰余金は、前年度末、令和5年3月31日現在で2億4,066万3,888円でした。ここから2、前年度利益剰余金処分額の(1)減債積立金1,000万円と(2)建設改良積立金2,000万円の合計3,000万

円を差し引きますと、繰越利益剰余金年度末残高が2億1,066万3,888円となります。この金額に3、当年度純利益2,170万6,184円を加えますと、当年度末処分利益剰余金は2億3,237万72円となり、損益報告書で報告をさせていただいた当年度末処分利益剰余金と同額であることが確認いただけると思います。

続いて、資本剰余金の部について説明いたします。まず、1、その他の資本剰余金ですが、1、前年度末残高15億2,042万9,611円に、3、当年度発生額の839万円を加えた額が、5、当年度末残高の15億2,881万9,611円となり、この額がその下の二重下線、翌年度繰越資本剰余金となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。令和5年度滑川町水道事業剰余金処分計算書（案）について説明をいたします。この剰余金処分につきましては、地方公営企業法第32条で議会の議決を経て行うことと定められており、決算の認定と併せて処分内容の承認をお諮りしているものでございます。

まず、1、当年度末処分利益剰余金は、2億3,237万72円となっております。この額は、先ほど剰余金計算書で算出について説明をした額となっております。

そして、2、利益剰余金処分額として、当年度純利益2,170万6,184円から企業債の償還に充てるための資金として1,000万円を減債積立金として、建設改良費に充てるための資金として1,000万円を建設改良積立金に積立てをさせていただきます。よって、減債積立金、建設改良積立金の処分額の合計額は2,000万円となりますが、これを1、当年度末処分利益剰余金から差し引いたものが3の翌年度繰越利益剰余金2億1,237万72円となります。

以上、剰余金処分案について、併せてご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、7ページを御覧ください。令和5年度滑川町水道事業貸借対照表についてご説明申し上げます。この貸借対照表は、水道事業の財政状態を明らかにするため、年度末における水道事業が保有する全ての資産、負債及び資本をそれぞれに表したものとなっております。

まず、資産の部から説明をいたします。1、固定資産でございますが、(1)有形固定資産は、イからトまで各項目の合計額で、7ページの一番下の行、22億4,443万8,535円でした。

8ページを御覧いただきたいと思います。(2)無形固定資産、(3)投資はございませんので、前ページの(1)の合計額がそのまま固定資産合計22億4,443万8,535円となります。

続いて、2、流動資産は、(1)現金預金から(5)その他流動資産までの合計が12億754万5,281円となり、1、固定資産と2、流動資産の合計が資産合計として、一番下の二重下線34億5,198万3,816円となっております。

続きまして、9ページ、負債の部でございますが、3、固定負債は(1)企業債のみで、固定負債合計額が3億377万5,027円となります。これは、過去の設備投資の際に借り入れた政府資金、金融公庫資金の償還途中の元金の残額でございます。

4、流動負債のうち該当のあるものとして、年度内償還分の（2）企業債のほか、（5）未払金、（6）前受金、（7）賞与引当金、（10）その他流動負債を合計し、流動負債合計が9,862万5,993円となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。5、繰延収益は、（1）長期前受金1億2,853万9,220円と（2）収益化累計額マイナス2,542万6,800円で、繰延収益合計は1億311万2,420円となりました。前ページの固定負債合計と流動負債合計及び本ページの繰延収益合計を合わせますと、負債合計が5億551万3,440円となっております。

次に、資本の部でございますが、6、資本金は（1）自己資本金のみであり、資本金合計で4億5,555万8,843円となります。

7、剰余金については、（1）資本剰余金が15億2,881万9,611円、（2）利益剰余金（積立金等）のイからハは、先ほど4ページから6ページの剰余金計算書及び剰余金処分計算書で説明をした金額となります。この合計が利益剰余金合計として9億6,209万1,922円となり、（1）資本剰余金と（2）利益剰余金を合計した額が剰余金合計24億9,091万1,533円となっております。この剰余金合計と資本金合計を合わせた額が資本合計額として29億4,647万376円となり、さらにこの資本合計と負債合計を合わせた最終的な負債資本合計は、二重下線の部分、34億5,198万3,816円となります。この負債資本合計と、先ほど8ページで説明した資産合計額が同額となり、資産合計と負債資本の合計の双方の金額が一致していることで、貸借対照となっていることがご確認いただけると思いません。

続きまして、11ページをお願いいたします。令和5年度滑川町水道事業会計キャッシュフロー計算書を御覧いただきたいと思えます。内容は、水道事業会計における現金及び現金同等物の増減を表したものでございます。簡単に説明いたしますと、左側にローマ数字で3つに分けた項目、営業活動、投資活動、財務活動、それぞれによるキャッシュフローを集計し、現金等の増減を記載しております。その合計が下から3行目の現金及び現金同等物増加額として記載されており、令和5年度は、期間中に7,061万9,000円増加したことが分かります。これにより、一番下の行、現金及び現金同等物の令和5年度期末残高が11億1,055万2,000円となっていることがご確認いただけると思えます。

以降のページは、決算附属書類等となっております。令和5年度における水道事業の実績報告書等をつづつてございます。滑川町水道事業の状況や事業内容が記載されておりますので、ご高覧いただければと存じます。

また、29ページからは、本議会に先立ちまして監査を実施していただきました監査委員の意見書となっております。

以上、雑駁ではございますが、令和5年度水道事業会計の剰余金処分及び決算に関する説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、認定第3号 令和5年度滑川町下水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について、ご説明申し上げます。

お配りしてあります決算書の36ページを御覧いただきたいと思います。令和5年度滑川町下水道事業決算報告書から款別に説明をさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出の収入について、第1款公共下水道事業収益は、決算額3億6,342万7,805円で、予算額に比べ400万805円の増額、収納率は101.11%でした。

第2款農業集落排水事業収益は、決算額1億2,506万4,000円で、予算額に比べ120万6,000円の増額、収納率は100.97%でした。

第3款公共浄化槽事業収益は、決算額3,233万6,083円で、予算額に比べ57万2,083円の増額、収納率は101.80%でした。

37ページをお願いいたします。続いて、支出について説明いたします。第1款公共下水道事業費用は、決算額3億1,213万5,701円で、不用額は4,465万6,299円となり、執行率は87.48%でした。

第2款農業集落排水事業費用は、決算額1億697万3,430円で、不用額は1,409万1,570円となり、執行率は88.36%でした。

第3款公共浄化槽事業費用は、決算額2,726万2,429円で、不用額は435万2,571円となり、執行率は86.23%でした。

続きまして、38ページをお願いいたします。(2) 資本的収入及び支出の収入について説明いたします。第1款公共下水道事業資本的収入は、決算額1億9,862万3,693円で、予算額に比べ113万5,693円の増額、収納率は100.57%でした。

第2款農業集落排水事業資本的収入は、決算額5,340万5,187円で、予算額に比べ139万9,813円の減額、収納率は97.44%でした。

第3款公共浄化槽事業資本的収入は、決算額1,568万5,931円で、予算額に比べ13万9,069円の減額、収納率は99.12%でした。

続きまして、39ページを御覧いただきたいと思います。支出について説明をさせていただきます。第1款公共下水道事業資本的支出は、決算額1億4,469万2,272円で、不用額は73万6,728円となり、執行率は99.49%でした。

第2款農業集落排水事業資本的支出は、決算額は3,693万9,347円で、不用額は430万1,653円となり、執行率は89.57%でした。

第3款公共浄化槽事業資本的支出は、決算額は1,276万679円で、不用額はマイナス2万679円となり、執行率は100.16%でした。

各款の第1項建設改良費で実施した内容につきましては、52ページに令和5年度下水道事業報告書、2、工事として、各款第2項企業債及び他会計償還金の詳細につきましては、64ページから67ページにかけて企業債明細書として記載をしておりますので、後ほどご確認のほどよろしくご願

たします。

続きまして、40ページを御覧いただきたいと思います。令和5年度滑川町下水道事業損益計算書について説明をさせていただきます。水道事業会計同様、ここでは概要について説明をさせていただきますので、詳細な内容につきましては、後ほど58ページ以降に記載いたしました下水道事業会計収益費用明細書を御覧いただき、ご確認をお願いいたします。なお、水道事業同様、この損益計算書は税抜きの金額表記となっておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

1、営業収益の合計は2億550万8,803円でございます。こちらは下水道使用料による収益でございます。

2、営業費用の合計は4億453万4,814円でした。マンホールポンプや農業集落排水処理場、公共浄化槽の維持管理費、流域下水道維持管理負担金、人件費、減価償却費等が主なものでございます。

営業収益から営業費用を差し引いたものが営業損失として計上している1億9,902万6,011円となっております。

3、営業外収益の合計は2億9,476万4,014円でした。一般会計からの負担金及び補助金、長期前受金戻入、消費税還付金が主なものでございます。

4、営業外費用の合計は、起債に対する支払利息のみでございます。2,454万2,076円でした。

営業収益と営業外収益の収益合計から営業費用と営業外費用の費用額合計を差し引いたものが当年度の経常利益で、7,119万5,927円となっております。

次に、6、特別損失の31万5,080円を先ほどの経常利益から差し引きますと、当年度の純利益7,088万847円となっております。この純利益に前年度繰越利益剰余金とその他の未処分利益剰余金変動額を加えたものが当年度未処分利益剰余金となりますが、公営企業移行後、最初の決算であるため、前年度剰余金などはございませんので、今年度は純利益と同額の7,088万847円となっております。

続きまして、41ページをお願いします。令和5年度滑川町下水道事業剰余金計算書についてご説明申し上げます。この剰余金計算書は、年度中に剰余金がどのように増減したかを表したものとなっております。

まず、利益剰余金の部について説明をいたします。利益剰余金の部につきましては、先ほども申し上げましたが、公営企業への移行後、最初の決算であることから、Ⅲ、未処分利益剰余金、3、当年度純利益及び当年度未処分利益剰余金についてのみの記載となり、それぞれ損益計算書で報告をさせていただいた金額7,088万847円と同額となっております。

続きまして、42ページをお願いいたします。資本剰余金の部について説明いたします。まずⅠ、その他の資本剰余金でございます。3、当年度発生額の4,893万7,230円が当年度末残高となり、この額が翌年度繰越資本剰余金となっております。

続きまして、令和5年度滑川町下水道事業剰余金処分計算書(案)についてご説明申し上げます。

剰余金処分につきましては、先ほど水道事業会計で申し上げましたが、地方公営企業法第32条で議会の議決を経て行うことと定められており、決算の認定と併せて処分内容の承認をお諮りしているものでございます。

まず、1、当年度未処分利益剰余金は、7,088万847円でございます。

そして、2、利益剰余金処分量として当年度純利益7,088万847円から1,000万円を減債積立金として積立てをさせていただきます。こちらは、企業債の償還に充てるために積立てを行うものでございます。そのほかに1,000万円を、今後の管路や施設の老朽化への備えとして建設改良積立金に積立てをさせていただきます。なお、今後は純利益から1,000万円を減債積立金に充て、残額から1,000万円を単位に建設改良積立金に積立てを行っていく計画を立てておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。よって、減債積立金、建設改良積立金の処分量の合計額は2,000万円となりますが、これを1、当年度未処分利益剰余金から差し引いたものが、3、翌年度繰越利益剰余金の5,088万847円となります。

以上、剰余金処分案につきまして、併せてご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、43ページをお願いいたします。令和5年度滑川町下水道事業貸借対照表についてご説明申し上げます。この貸借対照表は、下水道事業の財政状態を明らかにするため、年度末における下水道事業が保有する全ての資産、負債及び資本をそれぞれに表したものとなっております。

まず、資産の部からご説明申し上げます。1、固定資産ですが、(1)有形固定資産は、イからトまで各項目の合計額で54億4,792万1,706円でした。

(2)無形固定資産が合計3億9,675万211円で、固定資産合計58億4,467万1,917円となっております。

続いて、2、流動資産は、(1)現金預金から(5)その他流動資産までの合計2億3,742万8,182円となり、1、固定資産と2、流動資産の合計が資産合計として、一番下の二重下線60億8,210万99円となっております。

続いて、44ページ、負債の部を御覧いただきたいと思っております。3、固定負債は、(1)企業債のみ該当となり、固定負債合計額が13億9,983万5,865円となっております。これは今まで借り入れた政府資金、金融公庫資金及び金融機関の償還途中の元本の残金でございます。

4、流動負債のうち該当のあるものとして、年度内償還分の(2)企業債のほか、(5)未払金、(7)賞与引当金を合計して、流動負債合計が1億6,200万1,815円となっております。

5、繰延収益は、(1)長期前受金54億9,621万8,612円と(2)収益化累計額マイナス21億4,751万8,137円で、繰延収益合計は33億4,870万475円となりました。

固定負債合計と流動負債合計及び繰延収益合計を合わせますと、負債合計49億1,053万8,155円となります。

続きまして、45ページ、資本の部を御覧いただきたいと思っております。6、資本金は、(1)自己資

本金のみであり、資本金合計で10億5,174万3,867円となっております。

7、剰余金につきましては、(1) 資本剰余金が4,893万7,230円、(2) 利益剰余金(積立金等)のイからハは、先ほど41ページから42ページの剰余金計算書及び剰余金処分計算書で説明した金額と同額であり、この合計が利益剰余金合計として7,088万847円となります。(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金を合計した額が剰余金合計の1億1,981万8,077円となります。この剰余金合計と資本金合計を合わせた額が資本合計額として11億7,156万1,944円となっております。

さらに、この資本合計と前ページの負債合計を合わせた最終的な負債資本合計は、60億8,210万99円となります。この負債資本合計と、先ほど43ページで説明した資産合計額が同額となり、資産合計と負債資本の合計の双方の金額が一致していることで、貸借対照となっていることがご確認いただけると思います。

続きまして、46ページ、令和5年度滑川町下水道事業会計キャッシュフロー計算書を御覧ください。内容は、水道事業会計同様、下水道事業会計における現金及び現金同等物の増減を表したものでございます。簡単に説明いたしますと、左側にローマ数字で3つに分けた項目、営業活動、投資活動、財務活動、それぞれによるキャッシュフローを集計し、現金等の増減を記載しております。その合計が下から3行目の現金及び現金同等物増加額として記載されておりました。令和5年度は、期間中に2億2,088万円増加したことがお分かりいただけると思います。これにより、一番下の行、現金及び現金同等物の令和5年度期末残高が2億2,088万円となったことがご確認いただけると思います。

以降のページは、決算附属書類等となりまして、令和5年度における下水道事業の実績報告書等をつづつてございます。滑川町下水道事業の状況や事業内容が記載されておりますので、ご高覧いただければと存じます。

また、70ページからは、本議会に先立ちまして監査を実施していただいた監査委員の意見書となっております。

以上、雑駁ではございますが、令和5年度滑川町下水道事業会計の剰余金処分及び決算に関する説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(吉野正浩議員) 暫時休憩します。再開は午後2時15分とします。

休 憩 (午後 2時02分)

再 開 (午後 2時15分)

○議長(吉野正浩議員) 再開いたします。

認定第1号から認定第3号までの説明が終わりました。

ここで、本件につきまして、監査委員による決算審査がなされておりますので、その結果について吉野正和代表監査委員より報告をお願いします。

〔代表監査委員 吉野正和登壇〕

○代表監査委員（吉野正和） 監査委員の吉野正和でございます。議長の指名を受けましたので、監査委員を代表し、決算審査結果の報告をさせていただきたいと存じます。

それでは、令和5年度滑川町一般会計・特別会計決算審査意見書の冊子を御覧いただきたいと思います。

表紙をおめくりいただき、1ページを御覧いただきたいと思います。滑監委第35号、令和6年8月16日、滑川町長、大塚信一様。滑川町監査委員、吉野正和、同じく北堀一廣。

令和5年度決算審査結果について、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和5年度滑川町一般会計歳入歳出決算について審査した結果、別記のとおり意見書を提出します。

なお、この後の3つの特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び令和5年度決算に基づく財政健全化審査並びに経営健全化審査意見書の報告につきましては、この部分の朗読は割愛させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。令和5年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。（1）審査の期間は、令和6年7月12日、16日、17日、18日、19日、30日、31日の7日間行いました。（2）審査の場所は、滑川町役場でございます。（3）審査の対象は、令和5年度滑川町一般会計歳入歳出決算。（4）審査の方法でございますが、審査に当たりましては、決算計数に誤りはないか。予算の執行が関係法令及び予算決議の趣旨に沿って効率的かつ経済的に行われたか。また、収支事務、財産の取得管理は適正に処理されたか等を主眼に置き、課（局）長・担当者の出席を求めて慎重に行いました。

2、審査の結果でございます。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行し、社会情勢に回復の兆しが見られ、町においても税収が令和5年度決算額を超え、過去最高額となりました。歳入歳出予算が共に前年度を上回る結果となり、前年度と比較し歳入では1.9%、歳出では5.1%の増となりました。実質収支は引き続き黒字を維持しており、実質収支比率も6.2%を示しており、収支の状況はおおむね良好と言えるものと考えます。

3ページをお開きいただき、ページの下段を御覧いただきたいと思います。令和5年度一般会計歳入決算は、予算現額82億9,124万5,000円に対し、収入済額は83億741万4,098円で、伸長率は100.2%、1,616万9,098円の収入増でありました。また、調定額83億7,957万897円に対し、収入割合は99.1%であり、不納欠損額1,233万776円、収入未済額5,982万6,023円でありました。

続きまして、4ページをお開きいただき、ページの下段を御覧いただきたいと思います。令和5年度一般会計歳出決算は、予算現額82億9,124万5,000円に対し、支出済額は80億235万8,186円、翌年度繰越額1億2,851万2,000円、不用額1億6,037万4,814円となりました。また、予算現額に対する執行率は96.5%、前年度は96.6%でございました。予備費充当については995万8,000円、前年度1,826万9,000円となりました。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと存じます。(4) 財政の構造、①、歳入の構成でございます。自主財源と依存財源の構成割合は、自主財源50.7%に対し、依存財源49.3%であり、自主財源の割合が依存財源の割合を上回っております。これは、コロナ関連の臨時交付金や保育所整備交付金等の国庫支出金が減少し、その反面、町税や繰入金等の自主財源の増額により、自主財源の割合が上がったものと考えられます。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと存じます。③、財政構造の弾力性を示す財政比率の年度別推移でございます。(ア) 財政力指数でございますが、令和5年度は0.81で、前年度より0.03減少しました。(イ) 経常収支比率でございますが、令和5年度は89.8%で、前年度より2.5%増加しました。(ウ) 実質収支比率でございますが、令和5年度は6.2%で、前年度より4.9%減少しました。(エ) 公債費比率でございますが、令和5年度は5.4%で、前年度より1.0%減少しました。

3、意見に移らせていただきます。(1) 審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

(2) 予算の執行については、会計区分、年度区分、予算科目等について正確に執行されていたが、歳入では予算に対して収入済額が少なく歳入欠陥が生じて歳出に影響が出る危険性を感じたところが見受けられました。また、歳出の予備費充当は、前年度より減額となっておりますが、件数としては依然として多くありました。予備費充当は緊急性を要し予算の増額が必要と考える場合はやむを得ないと思いますが、それ以外の予算措置については、補正予算へ計上し議会の議決を経るのが適正なものと考えます。さらに、歳出の予算不用額が依然として多かつたため、減額補正予算措置を行い、極力不用額を抑えるよう適切な予算管理に努めていただきたいと存じます。

次に、歳入を前年度と比較すると、町債、繰入金、地方交付税等が増え、国庫支出金、繰越金等が減り、全体では金額に対して1億5,126万7,000円の増額、割合にして1.9%の増となりました。

町税を見ますと、個人町民税、固定資産税及び軽自動車税は増額となっている一方で、法人町民税、町たばこ税が減額となり、全体では金額にして3,119万7,000円の増額、割合にして1.0%増の33億833万9,000円の収入済額となっております。主な要因は、新築家屋の増加に伴う固定資産税の増収でありました。

収納率は97.99%で、前年度対比0.34%上がっております。収納率の向上対策につきましては、差押え、電話催告、文書催告等を実施しております。また、納税者の利便性を図るため、コンビニエンスストア納付を推進しており、利用者が大変増えているとのことであります。収納努力につきましては、口座振替制度の利用推進、さらには徴収金等収納対策委員会を開催し、関係各課(局)との連携を図り、いろいろな手法で収納対策に取り組んでおり、収納努力が見られました。しかし、不納欠損額が増えておりますので、今後も引き続き収納体制の充実を図っていただき、また税負担の公平性からも、なお一層の収納率向上の努力をお願いしたいと存じます。

次に、歳出全体を見ますと、執行率は96.5%で、前年度対比0.1%減少しております。また、予備費の充当は995万8,000円で、前年度対比831万1,000円の減額となっております。不用額は1億637万5,000円で、前年度対比6,614万5,000円減額となっております。

本町の財政状況は、相変わらず厳しい状況下にはありますが、町は将来を担う子どもたちのために「子育てファースト滑川」を掲げ、子育て支援等の環境整備等に力を注いでおります。また、滑川町健康づくり行動宣言「みんなが健康で長寿の町」をスローガンに掲げ、各種健康づくり事業に取り組んでおり、町民の健康の増進と福祉の向上のための財政投資を行っております。このような中ではありますが、引き続いて予算の見積りには、十分積算根拠を吟味し、財源の有効活用に努めていきたいと存じます。

(3) 工事関係事務につきましては、総務政策課1件、建設課3件、教育委員会2件、産業振興課1件の工事審査を実施しました。関係書類の処理及び工事施工につきましては、おおむね良好に処理されておりました。

建設関係に対する行政需要は相変わらず多く、町発注工事は住民の関心も高いことから、工事の適切な執行はもとより、工事期間及び完成検査等についても、引き続き慎重に対処されるよう努めていきたいと存じます。また、住民生活に直結する住民要望も数多く寄せられているところですが、要望実現には多くの年数を要しているのが現状であります。予算の確保ができ次第、早期に実現できるよう、引き続き努力していただきたいと存じます。

(4) 財産管理につきましては、台帳等の整備状況審査を実施したところ、適正に処理されておりました。今後も引き続き適正な管理、有効活用に努めていただきたいと存じます。

(5) 備品管理につきましては、台帳の整備及び備品が明らかにされているかどうかを重点に、令和5年度購入備品の審査を実施しました。備品管理台帳の整備は、おおむね適正に行われておりました。備品の保管については、今後も適切な場所に保管されるよう徹底していただきたいと存じます。

また、備品購入に当たっては、必要数、価格等を十分精査して購入するとともに有効活用に努められ、備品の管理に当たっては定期的な物品点検を行い、毀損・紛失等がないよう管理を徹底し、大切に使用していただきたいと存じます。

次に、8ページの4、むすびにを御覧いただきたいと存じます。一般会計の財政構造を示す各種の数値を見ますと、実質収支比率は前年度の11.1%から6.2%に下がってはいるものの、実質収支は今年度も黒字を維持しております。また、経常収支比率は、前年度の87.3%から89.8%に上がっております。経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するものであることから、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費の抑制に十分留意していただきたいと存じます。

このような財政状況の中で、町民ニーズの多様化に対応する施策を実現するため、様々な事業に取り組んでいる状況はありますが、その事業の財源確保のため町債を活用しております。令和5年

度の町債は前年度と比較し増額となっておりますが、残高については平成24年度をピークに若干の減少傾向にあります。しかし、町債は長期間の借金であり、公債費の継続的増大を伴うものであることから、極力抑制に努めていただきたいと存じます。

今後も行政要望に伴う事務事業や教育環境整備等に関わる財政負担等、財政を取り巻く状況は依然として厳しさが続くものと思われまます。したがって、予算の執行に当たっては、事務の効率化、事業の必要性を徹底検証していただきたいと存じます。そして、受益者負担等の自主財源の確保や、一部の事務事業の見直しを含めた事業効果を十分検討の上、引き続き経費の削減に取り組んでいただきたいと存じます。また、経常収支比率は、ここ数年高い水準で推移して財政的余裕が乏しくなっているため、財政の健全化になお一層の努力をしていただきたいと存じます。

また、予算の管理執行に当たり歳入欠陥、不用額が見受けられるため、適切な予算の管理執行に努めていただきたいと存じます。さらに、歳入欠陥は歳出予算に大きな影響を及ぼすため、適切な予算管理に努めていただきたいと存じます。

以上で、一般会計を終わります。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと存じます。令和5年度滑川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。令和5年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。

(1) 審査の期日は、令和6年7月16日でございます。(2) 審査の場所は、滑川町役場でございます。(4) 審査の方法につきましては、一般会計に準拠して実施しております。

2、審査の結果でございます。(1) 財政の推移は、前年度と比較すると、歳入歳出ともに前年度を下回っております。これは、被保険者数の減少が主な要因と考えられます。(2) 財政収支の状況ですが、歳入総額で15億6,384万4,000円、歳出総額15億2,845万1,000円で、差引き3,539万3,000円となりました。

11ページを御覧いただきたいと存じます。3、意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町国民健康保険特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず適正なものと認めたものの、予算に対して収入済額が少なく歳入欠陥が生じて歳出に影響が出る危険性を感じたところが見受けられました。

令和5年度国民健康保険特別会計の財政収支を見ますと、歳入総額15億6,384万4,000円に対し、歳出総額15億2,845万1,000円で、収支差引き3,539万3,000円の黒字となっておりますが、一般会計からの1億7,712万3,000円の繰入金が含まれており、財政的には依然として非常に厳しい状況にあります。

このような中で、自主財源の確保の面からも、被保険者に対して税負担の原則について十分な理解が得られるよう、引き続き国保納税相談を行い、現年分の収納率向上を図っていただきたいと存じます。また、国保税全体の収納率は依然として低く、前年対比1.9ポイント上昇しておりますが、収入未済額が3,603万7,000円あり、職員相互が協力し、時効完成前に未収金の解消に向け、より一

層の努力をしていただきたいと存じます。

さらに、歳出抑制という観点から、診療報酬明細書の調査点検事務及び第三者行為求償事務の充実や、特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上に努め、被保険者に対する健康管理の推進や医療保険に関する意識を深める啓発活動を積極的に進めていただきたいと存じます。

以上で、国民健康保険特別会計を終わります。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと存じます。令和5年度滑川町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。令和5年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。(1) 審査の期日は、令和6年7月17日でございます。(2) 審査の場所は、滑川町役場でございます。(4) 審査の方法につきましては、一般会計に準拠して行っております。

2、審査の結果でございます。(1) 財政の推移は、前年度と比較すると歳入歳出ともに前年度を上回っております。(2) 財政収支の状況ですが、歳入総額12億2,230万5,000円、歳出総額11億1,028万9,000円、差引き1億1,201万6,000円となりました。

14ページを御覧いただきたいと存じます。3、意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町介護保険特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず適正なものと認めました。

歳入の中心をなす保険料については、歳入総額の23%を占め、国庫支出金15.3%、支払基金交付金22.7%、県支出金12.5%、繰入金15.5%等により事業が運営されております。介護保険料全体の現年収納率は99.5%と高い数値となっております。歳出につきましては、保険給付費が全体の90.7%を占めております。

社会全体で支える介護保険制度が創設されてから24年目が経過する中で、各種サービスの充実が図られております。制度の改正に伴い、一定以上の所得がある方の利用者負担割合の変更や施設入所者等の負担軽減の見直しが行われたにもかかわらず、高齢者の増加に伴い介護給付費の増加が見込まれることから、介護予防事業等の積極的な取組を強化していただきたいと存じます。

このような中、町の介護認定率は令和5年度末現在で14%となっており、埼玉県平均17.3%、全国平均19.4%を下回り、介護認定率は低く、これは介護予防事業等が一定の成果を上げているためと考えられます。

なお、介護保険料基準額は低い数値を維持しており、今後も被保険者の負担軽減の観点から維持に努力していただきたいと存じます。また、保険料の収納率につきましては高い数値を維持しておりますが、保険料負担の公平性の観点から、収納率向上に引き続き努力していただきたいと存じます。

以上で、介護保険特別会計を終わります。

続きまして、16ページをお開きいただきたいと存じます。令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。令和5年度決算審査意見書、1、審査の概要ござい

す。(1) 審査の期日は、令和6年7月17日でございます。(2) 審査の場所は、滑川町役場でございます。(4) 審査の方法につきましては、一般会計に準拠して行っております。

2、審査の結果でございます。(1) 財政の推移は、歳入歳出ともに前年度を上回っております。(2) 財政収支の状況ですが、歳入総額で2億2,165万7,000円、歳出総額2億841万9,000円で、差引き1,323万8,000円となりました。

17ページを御覧いただきたいと存じます。3、意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町後期高齢者医療特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず適正なものと認めました。

後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者世代の費用負担の不公平をなくすことや、世代間を通じた負担が明確で公正な制度として創設されてから16年が経過しました。制度は安定的に運営されておりますが、歳出の抑制という点から、第三者行為求償事務の充実や長寿健康診査及び特定保健指導の受診率向上に努め、被保険者に対する健康事業の推進を積極的に進め、運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を密にし、適正で円滑な運営と高齢者の医療サービスの向上に引き続き努力していただきたいと存じます。

以上で、後期高齢者医療特別会計を終わります。

続きまして、19ページをお開きいただきたいと存じます。令和5年度各基金の運用状況の審査結果を報告させていただきます。令和5年度基金運用状況審査意見書、1、審査の対象でございます。

(1) 滑川町土地開発基金、(2) 滑川町奨学資金貸付基金、(3) 滑川町賛田春吉教育支援基金、(4) 滑川町国民健康保険高額療養費資金貸付基金、(5) 滑川町国民健康保険出産費資金貸付基金について審査を行いました。

2、審査の時期は、令和6年7月12日でございます。

3、審査の場所は、滑川町役場でございます。

4、審査の方法につきましては、運用状況調書の計数は正確であるか、運用は設置の目的に沿って円滑かつ効率的に行われたか。また、所定の手続に従ってなされているか等に主眼を置いて関係諸帳簿、証拠書類を点検照合するとともに、資料の提出を求めて、関係者の説明を聞き、慎重に審査を行いました。

20ページの下段を御覧いただきたいと存じます。6、意見に移らせていただきます。審査の結果、各基金の運用状況調書の計数は正確であり、運用は設置の目的に沿い正規の手続に従って行われたものと認めました。

なお、近年の急激な社会状況、経済状況の変化を直視し、各基金の設置された時代背景を再考し、見直し等も含めた議論と、これらの基金の目的に沿った運用及び円滑な執行に努めていただきたいと存じます。

以上で、各基金の運用状況の審査報告を終わります。

続きまして、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の審査報告に移らせていただきます。別冊の令和5年度滑川町水道事業会計決算書、滑川町下水道事業会計決算書の冊子を御覧いただきたいと存じます。決算書の30ページをお開きいただきたいと存じます。最初に、滑川町水道事業会計決算について申し上げます。令和5年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。(1) 審査の期日は、令和6年6月24日でございます。(2) 審査の場所は、滑川町役場でございます。(3) 審査の対象は、令和5年度滑川町水道事業会計決算でございます。(4) 審査の方法でございますが、決算審査に当たりましては、審査に付された決算書並びに損益計算書、貸借対照表等の附属財務諸表が地方公営企業法等関係法令の規定に準拠して作成されているか否かを、当該年度中、毎月執行してきた例月出納検査の結果を参照勘案しつつ、前述の諸表に係る諸帳簿、証拠書類を抽出照合し審査を進め、いわゆる決算諸表の適法性、妥当性と本事業年度末の財政状態並びに期間の経営成績を適正に表示しているか否かを主眼に置いて審査を行いました。

2、経営状況及び33ページの3の財政状況につきましては、先ほど上下水道課長から説明がございましたので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、35ページをお開きいただきたいと存じます。4、審査の結果及び意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町水道事業会計決算書及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、帳簿、証書類を照合した結果、計数に誤りはなく、水道事業の経営成績及び財政状態を正確に表示しており、適正なものと認めました。また、現金預金についても確実に保管されており、管理、整理につきましては良好に処理されておりました。

資金の運用については、ペイオフ解禁以来、安全性の確保の観点から普通預金を主体に実施し、利息収入の向上を目指す目的で、一部の普通預金を定期預金に振り替えて運用してきた経過が見られました。現在は、低金利で利息収入が望めないことから、積極的な振替は行われておりませんが、今後も定期的に金融機関の決算書や財務資料などを基に、公金の安全性を確認した上で、できる限り効率性も考えた運用を行う必要があると考えます。また、地元金融機関に対しては、地域経済への影響を考慮し、預金移行などは慎重に取り扱う必要があります。引き続き資金の安全性の確保に留意していただきたいと存じます。

当年度純利益については、前年度と比較して31.7%の減収が見られました。一時期に見られた新築等による給水戸数の急激な増加傾向は収まり、年間総有収水量は1.9%減少しています。有収率につきましては92%で、前年度比2.0%の減となりました。本年度においては、僅かながらも県内平均値を下回っております。令和4年度から継続して実施している管路の老朽化対策などによる配水管等の更新計画と併せて、適切な維持管理の継続により有収率の増加に向けて努力していただきたいと存じます。

支出につきましては、既存施設の維持管理に係る費用、資本費の工事費用増加により企業債借入額が増加し、その償還金が支出の割合を増加させ、さらには負債額に大きな影響を及ぼすことにな

ります。今後の事業における投資、維持管理といった経常経費の費用削減や効率化について随時見直しながら健全財政の維持を図っていただきたいと存じます。

給水人口の増加傾向は落ち着きつつあるものの、施設の運用及び整備は良好な状況で継続的な対応をされていると認められます。今後も遺漏なく安全な運用を図っていただきたいと存じます。また、滑川町水道事業基本計画書及び重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画に基づく工事を継続しております。今後についても更新計画に沿って事業を推進し、安全で持続可能な水道事業の維持を図っていただきたいと存じます。なお、計画の実施に当たっては、実情に応じた修正をしながら、最少の経費で最大の効果を上げられるよう事業を進めていただきたいと存じます。

水道料金の未納額については、令和5年度は301万3,000円で、令和4年度の347万8,000円と比較すると46万5,000円減少しています。これは、経済支援を目的に実施された基本料金減免事業が大きな要因であると思われます。一方で、依然として未納者は存在しており、引き続き未納率を下げべく収納体制を維持していただきたいと存じます。また、時代のニーズに合った収納方法の検討も行い、利用者の利便性や収納スピードの向上について工夫されていますが、営業費用の大きな増加が見られることから、費用対効果を見極め慎重に導入を検討した上で、滞納者、未納者の減少を図っていただきたいと存じます。

なお、過年度分の未納金についても収納努力をしていると存じますが、大口滞納者なども存続しておりますので、今後も収納率向上対策として、関係各所との連携を図りながら納付相談や誓約書の提出、さらには給水停止などを効果的に活用し、根気強く収納に努めていただきたいと存じます。

以上で、水道事業会計を終わります。

続きまして、決算書の71ページをお開きいただきたいと存じます。滑川町下水道事業会計決算について申し上げます。令和5年度決算審査意見書、1、審査の概要でございます。(1) 審査の期日は、令和6年6月24日でございます。(2) 審査の場所は、滑川町役場でございます。(3) 審査の対象は、令和5年度滑川町下水道事業会計決算でございます。(4) 審査の方法でございますが、水道事業会計に準拠して実施しております。

2、経営状況及び74ページの財政状況につきましては、先ほど上下水道課長から説明がございましたので、後ほど高覧いただきたいと存じます。

続きまして、76ページをお開きいただきたいと存じます。4、審査の結果及び意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町下水道事業会計決算書及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、帳簿、証書類を照合した結果、計数に誤りはなく、下水道事業の経営成績及び財政状態を正確に表示しており適正なものと認めました。また、現金預金についても確実に保管されており、管理、整理につきましては良好に処理されておりました。

滑川町の下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び公共浄化槽事業の3事業を合わせて下水道事業とし、令和5年度から地方公営企業法を適用し、企業会計の運用を開始しました。

公共下水道事業については、令和6年4月の一部供用開始から30年が経過し、令和5年度末の処理区域内人口は1万1,078人、水洗化人口は1万834人、水洗化率は97.8%でございます。

農業集落排水事業については、平成10年6月の伊古・広瀬地区の供用開始から25年が経過し、令和5年度末で4か所の処理施設を稼働し、処理区域内人口は1,360人、水洗化人口は1,240人、水洗化率は91.2%でございます。

公共浄化槽事業につきましては、令和5年度に7基の公共浄化槽を設置し、合計で176基の公共浄化槽の維持管理を行い、使用料の賦課徴収を行っております。

各事業とも、事業ごとに作成された経営戦略に基づいて事業を実施しております。今後は、管路の老朽化や更新が必要な処理場、ポンプ設備等が増加していくため、維持管理費用の増加が見込まれます。今後も安全性を確保しつつ、長期的な視点に立ち、効率的かつ平準化を意識して、設備の維持及び管理に取り組んでいただきたいと存じます。

一方、経営面では赤字化は回避しているものの、各事業ともに一般会計からの繰入金によって収支を均衡させており、独立採算の経営は厳しい状況にあります。近年の一般会計の収支状況を考慮すると、基準外繰入れについては、今後縮小されていく可能性が高いことが考えられます。安定した経営のため歳出削減を図り、今後は使用料の改定も視野に入れながら、健全で持続可能な事業運営に取り組むことを期待しております。

以上で、下水道事業会計を終わります。

それでは、最後になりますが、令和5年度決算に基づく財政健全化審査並びに経営健全化審査意見書を御覧いただきたいと存じます。2枚おめくりいただきたいと存じます。令和5年度決算に基づく滑川町財政健全化審査意見書でございます。

最初に、1、審査の概要でございます。財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものでございます。

次に、審査の時期は、令和6年7月18日でございます。

次に、審査の結果、(1)総合意見でございます。審査に付された下表の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次に、(2)個別意見でございます。①、実質赤字比率、②、連結実質赤字比率は、両方とも赤字額が発生していないということでございます。③、実質公債費比率7.5%、④、将来負担比率5.9%でございます。両比率とも早期健全化基準を比較すると、これを下回っているという状況でございます。

したがって、4、是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないということでございます。

2枚おめくりいただきたいと存じます。続きまして、令和5年度決算に基づく滑川町公営企業会

計経営健全化審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

最初に、1、審査の概要でございます。経営健全化審査は、町長から提出されました資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものでございます。

次に、2、審査の時期は、令和6年7月18日でございます。

次に、3、審査の結果、(1)総合意見でございます。審査に付された下表の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次に、(2)個別意見でございます。水道企業会計、下水道事業会計、いずれの会計も実質的な資金不足は生じておらず、よって資金不足比率も発生していないということでございます。

したがって、4、是正改善を要する事項でございますが、特に指摘すべき事項はないということでございます。

以上で、決算に基づく財政健全化審査並びに経営健全化審査意見書の報告を終わります。

大変長くなりましたが、以上をもちまして決算審査の意見とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 吉野代表監査委員におかれましては、認定第1号から認定第3号の決算審査報告、大変ありがとうございました。

◎総括質疑

○議長（吉野正浩議員） 総括質疑を行います。

総括質疑は、認定第1号から認定第3号の決算の認定議案に対する総括的な質疑とします。

これより総括質疑に入ります。質疑時間は、質問者1人につき原則一括質問、一括答弁とし、答弁を含み30分以内とします。

なお、再質問はできるだけ避けてください。

それでは、総括質疑はありませんか。

阿部議員、質問をお願いします。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。総括質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これまでの町の歳出の特徴について、まず述べていきたいと思っております。財政が非常に苦しい中でも、子育て支援が特化してきたことが挙げられます。この施策は、吉田前町長の子どもの権利としての成長発達権を保障するという考えから生み出されたものであります。吉田前町長は、給食費無償化は国がやることだとおっしゃっておりました。国の試算でも4,600億円で可能という答弁が国会で行われましたが、残念ながら、いまだ国は実施に至っておりません。しかし、全国では約3割

の自治体が実施に至っております。2011年から始められたこの町の施策が全国に広がり、国に実施を求める声が大きく広がっていることは、この町の誇るべき成果だというふうに考えます。

それが結果的に少子化対策や人口減少対策につながり、人口増という成果を生み出しました。町の人口増は、住民税や固定資産税の収入増も生み出しました。一般財源で町民税が占める割合は40%から50%、その代わり普通交付税は5から8%と低く抑えられてきておりました。

一方で、2024年の予算でも、学校給食費には2億1,000万円、保育園給食費に2,600万円、こども医療費に1億1,000万円が支出をされております。これには、県からこども医療費1,200万円補助がありますが、そのほか県や国からの補助はほとんどなく、町独自の事業で一般財源からの支出となっております。そのため、歳出における教育費の割合は、建築事業費を除いても8億円を超え、12%から14%を占めているのが経過であります。これは、近隣の市町村が7%から9%という数字から比べても、非常に高く推移をしていることが分かります。つまりこれまでの財政運営は、子育て支援という本来国が行うべき施策を担ってきたため、町の一般財政の総額60億円から70億円の中でも3億円も子育て支援に支出してきたために、投資的経費に予算が回らず、公共施設の改修などに手が回らないできたのではないかというふうに思います。

ところが、令和3年度から町の財政状況が少し変化をしてきました。コロナ禍での事業縮小や国からの様々な交付金、また国の算定基準の改定で臨時財政対策債が減少し、普通交付税が増えました。そのため、歳入の経常一般財源が増加し、財政に余裕が出てきました。

町は、吉田前町長時代、令和3年に約4億3,000万円の貯金、財政調整基金への繰入れを行いました。さらに、令和4年度には3億7,000万円の積み増しも行いました。財政調整基金の残高は12億2,000万円に上りました。この財政調整基金の繰入れについて、前吉田町長は、2019年の台風被害に遭った他の市町村を見て、災害に備えなければならない最低限の基金というふうに言っておりました。

ところが、今回提案されている令和5年度の決算によると、財政調整基金を1億円崩し、公共施設整備基金に2億4,000万円が上積みされました。公共施設整備基金は、残高が3億6,000万円になりました。それが令和6年度予算、コミュニティセンターの予算に3,410万円、福祉センターに2億500万円、福祉センター設計委託料258万円が予算化されました。さらに、さきに行われた7月の臨時議会では、福祉センター建設費へ35%増の7,500万円の増額補正が行われました。ここに充てられたのが地方債6,000万円、公共施設整備基金が1,500万円です。この間、これらを足しますと借金で地方債、これらの施設に使われた金額が合計で2億1,220万円、公共施設整備基金は計4,600万円が支出をされております。公共施設整備基金は、本来公共施設全体の改修や長寿命化計画を進めるために充てる貯金であります。結局昨年度の予算で行われたこの基金の1億円の取崩しと公共施設整備基金への2億4,000万円の積み増しは、コミュニティセンター建設と福祉センター建設に充てるためではなかったのかと、そう思わざるを得ません。今回2つの箱物の建設、財政調整基金が

できたことと、積立てが増えたことと、公債費、借金の返済が減ったことから、この建設への判断をしたようにも思われます。

しかし、基金だけでは到底足りません。福祉センター2億8,000万円、コミュニティセンターが十数億円かかるだろうと思われませんが、この多くが借金になるのではありませんか。少し余裕ができたとはいえ、町の財政は依然として厳しい状況が続いています。今後もこの状況は改善するとは思えません。

さらに、固定資産税や住民税の増加の伸びも横ばい状況が続いています。高齢化は進み、民生費はさらに増加傾向が続きます。物価高騰は住民の生活を苦しめ、町の物件費の増加が町の財政に大きな影響を与えるだろうという予想もされます。このようなときに借金を膨らませて返済しなければならぬ毎年の支出が増えれば、高齢者支援、物価高騰で苦しむ住民生活支援に手が回らなくなるのではないのでしょうか。今後のコミセン建設に係る資金計画と、町の財政計画はどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

今、急ぐべき町の施策は何なのか、いま一度検討すべきではないのでしょうか。今回8月7日の集中豪雨など、災害が少ないとされてきた町の安全神話は崩れ始めております。改めて災害対策の拠点となる公共施設整備が求められます。町の防災計画でも示されているとおり、個別施設計画による町全体の長寿命化計画で公共施設の改修が急がれているのではないのでしょうか。

もう引き返せなくなってしまったと思われる福祉センターは別として、今後さらに建設費が膨らむ可能性があるコミュニティセンターの建設は、一度立ち止まり検討すべきではありませんか。そして、個別施設計画に基づく改修を行うことではないかというふうに考えます。これは、大きな予算がかかってしまう施設整備をなるべく大きな借金をせずにできる、今考えられる最も効果的な施策だと思います。つまり長寿命化事業債が充当率90%、そのうち30%が交付税で措置されます。結果27%が国の補助になるというものであります。町の将来を考えるのであれば、これまで抑えられてきた公共施設改修へ向けた予算をどう振り向けるか。いつ、どこで起きるか分からない集中豪雨や地震の可能性も高まっております。滑川町は災害に強いという安全神話が崩れつつある今、公共施設の災害時の役割を見直し、その改善に早急に予算を振り向けるときではないのでしょうか。

昨日の答弁にもあったように、総合体育館は耐震補強を考えていたが、老朽化しているため建て替えも検討しなければならないというような危機的な状況になっているというふうに思います。現状を考えるのならば、緊急課題だというふうに捉えるべきではないのでしょうか。しかし、長寿命化改修という言葉で少し手直しするだけなのではと思われるかもしれませんが、そんなことはありません。この事業を使った例として、清瀬市のけやきホールの改修工事があります。このホールは1976年に建設されました。これを長寿命化改修工事で、耐震基準も0.6から1.25倍の新耐震基準の建物に建て替えられ、住民要望に沿った形でホールの機能の向上、さらに児童館、子育て支援、会議室などの複合施設への用途も更新されました。外観も新築と思われるほど現代的な建物に変わり

ました。けやきホールを建て替えるとなると、試算では25億7,000万円かかるというふうに言われております。長寿命化計画の改修では14億8,000万円と、この建て替えと比べて54%の工事費でできました。現在のコミュニティセンター新築工事予算は10億円ですが、このけやきホールと同じような長寿命化改修をし、それを引いていきますと10億円が5億4,000万円の工事費で済み、当初にかかる10%、5,400万円は自己資金ですが、残りの4億8,600万円のうち1億5,080万円が国からの交付税という形で補助金が出ます。町のお金は3億9,420万円というふうになります。10億円が約4億円で済むということになります。

今後さらに膨らむ可能性があるコミュニティセンターの建設工事、今ならまだ引き返すことができるのではないのでしょうか。これらの検討を行い、今余裕が少しできた財政を有効に活用して、住民が安心して住んでよかったと言えるような町づくりを行っていくことを要望し、総括質疑を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の総括質疑に答弁をさせていただきます。

これまでの本町の財政状況を省みますと、近年は町の人口増加に伴いまして、町税の緩やかな増加が見込まれる一方で、人口増加に伴う新たな行政需要の発生や少子高齢化の影響による社会保障経費の増加、また物価高騰の影響により厳しい財政状況が続いている状況です。

財政状況は常に厳しいという言葉がついて回ってしまうのが地方自治体の財政の特徴であるように思わずにはいられません。その財政状況が厳しいというのは、何をもちいて厳しいといえるのかと申しますと、各種ある財政指標、例えば財政力指数や経常収支比率、財政健全化法に基づく実質公債費比率や将来負担比率等の数値に基づき、その数値から客観的に財政状況が厳しいと判断することができるかもしれません。

これまでも、これら財政指数によりまして健全な財政運営に努めてきたわけですが、確かにこれら財政指数の数値から財政状況のよしあしを判断することもできますが、一方で主観的には、我々職員がふだんの仕事をする上で、職員自身が町の財政状況が厳しいということを肌で感じ、これを念頭に日々の業務を遂行しているという点により、町の財政状況の厳しさを強く実感しております。

間もなく翌年度の予算要求時期に入っております。予算要求に当たっては、多くの課局で翌年度の事業要望をいただきますが、これらを全て実現することは財政上困難であり、この中から町の最上位の計画である総合振興計画をはじめとした各種計画に基づきまして、事業の優先性、緊急性を勘案しながら事業決定の判断をしております。財政が厳しいがゆえ、全ての要望事業に着手できないことは大変心苦しいのですが、多くの事業担当課局にご理解をいただきながら、どの事業を実施するか検討に検討を重ね、毎年度実施事業を決定しています。

ちなみにですが、令和6年度当初予算の編成に当たっての試算では、概算で歳入額の試算が約75億円に対し、歳出額の試算が約88億円と約13億円が歳入不足であるという状況でございました。このように財政状況の厳しさにより、要望事業が次年度以降に見送り、または事業の縮小や中止をせざるを得ない状況であり、このことから職員自らが町の財政状況の厳しさは痛感していることと思えます。

先ほど議員からご指摘があったように、コロナ禍で町では財政調整基金をはじめとした各種基金を積み増しすることとなりました。コロナ禍前までは、平成25年度以降、毎年度1億円前後の財政調整基金の取崩しによる財政運営が続いており、基金への積立てがなかなかできない状況が続いていたところでございました。しかし、令和元年度以降、財政調整基金への積立てが可能となり、令和元年度に約5,800万円、令和2年度に約1億4,000万円、令和3年度に約4億3,000万円、令和4年度に約3億7,000万円を積み立て、令和5年度に1億円を取崩しはしましたが、令和5年度末時点で約11億2,000万円の残高を確保しております。

また、公共施設整備基金についても、令和5年度に約2億4,000万円の積立てを行い、令和5年度末時点で約3億6,000万円の残高でございます。このような積立てができたことは、今後の町の財政運営の負担軽減にもつながることとなりましたし、とりわけ財政調整基金については、言わば町の貯金ですから、その貯金額を増額できたことは、今後の緊急的な財政支出のための財源を一部確保できたといえます。

また、公共施設整備基金の積立てについては、議員からご指摘があったように、町における今後の公共施設の整備の必要性を強く感じていたことの表れとして、可能な範囲で令和5年度に当該基金への積立てをさせていただきました。積立て理由としましては、まさに現在進行中の公共施設の整備事業も含めた今後の町の公共施設整備費の確保のためでございまして、引き続き基金の残高の確保に努めていきたいと考えております。

先ほど現在進行中と申しました事業については、(仮称)滑川町福祉センターの整備、また滑川町コミュニティセンターの整備の2つでございます。これらの事業については、設計業務等を含めた総事業費として、前者は約3億円程度、後者は約9億5,000万円程度を想定しており、その多くの財源は地方債の活用、すなわち借金にて財源の調達を予定しております。昨年度策定した滑川町コミュニティセンター施設整備基本計画において、その計画時点での資金計画が示されておりますが、総事業費9億5,000万円のうち、基金からの取崩しにより3億円、地方債により6億5,000万円の計画予定です。

一般論で申し上げますが、通常多額の資金が必要となる公共施設の整備に当たっては、事業費の全額を一般財源で賄うことは財政上困難であります。地方債の機能として、単年度で所要資金の調達が可能であるため、一般財源を補完する機能を有している点や、元利償還金という形で財政負担を後年度に平準化できるという財政支出と財政収入の年度間の調達機能も有しています。さらには、

将来便益を受けることとなる後世代と現世代の住民との間で負担を分かちつことを可能とし、住民負担の世代間公平のための調達機能も有しており、地方債の活用が必ずしもデメリットばかりではないという点をご承知おきいただきたいと存じます。

しかしながら、あくまでも地方債の発行はその自治体の責任です。過度に後年度の負担とならぬよう、今置かれている財政状況を見極めながら、地方債の発行を判断するところですが、現在の滑川町は元利償還金の償還の進行により、地方債残高が減少している状況です。その目安となる公債費比率、実質公債費比率等については、年々数値が減少していることから、コミュニティセンターの整備に当たっての地方債の発行は、一時的に負担が増大するかもしれませんが、全体で見れば過度な負担にはならないと考えているところでございます。

今後の施設整備に当たっては、総合体育館や文化スポーツセンターは、町の主要な公共施設でございますし、これらは築年数が40年以上経過した老朽化している公共施設でございます。また、これらの公共施設以外にも、一部の学校施設の体育館や校舎も老朽化対策のための工事がいずれ必要であります。いつ、どのような整備を行うのがベストの選択かを、財政状況を勘案しながら検討を重ね、引き続き各公共施設の施設所管課局との情報共有や連携を図り、公共施設の整備に努めてまいります。

最後に、コミュニティセンター、中央公民館の建設についてでございますが、昨年度にパブリックコメントを経て、滑川町コミュニティセンター施設整備基本計画を策定しました。計画の中では、現在のコミセンと公民館の機能を維持しつつ、住民のニーズに合った利用しやすい施設の整備を掲げています。利便性向上のため、大集会室の収容人数の増加や部屋の多機能化など、コンパクトでありながら機能性の高い設計を目指します。現在の施設の改修では計画が制限されてしまうため、建て替えに新施設を整備したいと考えます。

ご指摘のとおり、物価高騰により建築関連費用も増加傾向にあります。新施設においては、基本設計並びに詳細設計にて使いやすい施設とコンパクトな建物の両立を目指し、事業費の最適化に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） なしでよろしいですね。ないようですので、これをもちまして総括質疑を終結します。

◎決算審査特別委員会設置、委員会付託

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

認定第1号 令和5年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてと認定第2号 令和5

年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について並びに認定第3号 令和5年度滑川町下水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてにつきましては、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第3号までの審査については、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長並びに議会選出の監査委員を除く12人全ての議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、議長並びに議会選出の監査委員を除く12人全ての議員とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

◎次会日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 明日6日は休会となりますが、午前10時から全員協議会を開きます。

◎散会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時25分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和6年第243回滑川町議会定例会

令和6年9月10日（火曜日）

議事日程（第4号）

開議の宣告

- 1 議案第64号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第65号 滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第66号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定について
- 4 議案第67号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 5 議案第68号 令和6年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 6 議案第69号 令和6年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 7 議案第70号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定について
- 8 議案第71号 令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）の議定について
- 9 議案第72号 工事請負契約の締結について
- 10 議案第73号 町道路線の廃止について
- 11 議案第74号 町道路線の認定について
- 12 認定第1号 令和5年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 13 認定第2号 令和5年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 14 認定第3号 令和5年度滑川町下水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 15 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

日程の追加

- 16 議案第75号 工事請負契約の締結について
- 17 議案第76号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 18 議案第77号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 19 議案第78号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 20 議案第79号 滑川町教育委員会の委員の任命について
- 21 議案第80号 滑川町教育委員会の委員の任命について

出席議員（13名）

2番	上野葉月	議員	3番	瀬上邦久	議員
5番	阿部弘明	議員	6番	西宮俊明	議員
7番	北堀一廣	議員	8番	小澤実	議員
9番	赤沼正	副議員	10番	原徹	議員
11番	谷嶋稔	議員	12番	中西文寿	議員
13番	内田敏雄	議員	14番	井上章	議員
15番	吉野正浩	議員			

欠席議員（1名）

1番	松本幾雄	議員
----	------	----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	稲村茂之
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一
代表監査委員	吉野正和

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
--------	------

書 記 宮 島 美 咲
録 音 高 坂 真 理 子

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第243回滑川町議会定例会第8日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、1番、松本議員から欠席届の連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、決算審査特別委員会審査報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎答弁の補足

○議長（吉野正浩議員） ここで、昨日、9月9日の決算審査特別委員会における文教厚生常任委員会所管の中西委員、阿部委員及び西宮委員の質問に対して、澄川教育委員会事務局長より発言を求められておりますので、これを許可します。

澄川教育委員会事務局長、お願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） おはようございます。教育委員会事務局長、澄川でございます。議長のお許しをいただきましたので、昨日の決算審査特別委員会でのご質問の中で、後ほど確認してご回答いたしますとした答弁について発言をさせていただきます。

初めに、中西委員からのご質問、文化財保護費の消耗品費についてでございますが、過去3年間の決算状況を申し上げます。令和3年度当初予算31万9,000円に対して決算額43万9,449円、令和4年度当初予算32万3,000円に対して決算額78万6,128円、令和5年度当初予算36万4,000円に対して決算額118万2,553円と、このようになっております。年度当初から業務を執行する中で、所要額の増額補正をさせていただいております。

ただ、その中でも令和5年度は、例年より多額の補正をさせていただきました。その内訳でございますが、ミヤコタナゴの野生復帰に向けた個体数確保のために、増加した個体数に伴う餌代、カルキ抜き等の薬剤等のミヤコタナゴに係る消耗品費及びエコミュージアムセンター開館以来使用してきました水槽の老朽化に伴う交換、今回は99個の水槽を交換しております。これらの経費が45万9,178円。ほかには施設内の清掃用品、水槽の清掃フィルター、ミヤコタナゴ以外の水生生物の餌

代、また防草シートなど、センターの施設維持管理経費で57万4,615円。その他は、文化財整理室で使うプリンターのトナーなどの事務用品、発掘調査用の用品等の物品を購入させていただいております。

以上、中西委員のご質問への答弁となります。

次に、阿部委員からのご質問、文化財の指定基準について答弁をいたします。町文化財の指定に明確な指定基準はございませんが、滑川町文化財保護条例第6条第1項に、町の区域内にある文化財のうち重要なものを町指定有形文化財、町指定無形文化財、町指定民俗文化財及び町指定史跡、町指定名勝、町指定天然記念物に指定することができるがございます。調べてみますと、明確な基準を定めている自治体はまれで、国でも国宝及び重要文化財指定基準として定めはあるものの、かなり曖昧な基準となっています。これは、文化財の指定に一定の裁量と幅を持たせるためだそうです。

そこで、町指定における重要なものの判断ですが、町の歴史に深く関わっているもの、来歴が明確で調書が作成できるもの等により、町文化財として指定するか否かの審議を文化財保護委員会で行っております。指定に値するとなった場合、その旨を教育委員会へ報告し、教育委員会は文化財指定を議案として付議、承認をするという手続になります。

もう一点、給食の食品残渣の量についてでございますが、直近の6月の給食により確認をさせていただきました。給食の受託業者が滑川町のみでなく、東松山市及び私立の学校へも給食提供をしているため、滑川町分のみを明確にすることが困難でしたので、食数による案分により算出しておりますので、あくまでも参考値となりますことをご承知おきください。6月の1か月間の食品残渣の量は、小中学校を合わせて1,378キロ、6月は20日間給食がありましたので、1日当たり68.9キログラムとなります。1人当たりが35グラムから40グラム弱ぐらいの量が残渣となっております。

以上、阿部委員のご質問への答弁となります。

最後に、西宮委員のご質問、仮設トイレの使用料、重機借上料の期間についてご回答いたします。仮設トイレの使用期間は、発掘調査の規模等により異なり、一定ではございません。短期間で数日で終了するものもございますが、大規模な調査や多くの出土品が見られた場合は長期間となり、数か月から年単位となるものもございます。令和5年度につきましては寺谷廃寺発掘調査、こちらで仮設トイレを使用し、その期間については10月20日から12月15日の57日間ございました。

重機借上料の借り上げ期間は、個人住宅の試掘の場合、1日程度の場合が多いですが、令和5年度では個人住宅の試掘が8件ございました。その他民間業者による開発行為に伴う試掘が1件、これは4日間を要しました。その他、寺谷廃寺発掘調査においても重機を使用しております。

以上、西宮委員のご質問への答弁となります。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 続きまして、同じく昨日、9月9日の決算審査特別委員会における文教厚生常任委員会所管の上野委員の質問に対して、武井健康づくり課長より発言を求められております

ので、これを許可します。

武井健康づくり課長、お願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長の武井でございます。議長のお許しをいただきましたので、昨日、決算審査特別委員会においての上野葉月委員のご質問について、この場をお借りして回答させていただきます。

ご質問は、令和5年度の新型コロナワクチン接種のうち、小児の被接種者、接種を受けた人の人数についてのご質問でしたが、小児については、6か月から5歳未満の初回が3回接種、また3か月の期間を要すること。また、5歳以上11歳までは、初回が2回接種で追加接種1回となっており、令和4年度中に接種を受け、年度をまたいで受けた方などもいらっしゃる。また、行政報告書の82ページ、83ページの町全体の新型コロナワクチンの接種回数と同様に、国の統計システムであるVRシステムの記録上も、個人ごとの接種回数を管理していないため、個人ごとの振り分けが難しく、接種回数のご報告となることをご理解いただければと思います。

前置きが長くなりましたが、ここらご質問への回答をさせていただきます。令和5年4月から令和6年3月までの間で、6歳未満の方の接種回数は32回でございました。

次に、6歳から12歳未満の方の接種回数は55回でございました。

以上とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議案第64号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） それでは、日程第1になります。議案第64号を議題とします。

事務局より朗読願います。

〔事務局朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第64号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元の新旧対照表を御覧ください。行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、本町におけるマイナンバーの利用に関して定める本条例について、文言の整理を行うものでございます。マイナンバー法の改正により、別表第2が廃止されることに伴い、第2条に必要となる定義を追加し、第4条中の「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」、「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改正するものでございます。

なお、施行は公布の日から、適用は令和6年5月27日からでございます。

以上で議案第64号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問時間は、答弁を含み30分とします。

質問形式は、対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き、質疑に入ります。1回目には一括質疑、一括答弁、または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。

質問はありますか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

この条例改正についてなのですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法と言われておりますけれども、この法律に基づいてマイナ保険証に、要するに12月2日以降、今の保険証を発行しないということになるわけなのですが、それでよろしいのですか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

今議案が上がっています、いわゆるマイナンバー法については、いろんな改正がされていますが、その中の一部としてマイナ保険証に切り替えるということで、現在の保険証が廃止されるということも含まれております。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） トラブルが続いているマイナ保険証について、この間、私もいろいろ質問させていただきましたけれども、町でもこの法律に従う、こういった条例改正を行わなければならないということなのでしょうけれども、あまりにも問題が多過ぎて、いろんなところでも紙の保険証を廃止するというについて反対が起きて、町もそういったような国の法律改正に従わざるを

得ないというのは分かりますけれども、今やもう自民党の総裁選の争点にまでなってしまうという問題続きの、そして国民の反対が広がっている12月2日以降の保険証廃止という問題については、やはり受け止めるべきではないかなというふうに思うわけであります。

今、もう一つちょっとお聞きしたいのですけれども、この法改正というのは資格確認書という、マイナ保険証を持たない方にはそれを送付するということになっているわけなのですけれども、資格情報のお知らせという書面も配付することになっているのですか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

今おっしゃられたとおり、マイナンバーカードをお持ちになって、マイナ保険証とひもづけをされている方とされていない方、あるいはマイナンバーカードそのものを持っていない方に対しては、そのように種類の違ったものを送らせていただいて、個人の保険の、こういった保険に入っているか、自分の資格がどのようにあるかというのは手元に届くようになっておりますが、今の方針では、取りあえず今の紙の保険証が有効期限までは使えますので、今の保険証の資格が変わらない、今の保険証をつくり替えないうちは、今のものを使っていただきながら、それを12月2日以降は、更新するときには、書き換えなければならないときには紙の保険証が出ませんので、そのときにはマイナ保険証とのひもづけに合わせて資格確認書であったり、お知らせであったり、そういったものでお手元に持っていただくという形で考えております。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） このように意味不明なことをやらざるを得ないような保険証廃止ということになっているわけで、こういったようなことを早くやめて、こういう法改正というか、法律を中止して、紙の保険証存続を町としてもぜひ求めていただきたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございませんか。

上野議員、質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

別表に書いてあるほうを見ますと、法別表第2の第4欄に掲げるといふ、別表に掲げる事務というところが消えて利用特定個人情報に変わっているのですけれども、実務的なものとしては、この改正により、実際に実務が変わる場面というものはあるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

特定個人情報の処理ということでございますけれども、実際にはマイナンバーを利用して、行政間の中でやり取りされる個人情報、または事務等を指すものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） マイナンバーに関することでやり取りされる事務に関することの微調整があったのだと思うのですけれども、具体的にはどのような要素が変わってきて、これが実務にどの程度、滑川町が窓口で行うような実務、あるいは役場の中で行うような実務というものに、この改正が実際問題として影響があるのかというところをお聞きしています。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁をいたします。

今回の法改正につきましては、マイナンバーの利用、情報及び情報連携に係る規定を見直すものでございます。本条例に該当する箇所があるので、それに反映させるということでございますので、特に町の実務において変更等は生じないということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） では、この条例によって、町の実務、マイナンバーを発行するところで、かなり長い間関わられていると思うのですけれども、そういう実務に関するところが、作業量が増えるということはないということよろしいですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁をさせていただきます。

実務量が増えるということは考えておりません。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。この条例改正に反対の立場から討論に参加したいと思います。よろしくお願いいたします。

先ほどの討論でもありましたけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるナンバー法の改正により、今までの紙の保険証を12月2日から廃止するということになるわけであります。ほかにも町が様々なマイナンバーカードの利用を押しつけられ、それがますます住民負担、そして自治体負担につながることはもう目に見えております。

さらに、今でも続くマイナ保険証のトラブル、このトラブルは、いわゆるマイナンバーカードを普及させる、そのためのトラブルと言っても過言ではないというふうに思います。国民の不利益や不安をそのままにして、マイナ保険証を全国民に強制しようとするものであります。本来任意であるべきマイナンバーカード、そしてマイナ保険証が強制されるということについて、深い疑念を持つものであります。

今もマイナ保険証のためのトラブルが発生し続けております。全国保団連の1月の調査で、医療機関の6割でトラブルが発生し、その内容の深刻さが報告をされております。医療機関からは、名前や住所が黒丸で表示されてしまうとか、資格情報が無効になってしまうとか、カードリーダーエラーが出てしまうと。当該の被保険者番号が出てこない、名前や住所の間違い、負担割合の間違い、他人の情報がひもづけられてしまったとか、間違った医療情報がひもつけられたなど、深刻なトラブルが報告をされております。さらに、近年の災害時、停電でカードリーダーが使えないというような事態も発生をしております。それでも政府はマイナ保険証の普及に躍起になって、誤解を与えるような宣伝がされ、そのため今の保険証が使えなくなるのではないかと、マイナ保険証を使わないと医者にかかれなくなってしまうなどの国民の不安は頂点に達しております。

特に深刻なのは、高齢者施設への影響です。保団連の調査でも、高齢者施設では約84%の施設で利用者、入所者の今の健康保険証の管理をしております。その実態から、施設が利用者、入所者のマイナカードの申請代理に対応できないという声や、施設が利用者、入所者のマイナカードを管理できない、また健康保険証が廃止されると利用者、入所者の医療へのアクセスが困難を抱えてしまう、こういった声が上がリ、この保険証廃止には60%が反対をしているということでもあります。

こういったように、今トラブルの根本の問題が解決をしないまま、この12月2日からの保険証廃止は到底容認できるものではありません。東京新聞など全国18の地方紙が8月に実施したマイナ保険証についての合同アンケートでも、現行の保険証を残してほしいという声は8割を占めていると報じられております。これらの問題解決には、今の健康保険証を残せば全く問題ない。保険証廃止は直ちに中止をすべきだというふうに思います。

そういった声を聞かず、ここに至っても政府は方針を変えておりません。トラブル対処方針ということで、トラブルがあるから、その対処方針を医療機関に出している始末です。例えばマイナ

ナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の資格確認方法として、患者自身のスマートフォンでマイナポータルの資格情報画面を提示していただくか、保険証を提示していただき、資格情報を確認するとか、上記の方法で確認できない場合は、過去の受診で必要な情報を把握していれば、患者に口頭確認を行うと。過去の受診からも確認できない場合は、患者に被保険者資格申立書を記入をしてもらおうと。こんなことをやらせるような始末であります。

また、顔認証付カードリーダーで顔認証などがうまくいかない場合ということで、その対応方針として、目視確認モードに切り替えて、医療機関、薬局の職員の目視により本人確認を行っていただくことも可能であるとか、その場合で、または事後的にシステム障害時モードを立ち上げて、資格確認をしていただくことも可能であるというようなことも言っています。

さらに、こうした取扱いにより、マイナンバーカードで資格確認を行うことができない場合であっても、患者は適切な自己負担3割等の支払いで保険診療を受けることが可能になりますと。医療機関等におかれましては、この方針の内容を踏まえて対応をお願いしますと。まさに意味不明な方針を厚労省は発出をして、このマイナンバーカード、マイナ保険証一本化へ向けて、保険証の廃止を進めようとしているわけであります。

このような不要なトラブルをなくすためには、ただ単に今の保険証を存続させればいだけあります。こういったことを強く申し上げまして、この条例改正に反対する討論といたします。どうもありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 原案に賛成者の発言をお願いします。

赤沼議員、お願いします。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副。議案第64号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われ、それに基づいて条例を改正するものであります。個人個人については、マイナンバーカードについてのいろいろな感情、あるいは見解はあるにしても、町としてはコンプライアンスの立場から条例改正が必要であるということで、本案が提出されたものであります。

ですから、法律を守る、そういった意味での町の立場は、職員それぞれ個人個人の立場とはまた別に、どうしてもそういったことはしていかないと、これはもう行政でどうすることもできないというふうに思います。そんな中で、本条例案について町が改正案を出したということについては賛成をいたします。

以上、賛成の討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようでありますので、これをもちまして討論を終結します。

これより議案第64号 滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、議案第65号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

會澤町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、議案第65号 滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものです。

内容についてご説明いたします。新旧対照表を御覧いただきたいと思います。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことにより、関連する国民健康保険法が改正されました。これは本年12月2日をもって紙の被保険者証が廃止されることに伴い、関連する項の修正、削除がされたために、滑川町国民健康保険条例において条文を引用している表記についても修正する必要が生じたため、今回改正をお願いするものです。

表左の欄、改正後、下線の国民健康保険法第9条第5項については、表右の欄、改正前、下線の第9項中、被保険者証及び被保険者資格証明書の返還に関する文言を削除し、内容を修正したものです。

改正前の下線中、第3項、第4項を含む数項が、同じく被保険者証の返還に係る内容のため全文削除され、項ずれが生じたものでございます。

施行期日は、令和6年12月2日とさせていただきますと思っております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問をよろしくお願いいたします。

先ほども討論また質疑を行わせていただきましたけれども、この法律による具体的に町民の皆さん、また町の職員の皆さんへの影響というのを考えてみたいというふうに思うのですが、先ほど討論でもお話ししましたけれども、特に高齢者施設への影響というのは大きいのではないかなというふうに思うのです。現在保険証を預かっている高齢者施設など、非常に多いということが分かりました。そして、それを廃止をされることによって、マイナ保険証に切り替えられると、本当に医療にかかるということ自体が高齢者は難しくなってしまうということ、そういったようなアンケートの結果も出ているわけですが、その辺について、どのような影響があるのかということ分かる範囲で教えていただけませんか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

今回の議案の提出については、あくまでも上位法の改正に伴って内容にそごが生じるということですので、今回上げたものについてはそれを修正するものでありますので、その辺のところは承知していただきたいと思います。

また、ご質問の趣旨でございますけれども、実際にこの議案の中身とは違ってくるとは思うのですが、当然紙の保険証がなくなるということで、いろんな影響が出てくることは、こちらも承知しております。

その辺についても、いろんな情報を取りながら、対応ができるものについては対応したいと思っています。一般質問でもお答えしたとおり、出せる情報については、なるべく分かりやすく丁寧に、誤解を生まないように周知の方法を考えながら、文言も選びながら、それから出すタイミングも計りながらやっていこうというのは担当とも話をしております。

直接的に、どういった方々に不利益を生じるかというものも、いろんなニュースや媒体でもって認知はしているところでございます。それについても、今後また法律や手続の流れが変わってきた中で、今打てるものについては打っておりますけれども、その状況、状況に応じて、なるべく弱者であったり少数の方が不利益を生じないような形で手が打てたらというような考えではおりますが、何分手続や取扱いが短期間で変わっている状況でもありますので、ある程度その辺のところは見極めながら、一つ一つやっていけたらと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

す。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 上位法が変わるといことで、条例改正せざるを得ないということはよく理解をします。こういったようなことで、法律についても度々変わらざるを得ないような、手直しせざるを得ないような法律の立てつけになってしまっておりますので、本当に町は混乱というか、ご苦労をかけているのかなというふうに思うのです。

しかし、今おっしゃったように、もう12月ですから、あと数か月でそういったような事態がこれから発生するという事を考えると、やはり様々な手を打ち尽くしても、さらに医療に係る様々なトラブルが発生してしまう可能性が非常に高いのだろうというふうに思うのです。そういったようなことを町で行政として様々な努力をされるということは十分承知をしておりますけれども、しかし何といてもこんなことが起きてしまうこと自体がやはり理解できないし、多くの国民の皆さんが、いま一度この問題について、今日が覚めたというか、何が起きるのだろうということを考え始めているということだというふうに思うのです。

そういったようなときに、またこういった条例改正が行われるということになりますと、やはり町、行政としても法律改正によるのだということだけでは、条例が変わったからというだけでは済まないのではないかなと思うのです。そういったようなことをよく考えていただきながら、住民の皆さんにも本当に丁寧な説明が必要になるだろうというふうに思いますけれども、さらなる努力をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第65号 滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、議案第66号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第66号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定についてご説明申し上げます。

それでは、1ページをお開きください。

議案第66号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度滑川町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億5,022万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億7,832万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月3日提出

滑川町長 大塚 信一

次に、2ページを御覧ください。初めに、本補正予算の歳入予算の概要についてご説明申し上げます。歳入予算については、款1町税において今年度の収入見込額が当初見込額より伸長したことにより7,680万円を増額させていただいたほか、款11地方交付税において普通交付税の交付額の確定により1億5,859万6,000円を増額となっております。

また、令和5年度一般会計の決算額の確定に伴い、繰越金が確定したことにより、款20繰越金を1億63万1,000円増額し、款19繰入金においては財政調整基金繰入金の予算を減額させていただき、2億5,615万1,000円の減額予算を計上しております。

次に、4ページを御覧ください。続きまして、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。款3民生費においては、合計1億2,819万3,000円を増額で、調整給付給付金の増額や児童手当の制度改正に伴う手当の不足額等を計上しております。

款4衛生費においては、合計3,558万5,000円の増額となっており、新型コロナワクチン接種費に係る委託料の計上が主なものとなっております。

款8土木費においては、合計2,634万8,000円の増額となっており、町道等の維持補修経費となる町道補修作業員手数料、重機借上料等の計上が主なものとなっております。

次に、6ページを御覧ください。第2表、債務負担行為補正でございます。債務負担行為補正は、追加で3件お願いしたいものでございます。内容は、統合型GISシステム賃貸借事業、総合行政ネットワーク(LGWAN)システム賃貸借事業、滑川中学校校務用パソコン機器等賃貸借事業でございまして、いずれも期間は令和7年度から令和11年度まで、限度額は賃貸借契約により決定した額でございます。

次に、7ページを御覧ください。第3表、地方債補正でございます。地方債補正につきましては、追加を1件、変更を1件お願いしたいものでございます。追加については、消防費にて計上させていただきました指定避難所等の整備に係る設計業務について、緊急防災・減災事業債を活用したいため、限度額1,720万円にて計上するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、こちらに記載のとおりでございます。また、臨時財政対策債については、発行可能額の確定によりまして、限度額を3,200万円から2,843万8,000円へ変更したいものでございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。10ページを御覧ください。款1町税でございますが、当初課税分の確定に伴い、税収が当初予算額と比較し増額見込みとなるため、項1町民税のうち、目1個人については、所得割で3,000万円、項2固定資産税、目1固定資産税については、土地800万円、償却資産3,700万円の合計4,500万円の増額でございます。

次に、款10地方特例交付金、また款11地方交付税ですが、いずれも交付額の確定に伴いまして、予算額と交付額との差額を補正させていただいております。特に款11地方交付税においては、普通交付税で、交付額の決定により1億5,859万6,000円の増額でございます。

次に、11ページを御覧ください。款15国庫支出金でございますが、下段の項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金については、冒頭申し上げました調整給付給付金の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に歳出予算の給付費と同額である4,125万円を計上したほか、児童手当制度の改正に伴う事務費の国庫補助金として、目2民生費国庫補助金のうち、最下段の児童手当制度改正実施円滑事業補助金に427万9,000円を新たに計上させていただきました。なお、こちらの補助率は10分の10でございます。

次に、12ページを御覧ください。最上段にある目3衛生費国庫補助金に計上されている特定外来生物防除等対策事業交付金198万5,000円については、桜の木の害虫駆除に係る経費について、当初は県補助金を見込んでおりましたが、国庫補助金の活用が見込めるため、新たに計上させていただきました。このため、13ページ上段に記載されている埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金については全額減額をしております。

12ページに戻りますが、下段の款16県支出金を御覧ください。項2 県補助金、目1 総務費県補助金でございますが、町制施行40周年事業の実施に伴い、埼玉県のふるさと創造資金の交付が年度途中で見込めることとなりましたので、ふるさと創造資金として370万円を新たに計上するものでございます。

次に、13ページを御覧ください。下段の款19繰入金でございますが、項1 特別会計繰入金、目3 介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計における令和5年度決算の精算分として、一般会計へ返還いただく予算でございます。補正額は3,851万7,000円でございます。

次に、14ページになりますが、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金につきましては、本年度予算において剰余分が生じたため、こちらの予算を減額させていただきます。補正額については、2億5,615万1,000円の減額でございます。

次に、款20繰越金でございますが、前年度からの繰越金の確定により、1億63万1,000円を増額させていただくものでございます。

次に、款21諸収入でございますが、項6 雑入、目1 雑入に、最下段の新型コロナワクチン接種に係る助成金を見込むため、新たに新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金に1,918万2,000円を計上させていただきました。

次に、15ページを御覧ください。款22町債でございますが、項1 町債、目7 消防債については、指定避難所の整備に伴い、緊急防災・減災事業債を活用するため、新たに1,720万円を計上し、また目11臨時財政対策債については、今年度の発行可能額が2,843万8,000円と確定したことによりまして、現計予算額との差額である356万2,000円を減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。初めに、17ページを御覧ください。款2 総務費、項1 総務管理費、目6 企画費でございますが、節18負担金補助及び交付金の集会所施設整備事業費補助金に153万4,000円を計上させていただきました。こちらについては、集会所の整備に当たり、町の補助金要綱で定める補助金を交付するものでございまして、今後整備予定の集会所については、伊古集会所、羽尾十三塚集会所、羽尾平集会所の3集会所となっております。

次に、18ページを御覧ください。款3 民生費についてご説明いたします。項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費でございますが、節19扶助費に調整給付給付金4,125万円を計上させていただきました。本年度一般会計補正予算（第1号）において、本事業に係る予算の議決をいただいたところではございますが、議決後に調整給付金の対象者を改めて精査したところ、対象者数が当初の見込みより上回っていることが判明したため、今回の補正予算において、現計予算額から現段階での不足が見込まれる額を計上させていただくものでございます。なお、対象者数については、約3,600人程度を見込んでおります。

次に、19ページを御覧ください。項2 児童福祉費でございますが、目1 児童福祉総務費のうち、歳入予算の説明で申し上げた児童手当制度改正に伴う事務費については、節3 職員手当等のうち時

間外勤務手当124万3,000円、節10需用費のうち消耗品費31万1,000円、節11役務費のうち通信運搬費20万2,000円となっております。なお、節19扶助費に児童手当費3,021万円を追加で計上させていただきます、児童手当の制度改正に伴い、支給対象者が拡大したこと等に伴う不足額が生じるため、補正するものでございます。

少し前後しますが、節18負担金補助及び交付金に、保育対策総合支援事業補助金936万円を計上させていただきます。こちらは県及び国の補助金を活用しながら、昨今の保育士の雇用確保に伴う補助金でございまして、保育士の負担軽減や離職防止を図るため、新たに保育支援者や保育補助者を配置した場合に、保育園等に補助金を交付するものでございます。

次に、節22償還金利子及び割引料でございますが、合計3,869万8,000円を計上させていただきます。内容については、主に令和5年度の事業実績額の確定に伴いまして、補助金の超過交付が生じていたことから、国及び県へ過年度分の補助金返還に係るものでございます。

次に、21ページを御覧ください。款4衛生費についてご説明いたします。節12委託料のうち、新型コロナウイルスワクチン接種委託料に3,282万1,000円を計上させていただきましたが、秋から主に65歳以上の高齢者を対象に、接種費用の一部自己負担を求めることにより、新型コロナウイルスワクチンが定期接種化されることとなりました。今回の計上に当たっては、65歳以上の高齢者の接種率を50%で見込み、委託料の計上をしております。

次に、款6農林水産業費についてご説明いたします。項1農業費、目5農地費、節12委託料に農村地域防災減災事業等委託料1,000万円を計上いたしました。こちらについては、ため池整備工法低減検討調査のための委託料となっております。県補助金710万円を見込んでおります。防災工事等を要する防災重点ため池数の低減と対策コストを縮減するための調査費として、ため池11か所を調査するための委託料でございます。本調査の実施により、今後のため池の整備に係る経費の縮減に取り組むものでございます。

次に、22ページを御覧ください。款8土木費についてご説明いたします。項2道路橋梁費、目2道路維持費になりますが、節11役務費のうち、町道補修作業員手数料には1,163万6,000円を計上させていただきます、主に町道の維持補修等を行うための作業員手数料でございます。その他関連予算として、重機借上料463万3,000円、町道補修用材料447万2,000円も併せて計上させていただきます。

次に、23ページを御覧ください。項5都市計画費、目6公園費でございますが、節12委託料の公園等植栽管理委託料に339万7,000円を計上し、公園等の施設における植栽管理や高木剪定作業を行うための予算でございまして、施設の適切な管理及び利用者の安全確保に努めるために実施するものでございます。

次に、24ページを御覧ください。款9消防費についてご説明いたします。項1消防費、目4防災費でございますが、節12委託料に指定避難所等整備設計委託料1,720万円を新たに計上させていただきます。こちらについては、指定避難所として指定されている町内の小中学校体育館のうち、

福田小学校、月の輪小学校及び滑川中学校の3校の体育館に空調設置工事を行うための設計委託料でございます。財源については、全額緊急防災・減災事業債を活用し、事業の実施を予定しております。今後については、令和6年度中に設計、令和7年度中に工事を実施する予定でございます。

目5災害対策費でございますが、こちらの時間外勤務手当をはじめとした各補正額については、8月に発生した短時間集中豪雨の対応に伴う職員の人件費及び食糧費でございます。

次に、25ページを御覧ください。款10教育費についてご説明いたします。中段の項2小学校費、目1学校管理費ですが、節10需用費については、各小学校の施設の修繕料等を計上させていただきまして、合計183万4,000円の増額でございます。

次に、26ページを御覧ください。節17備品購入費でございますが、学校管理備品等、月小に221万7,000円の計上でございます。こちらについては、月の輪小学校の小学1、2年生の移動式プロジェクター及びスクリーン等を購入するための予算でございます。

次に、項3中学校費でございますが、目1学校管理費のうち、節10需用費に合計296万5,000円を計上させていただきました。こちらの修繕料143万6,000円は、主に楽器の修繕費として、その下の修繕料（維持補修分）142万1,000円は、滑川中学校の校舎の設備に係る修繕料でございます。主なものとしては、照明のLED化修繕や定期点検による指摘事項に伴う設備修繕となっております。

次に、27ページを御覧ください。中段の項4幼稚園費、目1幼稚園費でございますが、節10需用費のうち修繕料（維持補修分）126万1,000円については、幼稚園のトイレ、床の排水改修や遊具の塗装修繕を予定しております。

また、節17備品購入費でございますが、幼稚園ICT機器（タブレット等）として61万2,000円を計上させていただきました。こちらについては、県の補助金である幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助金を活用し、幼稚園のICT教育の推進のため、新たにアイパッド端末の整備を行うための予算でございます。

次に、29ページを御覧ください。上段にあるのが項5社会教育費、目4図書館費でございますが、節10需用費のうち、修繕料（維持補修分）として122万9,000円を計上させていただきました。こちらについては、図書館の施設修繕費となりますが、館内の空調設備等の修繕となっております。

次に、款13諸支出金についてご説明申し上げます。目8まちづくり応援基金費でございますが、まちづくり応援基金積立金（前年度分）として99万円を計上しております。こちらについては、令和5年度中のふるさと納税受入額のうち、令和5年12月寄附分までは令和5年度中に基金積立てを行いました。受入額の確定により、令和6年1月から3月分の寄附額について基金積立てを行いたいものでございます。

次に、30ページを御覧ください。款14予備費でございますが、こちらについては71万5,000円を増額させていただきました。

以上で令和6年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。ご審議のほ

どよろしくお願ひいたします。

○議長（吉野正浩議員） 質問あると思いますが、暫時休憩します。再開は11時25分といたします。

休 憩 （午前11時11分）

再 開 （午前11時25分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中西議員、質問願ひます。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 中西でございます。質問させていただきます。

22ページですけれども、22ページの道路維持費と、あと次ページの公園費についてなのですけれども、こちらにつきましては、歳入の金額によってどの程度作業するかということを決めるということが進められているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願ひます。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、中西議員のご質問にご答弁いたします。

町道、公園の補修関係のお金だと思っておりますけれども、町道に関しては昨年度も約150件ぐらいご要望いただいております。ご要望いただいたものを全てできているわけではないのですが、今年度も既に8月末で65件ほど要望いただいております。その要望に対して迅速に対応できるよう、予算のほうを補正するものです。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質疑願ひます。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。あらかじめ、ある程度この程度でやるというふう決めてやるのが本来だと思っておりますけれども、補正でかなりの金額を補正している形だと思っておりますけれども、それは何か理由があるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願ひます。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、中西議員のご質問にご答弁させていただきます。

前年度実績で予算を組ませていただいてもよろしいのですが、要望に基づいてやっていますので、一応どのくらい要望が来るかということは新年度予算を組む段階では全然分かりません。9月補正において、今まで使った金額を月ごとに割り返して、12か月間使うことを想定し、また物価上昇分も加味して補正予算のほうで対応させていただきます。

以上、答弁いたします。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございませんか。

上野議員、質疑願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

まず、17ページなのですけれども、企画費のところ、集会所施設整備事業費補助金で先ほどご説明いただいて、伊古、羽尾十三塚、羽尾平の3か所が対象だということでした。こちらについて、具体的にどのようなことを行うのかを教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁をいたします。

先ほど説明もさせていただきましたけれども、3か所の集会所が対象となります。伊古集会所につきましては雨戸の修繕、次に羽尾十三塚集会所につきましてはトイレの改修工事、最後に羽尾平集会所につきましては屋根の修繕工事となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 修繕にそれぞれ必要な額について、それぞれの地域が負担する分と町の補助分というのがあるのでしょうか。もしあるとしたら、補助率、どの程度を町のほうで出しているのかをそれぞれ教えていただけますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁をいたします。

それぞれ工事を行うわけなのですけれども、その工事費、事業費、その2分の1を町として補助するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

次の質問に移ります。21ページをお願いします。農地費について、農村地域防災減災事業等委託料というところで、ここをご説明いただいて、ため池11か所の調査ということだったと思うのですけれども、これは当初予算ではなくて、なぜ補正で行うのか。ここで臨時的に入ってくる要素等、何か生じたのであれば教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

こちらの補助金を使って行う事業なのですけれども、県のほうで補正をいただいて、こちらで事業を行うということをお話をいただきました。そうした中で9月の補正をさせていただくという形になっております。県のほうも当初からなくて、途中で補正をさせていただいた、そして滑川町も補正をするという形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。この段階で補正が入るという理由は分かりました。

ため池の調査を継続してずっと行っているかと思うのですけれども、この調査の内容は、滑川町はため池が200か所近くあると思うのですけれども、これをどんどんやっていく中での11なのか、重点箇所を続けてきていると思うのですけれども、その重点箇所をどんどん続けていく中での11か所なのか。全部をやるつもりなのか、やる重点ポイントのうちのもう何割ぐらいが済んでいるのかとか、そのようなことを説明していただけますか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

こちらのほうは、防災減災重点事業の50か所を対象としてございます。そうした中、令和12年までに50か所のため池をしなくてはならないと。県のほうもそうした中で、今までやっている、今現在実施、工事まで進んだものというお話をさせていただくと、1か所のみになっております。伊古の地区の神戸沼が1か所という形になっております。12年までに10か所をしなくてはならないという話の中で、県のほうもこういった形で作業を進めたらいいかと。一個一個ため池を改修をしていくのではなくてというのをさらに突き詰めて、今年のこの事業でこういった形でやっていきたいかというのを考えていきたいというような趣旨の中で、今回委託のほうを行っております。

そうした中で11か所を今回計上させていただいて、こういった工事内容、こういった変更内容、今まで国のほうで指示してきたというか、国のほうでこういったほうがいいですよという工事内容があるのですけれども、そちらをさらにもう少し突き詰めた形で、うまく費用対効果が出るように、工事の内容も含めて改修を委託できればいいかなということで、こういった形で計上させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 50か所重点箇所があるというところで、それを進めていかなければいけないというところは分かりました。

毎年毎年少しずつ調査をしているという記憶をしております。これが例えば今年10か所済んだ、次の年10か所済んだということで、今10、20、30、40と来ていて、この11件というのが30から40件で、あと10件残っているのか。そういう調査のスケジュールの中での調査なのか。それとも、基礎調査はもう50か所全部終わっていて、次の段階に移るため、今工事というお言葉が出ましたが、その工事をするためにもう既にピックアップをしていて、工事の前段階としての調査なのかとか、そういう調査について、あと今まで来ていた調査内容に変化があったのかとか、そういうところをお聞きしています。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

基礎調査のほうは全部終わっております、50か所。そうした中で、今度は実施設計という形で、実際の工事に入るような設計を行って来ました。そうした中、県営事業で行っているため池の中で、やはり基礎調査、実施調査をするに当たって、工事をするに当たって、これは国のほうからの指示の中で行ったのだけれども、ちょっとやり過ぎではないかというものがあつたらしいです。そうした中で、今回補助金をいただいているのは県の補助事業でございます。県の補助事業の中で、国として事業をやらなくてはいけない中でも、さらに費用対効果を含めながら……含めながらというのは、費用対効果が出て、さらに工事として費用が安くなるような工法がないとか、その辺を選定する、選んでいく、そういった事業として今回の補助金をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

次の質問に移ります。22ページなのですけれども、先ほど中西議員が質問したところと同じになってしまうのですけれども、ここについて重ねて質問いたします。毎年というか、去年町道に関する要望は150件出ていた。今年8月末現在で65件出ているというところなんです。当初予算を組む段階で要望はまだ出ていないので分からないということだったのですけれども、毎年要望があるのであれば、今まで150件前後、例えば100件以上出ていて、今年がゼロということはないという見込みの下で当初予算等つくられるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員のご質問にお答えします。

当初予算については、うちのほうも前年並みで予算をつけていただくよう要望はしますが、いろんな兼ね合いで、ヒアリング等行った後、こちらの金額で当初予算となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。滑川町の予算の立て方として、今までは当初予測されていたものも、例えば当初予算で半分、そして補正で半分というような形で、当初予算にあらかじめ予定的にのせないというつくり方をよくされていたように思います。それだと非常に分かりにくいし、補正がいつも大きくなってしまっているので、当初予算にのせていこうというところのつくり方にだんだんってきているのかなと思っておりまして、私はその傾向は歓迎しております。

そんな中で、このような補正が出てきてしまっているのかなという感じがするのですが、なるべく予想されるものは初めのところに織り込んでいただくように、これは建設課だけだと難しいお話だと思いますので、総務政策課の財政担当を含め、していただくように、これはお願いと要望としたいと思います。

この項目について、引き続き質問なのですが、町道補修作業員手数料、それから補修用材料というところでのってきているのですが、町道の補修は業者さんに委託する場合というのも多いと思うのですが、この実際の作業員というのは具体的には誰になるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員のご質問にお答えします。

こちらの作業員は、具体的には建設会社の作業員です。この中で、また普通作業員なら普通作業員、車を運転することがある、重機を運転する場合は特殊運転手等、この中でまた少し分かれておるのですが、これは県の単価を利用して作業員手当のほうを支払っております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。23ページの土木費、公園費のところ、下から2行目、委託料、公園等植栽管理委託料339万円とありますが、これもここで補正で発生している理由と、あと公園の植栽管理というのは、滑川町は手がなかなか追いついていないというところを感じるのですが、この植栽管理の内容というところを教えてくださいませんか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員の質問にお答えします。

公園の植栽ですが、通常であれば低木や中木、これを中心に当初予算のほうは組んでやっており

ます。今回の補正については、これは何年かに1度、高木の状況を見て補正で要望をして、今回高木を中心に剪定のほうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。何年かに1度の高木についての管理ということなのですが、対象の本数、中低木と比べて高木というのは、町の中にあるのも本数は減るのかなとも思うのですが、高木の本数や、あるいは本数が分からなかったら、中低木に対する高木の割合とか、その辺の高木の状況というか、高木の本数に関わる情報というのを教えていただけますか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員の質問にご答弁いたします。

高木の本数は今ちょっと分からないのですが、確かに中低木と比べて高木のほうが本数自体は少ないように思います。ただ、高木の場合は1本やるのにそれなりに金額がかかりますので、高木が多くあるというと都第一公園ですとか、あとは区画整理の中の街区公園でもなにかまる公園だとか、そういうところには多く高木があると認識しております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。高木というのは、もし倒れたらということや落ち葉の広がり等、本当に管理が難しい面もあるかと思うのですが、一方でシンボルツリーになったりだとか、あと日陰を大きく落としてくれたり、あるいは風を防いでくれたりという機能もあると思います。何年か前に、森林公園の北口エリアの木が大分高木ということで強く上部を切られてしまったり、あと枝についても、自然樹形が美しい木だったと思うのですが、枝を落とされたりしてしまいました。なので、管理という面からも剪定、切っていくということは大事かもしれないのですが、木が持っている本来の樹形の美しさや機能というところも考え合わせて、そこにも価値を置きながら管理をしていただくように要望いたします。

次の質問に移ります。24ページの防災費のところです。指定避難所等整備設計委託料1,720万円、こちらが福小、月小、滑中の体育館に空調をつけるということだったので、これは前から少しお話が出ていて、国からの補助があるという案件であったように記憶をしていますが、国からの補助というものではないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁をいたします。

財政担当のほうでも国の補助等を検索をしたのですけれども、ないということですので、今回の補正予算には国の補助金のはせておらず、地方債のほうで対応するということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ちょっと経緯について確認をさせていただきたいのですけれども、この指定避難所等整備施設設計委託料1,720万円というのは、福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校の体育館に空調をつけるという工事でよろしいですね。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁をいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） これについては、国、文科省から補助金が出ていて、その補助金の年度がたしか令和6年度中なので、県内多くの自治体でこの夏休みにエアコンの設置工事というものをかなり多くの自治体で行ったという補助金のお話であったかなというように思うのですけれども、それと同じ話ということでよろしいですか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

学校施設の整備ということで、議会のほうでは以前、私のほうで答弁をさせていただいております。補助金を使つての空調の整備となりますと、上野議員がおっしゃるとおり、文科省の補助金になります。こちらについては、整備の条件で、体育館自体空間が広い建物になりますので、断熱の設備を設置しての空調設備の設置が必須になります。また、補助金についてなのですけれども、補助率が3分の1ということで、工事費に充てられる財源についても比較的少ない充当率になります。

それに比較しまして、今回の指定避難所としての空調設置の場合、緊急防災事業債ということで起債にはなるのですが、充当率が100%ということで、かかる事業費の100%が借入れができます。さらに、その償還額について70%、地方交付税の基準財政需要額の算定になるので、あくまでも交付額ではないのですが、需要額に70%、償還金の7割がそこに算定されるということで、より有利な財源になるという形で町のほうで判断をしていただき、今回は指定避難所の空調設備という形で、

その3校について空調設備を設置するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） よく分かりました。ありがとうございます。

対象の場所についてなのですけれども、今澄川さんがお話ししてくれた以前のところの話で、断熱設備が必要、またあまりにというか、古い体育館というのは建て替えや大規模修繕も予想されているだろうから、そこに新たな設備は多分つけられないというところなのか。断熱設備、そして古めの体育館にはつけられないというところで、この話は宮前小学校が外れていたと思います。

先日決算があったところで、4校1園長寿命化改修基礎調査業務というものがあまして、そこで劣化度の高いもの、劣化している物件というところで、福小校舎、宮小体育館、滑中体育館も入っていました。こちらに空調をつけるのは、宮小は劣化度が古いというところに入っていないのですけれども、滑中はこちらには入っています。そこら辺の判断の差というところを教えてくださいませんか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

昨日の4校1園の長寿命化改修基礎調査の中でもお話ししたとおり、建物の劣化状況については、建築年、それから躯体の健全度、劣化状況、整備のレベルと4つの観点で調査をしています。その4つの観点を比較のうち、今学校施設の中で最も劣化状況が点数が悪くて改修が必要だということが分かったのが昨日お話ししたその3つの建物になります。

そのうち、上野議員がおっしゃったとおり、宮前小学校については長寿命化ではなく移設を予定しておりますので、宮前小学校の体育館も指定避難所ではあるのですが、今回の空調設置の対象から外しています。

滑川中学校につきましては、老朽化は進んではいるのですが、長寿命化改修をすることで長寿命化が見込まれると、そういった調査の結果からも出ておりますので、滑川中学校については今回空調設備を設置して、避難所としての機能を向上させるという判断をさせていただきました。

また、以前にもお話ししたかと思うのですが、避難所という性格を考えたときに、町の南部、北部、中央部という形で3つに分けて、それぞれの避難所を確保するという意味も含めまして、福田小学校、滑川中学校、月の輪小学校と、この3か所の選定をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。では、宮小体育館が入ってきていないのは、今申

し上げた4校1園長寿命化の調査による劣化度によるものではなくて、宮小の体育館は移設が前提とされているからで、ほかの体育館について、滑中のほうは長寿命化で今の躯体を使う。でも、宮小体育館のほうは移設というものが前提とされているからという判断で、劣化度は少なくとも宮小と滑中の間の判断の差ではないというところでもいいのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

劣化状況は、やはり宮小の体育館のほうが低いです。中学校の体育館も低いのですが、宮前小学校の体育館の場合は、劣化状況プラス整備レベル、こちらのほうもかなり低くて、これを長寿命化をしても、その後の長期の使用に耐えられないだろうという判断をもって、宮前小学校は今回の対象から外させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。では、移設という前提ではなくて劣化度という、あと管理含めというところで、滑中よりも宮小のほうの方が状況としては悪いというところなのかなというところで理解いたしました。

ありがとうございます。私の質問は以上で終わります。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございますか。

あるようですが、暫時休憩後にお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時57分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。よろしくお願いたします。

まず、歳入のほうで、町税の個人所得割の3,000万円……

○議長（吉野正浩議員） ページ数は、阿部さん、何ページですか。

○5番（阿部弘明議員） 10ページです。

○議長（吉野正浩議員） 10ページですね。

○5番（阿部弘明議員） はい。10ページお願いたします。個人所得税の3,000万円、この増額になっ

た理由について教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

町民税につきましては、当初課税が5月、6月終了したことから、令和6年度の課税額がほぼ確定したため、予算額との差額を補正するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 同じページで、地方交付税、普通交付税1億5,859万6,000円と、この増額の理由についても教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をいたします。

普通交付税増額の主な要因でございますけれども、基準財政需要額のうち、スクールバスの開始に伴う小学校費の増額、それと令和6年度から新たに創設されました18歳以下の子どもの人口に応じて配分額を算定する子ども・子育て費の増額により増額となったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） この普通交付税の基準の見直しは、これからずっとそういうふうになるということですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をいたします。

今現在のところ、この基準の見直しが図られるかどうかということにつきましてはお答えすることができません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 次の14ページの繰入れのところには、財政調整基金からの繰入れということになっているのですが、2億5,615万円、これについてはなぜこういうふうな繰入れを行ったのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

当初というか、補正前の額が2億9,063万5,000円でした。決算額の確定によりまして、財政調整基金のほうの取崩し額を少なくするために、財政調整基金繰入金のほうに2億5,615万1,000円減額補正させていただいたということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） この結果、この財政調整基金は今幾らになっていますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をいたします。

この補正によりまして、令和6年度末の残高の見込みは10億8,622万円程度になると見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。もう一度、先ほど質問で答えられているのですが、ちょっと中身を教えてもらえないかなと思うのですが、19ページの保育士の確保の件で支援事業が組まれているのですが、これの国、県からの補助というのはどちらになるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

今回補正予算を上げさせていただいております節18負担金補助及び交付金の地域子育て支援拠点事業費補助金から下の話になるかというふうに思います。こちらにつきましては47万円補正させていただきます。補助率としては国が3分の1、県が3分の1、町3分の1という形になります。

その下の一時預かり事業の補助金でありますけれども、こちらは5万4,000円補正させていただきます。こちら補助率は先ほどと同額の国、県、町がそれぞれ3分の1になっております。

あと、保育関係でいいますと、保育所の給食費の補助でありますけれども、こちらについては国の公定価格の関係で補正をさせていただいたもので、町の給食費の無償化による事業となります。

そして、その下の延長保育事業の補助金につきましては267万9,000円、今回補正させていただきました。こちらにつきましても、国、県、町で3分の1となります。

あと、その下の保育対策総合支援事業補助金ですが、936万円補正させていただきました。こちらにつきましては、補助率は国が2分の1、県が4分の1、町4分の1という形になります。

保育関係で、あとその下、1つ飛ばした下の病児保育事業の補助金4,000円を補正させていただきました。こちらにつきましても、国、県、町がそれぞれ3分の1の補助率となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 丁寧にやっていただいております。ここの保育対策総合支援事業補助金の936万円なのですけれども、これの中身をちょっと教えていただけますか、もう一度。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

保育対策総合支援事業の補助金でありますけれども、こちらにつきましては、保育士確保の困難課題を解消するため、保育士の負担軽減、離職防止を図るために保育支援者を配置する保育体制強化事業として実施するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 保育士が今不足しているということで、保育士の確保のための政策ではあるけれども、保育士として誰かが支援に入ってくれる人とか、その補助をする人とかへの補助ということなのですか。そもそもの保育士を確保するということではないのですか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

この事業につきましては、保育士を確保するための事業ではなく、阿部議員おっしゃったとおり、保育士の負担を軽減するための事業となります。これが保育体制強化事業となっております。保育士が行っている清掃等の事業、こういったものを行う支援者、また保育士の支援を行う支援者、そういった方を配置するための事業となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。

続いて、22ページの商工費、観光費、観光協会補助金22万円ということであるのですけれども、先日私のところにも観光協会の案内が来ていたのですけれども、あれは何か総会をやらないで書面でのというふうになっているのですけれども、観光協会というのはよく私理解していないのですけれども、こういったお仕事をやっていらっしゃって……ちょっとそれを教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

観光協会に関する仕事と、一概にちょっと言いにくいものがありますので、滑川町に電話が来たりとか問合せが来たりしたもので観光に関するものという話になると、全て観光協会のほうを問合せ窓口とかにしたりしております。そして、観光に関する発信としてホームページを使ったり、大きな事業で、イベントでお話をさせていただくと、滑川まつりをやったり、さくらまつりをやったりという形で協賛及び主催という形を行っております。そして、観光協会の会員さんは約100名ほどというふうに認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑をお願いします。

○5番（阿部弘明議員） その総会について、書面での総会になってしまっているのだけれども、それというのは規約上大丈夫なのですか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

理事会を実施しまして、理事会の中で書面議決という形が決定してございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） もしそういうことであれば、ちょっと規約を見直したほうがいいのではないかなと。誤解を招くような規約に、総会を年1回やらなければならないというふうになっているのではないかなと思うので、もしそういうことであれば、ちょっと見直したほうがいいのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

規約を確認させていただき、そちらのほうで不都合があるようでしたら変更のほうはさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） もう一つ、観光協会にお願いしたいのですが、森林公園の北口にある大きな観光協会の地図みたいのがあるのですが、あれはもう大分傷んでしまっているのか、もうほとんど案内の役割を果たしていないような感じがするのですが、あれをどうするかというのは何か計画があるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

阿部議員さんのおっしゃっているのは、藤棚の横の看板かと思います。そちらの看板は撤去に向けて今推進しております。本年度中に撤去するような形になるかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 撤去とは驚いちゃったな。ぜひ観光案内的なものは必要なので、どこかにそういうのを作る予定というのはないのですか。やっぱり駅の玄関口というところに、この町の特産ではないけれども、いろんなものを紹介するようなものとか、ハイキングコースだとか、何かないと歓迎しているという感じにはならないのではないかなと思うのですけれども。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

森林公園の北口、降りてすぐに比企尼の看板がございます。その横に小さい看板なのですけれども、観光協会にというか、滑川町の概要のところの部分の看板がございます。

そして、先ほどお話しした大きな看板なのですけれども、下の鉄骨で組んでいるところの部分、根元の部分なのですけれども、そちらのほうはかなり腐食しております。そうした中で危ないということがありましたので、そういった形で撤去するような形になっております。

今後、そのようなお話があった場合に、また観光協会の中で理事会等を含めながらお話をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。私の質問は終わります。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第66号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第3号）の議定についてを採決しま

す。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 全員賛成です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、議案第67号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

會澤町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、議案第67号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明申し上げます。

初めに、1ページをお願いいたします。

議案第67号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度滑川町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,946万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億726万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

滑川町長 大塚 信一

今回の補正ですが、歳入では、決算の確定による繰越金の増額や、歳出では、事業費に修正が必要となった項目について補正するものです。

詳細につきまして、6ページを御覧いただきたいと存じます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。款6県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金でございますが、高額介護合算療養費の令和6年度支給見込みの再計算を行ったところ、当初の積算に対し増額となり、それに伴う県の負担額も増加するための補正計上をさせていただきます。

款11繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、前年度の決算額の確定により差額の増額補正を行うものです。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと存じます。歳出についてご説明申し上げます。初めに、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節8旅費でございますが、事業実施に必要な研修会の実施回数の増加により3,000円の増額を計上させていただきました。

次に、中段の款2保険給付費、項2高額療養費、目3高額介護合算療養費、節18負担金補助及び交付金でございますが、高齢介護合算療養費については、8月1日から翌年7月31日までの1年間の国民健康保険と介護保険の自己負担額から算定しております。令和6年度支給見込額について算定したところ、支給額が不足するおそれがあるため、7万5,000円の増額補正を計上いたします。なお、財源については、先ほど歳入でご説明いたしました県の補助金で全額賄います。

次に、下段の款6保健事業費、項1保健事業費、目1保健衛生普及費、節18負担金補助及び交付金でございますが、県と各市町村が共同で行っております糖尿病性腎症重症化予防共同事業委託金の分担金になります。事業の実施費用の単価上昇に伴い、全体の事業費が増加し、各市町村の分担金も増加する見込みとなったため、国保連合会からの情報を基に20万3,000円の増額を計上するものです。

次に、8ページ上段ですが、款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険税還付金、節22償還金利子及び割引料でございますが、主に保険税をお支払いいただいた後に期日を遡って資格喪失された方への保険税を還付するための予算となります。例年還付している実績程度まで予算額を引き上げて今後に備えるため、100万円の増額を計上させていただきました。

次に、下段です。款10予備費を2,818万7,000円の増額とし、歳入との差額調整、差分調整をさせていただきますと思います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして討論を終結します。

これより議案第67号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、議案第68号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎高齢介護課長に提出議案の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第68号 令和6年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について説明申し上げます。

1ページをお開きください。

令和6年度滑川町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,622万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,622万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

滑川町長 大塚 信一

今回の補正は、主に令和5年度決算に伴います国、県、町への負担金の返還分及びこれに伴います歳入歳出額の補正を行うものです。

詳細につきまして、6ページをお開きください。歳入の項目について説明を申し上げます。款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金になりますが、令和5年度決算に伴い、介護保険特別会計剰余金9,622万2,000円を増額し、1億1,201万6,000円でございます。

続きまして、7ページをお開きください。歳出の項目について説明を申し上げます。款5地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業、目7認知症総合支援事業費になりますが、7万7,000円を増額し12万3,000円、合計618万5,000円で、認知症初期スクリーニングシステムの委託料となります。これは、認知症が心配になったとき、パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用し、認知症の簡易チェックができるシステムで、認知症の早期発見のきっかけとなることと考えております。

続いて、款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金になりますが、397万円を増額し、463万円でございます。令和5年度決算により、返還するための補正となります。返還金の内訳としては、国庫支出金返還金107万円、支払基金交付金返還金78万円、介護給付費負担金（県支

出金) 返還金212万円となっております。

次に、項3繰出金、目1他会計繰出金になります。3,851万7,000円を増額し、3,990万2,000円でございます。令和5年度決算による町へ返還するための補正になります。

最後に、款9予備費、項1予備費、目1予備費になります。5,365万8,000円を増額し、1億2,150万4,000円でございます。同じく令和5年度決算によるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉野正浩議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番(阿部弘明議員) 5番、阿部弘明です。質問、よろしくお願いいたします。

7ページの先ほど説明ありましたけれども、認知症初期スクリーニングシステム委託料7万7,000円というわけなのですが、これはどこかが何かそういうことをやっているところに委託をする。要するに、もういろんなことをやっていらっしゃるところがあって、それに委託するということなのですか。

○議長(吉野正浩議員) 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長(篠崎美幸) 高齢介護課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

前回の6月議会の一般質問におきまして、簡単な認知症の気づきチェックリストなど、本人、家族がチェックできるような環境を整えていきたいと答弁をさせていただきました。そこで、他市町村のことを調べまして、他市町村のホームページで簡単な認知症チェックができるところを見つけましたので、その業者を委託する予定で上げさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(吉野正浩議員) 阿部議員、質疑願います。

○5番(阿部弘明議員) これは、これからいろいろ告知されるだろうというふうに思うのですが、例えば「最近物忘れが激しくなったのですけれども、どうなのでしょうか」みたいな話がされるわけなのですか。そんな感じなのですか。ちょっとよく分からない……。

○議長(吉野正浩議員) 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長(篠崎美幸) 高齢介護課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

今想定しているシステムですが、本人向けと家族介護者向けがございます。幾つかの質問がございます。そこにチェックを入れますと答えが出てくる形になります。結果とともに相談先が表示されるようになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（吉野正浩議員） 他に質疑ございますか。

赤沼議員、質疑願います。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼、質問をさせていただきます。

ページですと8ページ、予備費のところなのですけれども、今回繰越額が出まして、予備費のほうにも5,365万8,000円、補正がなされているかと思うのですけれども、これは予備費ですので、今後何かの急な使用が出た場合に使われるかと思うのですけれども、やはり介護保険料のことを心配しておりまして、介護給付費準備基金のほうにこの繰越しの中からは積立てができるのかどうか。もしできるのであれば、今後様子を見て、予備費を使う予定がなかったら給付費のほうに積み立てていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員のご質問に答弁いたします。

赤沼議員のご指摘どおり、予備費につきましては、次期の第10期介護保険事業計画のときに介護保険料を算出いたします。そのときに保険料の上昇を抑えるために、予備費から介護保険準備基金へ、この3年間積み上げていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質疑願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。1号被保険者の介護料の値上げをしないような形で、ぜひともお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして討論を終結します。

これより議案第68号 令和6年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第6、議案第69号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

會澤町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、議案第69号 令和6年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

最初に、1ページをお願いいたします。

令和6年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度滑川町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ623万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,297万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

滑川町長 大塚 信一

今回の補正については、令和5年度決算の繰越額の確定に伴うものとなります。歳入では、繰越金の増額、歳出においては、予備費の増額となっております。

詳細につきましては、6ページを御覧いただきたいと存じます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。款5繰越金でございますが、令和5年度決算による繰越金額に合わせるため、当初予算の繰越見込額との差額623万8,000円を増額いたしまして、合計1,323万8,000円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。7ページを御覧いただきたいと存じます。款4予備費でございますが、歳入の繰越金増額に合わせて同じく623万8,000円を増額し、合計805万7,000円とするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくご説明申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第69号 令和6年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第7、議案第70号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第70号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和6年度滑川町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和6年度滑川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げをさせていただきます。

支出、第1款事業費、3億7,814万8,000円、1,039万8,000円、3億8,854万6,000円。

第1項営業費用、3億5,857万8,000円、782万円、3億6,639万8,000円。

第2項営業外費用、1,797万円、257万8,000円、2,054万8,000円。

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,826万8,000円は、当年度消費税資本的収支調整額3,759万8,000円、建

設改良積立金4,067万円、当年度損益勘定留保資金1,000万円で補填するものとする。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げをさせていただきます。

支出、第1款資本的支出、4億1,674万3,000円、527万3,000円、4億2,201万6,000円。

第2項企業債及び他会計償還金、2,361万4,000円、527万3,000円、2,888万7,000円。

令和6年9月3日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正予算の内容について説明をさせていただきます。予算書最終7ページ、令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）事項別明細書を御覧ください。

初めに、収益的支出について説明いたします。款1事業費ですが、総額で1,039万8,000円の増額補正となっております。内容につきましては、項1営業費用におきまして、目2配水及び給水費、節6修繕費に、今後の緊急的な漏水対応のための費用として600万円の増額を計上させていただきました。また、節8材料費には、緊急修繕のための材料費として150万円の増額を計上いたしました。目3業務費、節7通信運搬費には、滞納整理による通知発送のための費用として32万円の増額を計上させていただきました。

項2営業外費用では、目1支払利息及び企業債取扱諸費、節1支払利息及び企業債取扱諸費に257万8,000円の増額を計上いたしました。増額の理由といたしましては、令和5年度借入れ分の償還額が確定し、予算に不足が生じたため、補正をさせていただいたものでございます。

続きまして、資本的支出についてご説明いたします。款1資本的支出、項2企業債及び他会計償還金、目1企業債及び他会計償還金に527万3,000円の増額を計上いたしました。増額の理由といたしましては、先ほどの3条予算の支払利息の増額でも説明をさせていただきましたが、令和5年度借入れ分の償還額が確定し、予算に不足が生じたための補正でございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第70号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第8、議案第71号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第71号 令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）の議定について説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和6年度滑川町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和6年度滑川町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げをさせていただきます。

支出、第1款公共下水道事業費用、3億9,232万4,000円、172万3,000円、3億9,404万7,000円。

第2項営業外費用、2,965万4,000円、172万3,000円、3,137万7,000円。

令和6年9月3日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正予算の内容について説明をさせていただきます。予算最終7ページの令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）事項別明細書を御覧ください。

款1公共下水道事業費用、項2営業外費用、目2消費税、節1消費税に172万3,000円の増額を計上させていただきました。増額の理由でございますが、令和6年度に支払う消費税額が確定したことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第71号 令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 全員賛成です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第9、議案第72号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

服部産業振興課長に提出議案の説明を求めます。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、議案第72号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

提案の理由でございますが、土地改良施設維持管理適正化事業（第44・45期生）羽尾平堰整備補修工事の請負契約を締結したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

それでは、議案内容について説明させていただきますが、次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求めるものでございます。

1、工事名、土地改良施設維持管理適正化事業（第44・45期生）羽尾平堰整備補修工事。

2、施工箇所、滑川町大字羽尾地内。

3、契約金額、6,050万円。

4、契約の相手方、住所、埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目1番7号、氏名又は名称、日本自動機工株式会社、代表者職氏名、代表取締役、古屋久昭。

令和6年9月3日提出

滑川町長 大塚 信 一

なお、工事の工期につきましては、令和7年3月31日までとしております。

次に、主な工事内容ですが、市野川にある平堰の老朽化したラバー堰本体を新たに交換し、附帯する電気設備工事を同時に行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第72号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第10、議案第73号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

福島建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、議案第73号 町道路線の廃止についてをご説明いたします。

提案理由ですが、既存の町道路線を廃止するため、この議案を提出するものです。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回の廃止をお願いする町道8105号線は、現状は道路としての形態はなく未利用であり、隣接地権者から払下げの要望があり、本路線を廃止するものです。

また、町道9299号線は、大字羽尾字十三塚の開発工事による町道の廃止によるものです。

該当2路線につきましては、別紙の図面、路線網図を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第73号 町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第11、議案第74号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

福島建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、議案第74号 町道路線の認定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、開発行為による町道付け替え計画に伴い町道路線を認定するために、この議案を提出するものです。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回認定をお願いする町道9299号線は、開発に伴い路線延長の変更が生じたため、改めて認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、別紙図面、路線網図を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。
これより議案第74号 町道路線の認定についてを採決します。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（吉野正浩議員） 全員賛成です。
よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。再開は2時15分でお願いします。

休 憩 （午後 1時59分）

再 開 （午後 2時17分）

- 議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎日程の追加

- 議長（吉野正浩議員） お諮りします。

ただいま大塚町長から議案第75号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉野正浩議員） 追加日程第1、議案第75号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

- 議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

- 町長（大塚信一） 町長、追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第75号 工事請負契約の締結については、(仮称)滑川町福祉センター建設工事の請負契約を締結したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議をお願いします。

- 議長（吉野正浩議員） 提案理由の説明が終わりました。

稲村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、議案第75号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

提案理由でございますが、（仮称）滑川町福祉センター建設工事の請負契約を締結したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議案を提案するものでございます。

議案の内容につきましては、去る9月6日の全員協議会においてご説明させていただいた内容と重なる部分もあるかと存じますが、改めて説明をさせていただきます。（仮称）滑川町福祉センターにおきましては、児童福祉法の改正によるこども家庭センターを設置することに合わせ、子ども第三の居場所、社会福祉協議会事務所の3つの機能を有するものでございます。

本事業につきましては、滑川町建設工事等入札参加資格審査委員会において、参加資格、入札方法等を決定し、8月27日に一般競争入札を実施いたしました。現在この入札結果に基づき、仮契約を締結しております。この仮契約を本契約とし、事業を着手するために議会の議決をいただきたく、本議案を上程するものでございます。

なお、契約金額につきましては2億6,378万円となっております。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員、質疑願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

予算よりは低い契約金額となったかと思いますが、その差についての要因分析等はされていますか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

補正予算でいただきました予算額よりも、今回入札額が低かったという点でございますが、こちらにつきましては、当初の予算額、満額を設計金額としたものではございません。今後、建設工事でございますので、変更等も生じることもございます。そういったことも加味しながら設計のほうをさせていただきました。その結果の今回の入札の価格となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 2度目の入札となっているわけですがけれども、1回目の入札と変えたことというのを、今回契約金額、入札が決まったわけなのでけれども、1回目は決まらなかったとい

う経緯があります。それで、2回目の入札となったのですけれども、そのところで変更した点と
いうのを具体的に教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

今回の変更の大きな要因でございますが、この建築物につきましては、建築確認を取っている関係で、構造上の大きな変更はございません。金額的なものは、資材または人件費が大幅に増加したこと、そういった材料費、労務費が今回の大きな金額になります。

ただ、町でも設計等を精査いたしまして、材料の材質等につきましては、少し低価格のものを選ばせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） この2回目の入札に対して何社、応札があったのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

今回の一般競争入札には、町のほうで公告をした後、参加の申込みが2社ございました。その後、1社辞退ということで、当日応札をした業者は1社という状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。討論いたします。反対の立場で討論をいたします。

今回、工事名、（仮称）滑川町福祉センター建設工事、そして契約金額が2億6,378万円というところで、工事請負契約締結の審議が上がっております。

この契約金額について、当初の予算からかなり上がっており、その経緯は物価上昇、建設資材の上昇ということですが、それだけでは説明し切れない上昇があると考えます。そのような経緯の説明の不十分、それからもとの積算の正確さに欠けるという疑いがあるところから、私はこの契

約の締結について反対をいたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、原案に賛成者の発言はありますか。

赤沼議員。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼。議案第75号 工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案は、あくまでも工事の請負契約を締結、このことについて求められているのであって、契約金額、契約の相手方がこれでいいかどうかということ審査するものでありまして、本件につきましては入札に付しての予算の範囲内の契約であり、議会に求められている地方自治法第96条第1項第5号、ここに照らし合わせても正当なものであるというふうに思いますので、本案について賛成の立場で討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして討論を終結します。

これより議案第75号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時29分）

再 開 （午後 2時31分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

ただいま大塚町長から、議案第76号から議案第80号までの5議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2から追加日程第6として議題にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、77号、78号、79号、80号までの5議案を日程に追加し、追加日程第2

から追加日程第6までを議題とすることに決定しました。

◎議案第76号の上程、説明、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第2、議案第76号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第76号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、紫藤昇委員の任期が令和6年9月30日をもって満了となるため、紫藤委員を再任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第76号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認め、議案第76号は質疑、討論を省略します。

これより議案第76号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第76号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第77号の上程、説明、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第3、議案第77号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第77号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、大谷弘子委員の任期が令和6年9月30日をもって満了となるため、大谷委員を再任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思っております。

○議長（吉野正浩議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第77号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認め、議案第77号は質疑、討論を省略します。

これより議案第77号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第77号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第78号の上程、説明、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第4、議案第78号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第78号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在の関委員の任期が令和6年9月30日をもって満了するため、新たに篠崎正敏氏を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思っております。

○議長（吉野正浩議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第78号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認め、議案第78号は質疑、討論を省略します。

これより議案第78号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第78号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第79号の上程、説明、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第5、議案第79号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

大塚町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第79号 滑川町教育委員会委員の任命についてでございますが、吉野さつき委員の任期が令和6年9月30日をもって満了となるため、吉野委員を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第79号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認め、議案第79号は質疑、討論を省略します。

これより議案第79号 滑川町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第79号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第80号の上程、説明、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第6、議案第80号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第80号 滑川町教育委員会委員の任命についてでございますが、飛田聡保委員の任期が令和6年9月30日をもって満了となるため、飛田委員を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第80号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認め、議案第80号は質疑、討論を省略します。

これより議案第80号 滑川町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第80号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第12、認定第1号 令和5年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてを議題とします。

本案については、決算審査特別委員会委員長より審査報告を求めます。

決算審査特別委員会、小澤実委員長、報告を演壇にてお願いします。

〔決算審査特別委員長 小澤 実議員登壇〕

○決算審査特別委員長（小澤 実議員） 8番、小澤実です。決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和6年9月10日、滑川町議会議長、吉野正浩様。決算審査特別委員会委員長、小澤実。

決算審査特別委員会審査報告。

本委員会に付託された事件について、次のとおり審査結果を報告します。

昨日9月9日に開催した決算審査特別委員会では、最初に第243回滑川町議会定例会において本委員会に付託された認定第1号 令和5年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてから審査しました。

本定例会第3日目の9月5日に、会計管理者である高坂会計課長から説明を受けた令和5年度滑

川町一般会計決算から特別会計の令和5年度滑川町国民健康保険特別会計決算、令和5年度滑川町介護保険特別会計決算、令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計決算までの4会計を委員ごとに一問一答で審査しました。

その結果、お手元に配付しました決算審査特別委員会審査報告書のとおり、全ての会計決算を原案のとおり認定することに決定しました。

詳細につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることを省略させていただき、後刻、会議録によりご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の審査報告とします。

○議長（吉野正浩議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。この決算に反対の立場で討論に参加をさせていただきます。よろしく願いいたします。

これまでの町の財政支出の特徴は、子育て支援に特化してきたことであります。60億円から70億円の財源の中から3億円近くの給食費無償化、こども医療費無料化のための予算を続けてまいりました。今では、学校給食無償化は全国約3割の自治体を実施するようになり、町の政策が全国に広がり、国にその実施を求める声がますます大きくなっていることは、この町の誇るべき成果だというふうに思います。

結果として、町は財政を投資的経費に予算を回せませんでした。ところが、令和2年度頃から町の財政状況が少し変化をしました。自治体財政のエンゲル係数とも言われております財政の余裕を表す経常収支比率が、これまで90%前後で推移したのが86、79、87%と少し改善をしてきました。

財政に余裕ができた町は、令和3年に約4億3,000万円、令和4年には3億7,000万円の財政調整基金の繰入れ、積み増しを行いました。結果、財政調整基金の残高は12億2,000万円になりました。財政調整基金は、近年いつ起こるか分からない大規模災害に備えたり、住民の最低限の暮らしを守るため、いざとなったときに残しておかなくてはならない大切なお金であります。

ところが、令和5年度の決算では、その財政調整基金を1億円崩し、公共施設整備基金に2億4,000万円が上積みされ、公共施設整備基金を残高3億6,000万円に増やしました。それが令和6年度予算でコミセン建設計画に3,410万円、福祉センター建設に2億500万円、福祉センター設計委託

料258万円が予算化をされ、さらにさきに行われました7月の臨時議会では、福祉センター建設費35%増の7,500万円の増額補正が行われました。この間この2つの箱物に使われた地方債などが合計で2億1,220万円、公共施設整備基金は計4,600万円、さらに今後新コミュニティセンター建設に公共施設整備基金から3億円、地方債から6億5,000万円が充てられる予定です。

公共施設整備基金は、本来公共施設全体の改修や長寿命化計画を進めるために充てられるべき貯金であります。それが結局、昨年度予算で行われた基金の1億円の取崩しと公共施設整備基金への2億4,000万円の積み増しは、結局コミュニティセンター建設と福祉センター建設に充てられるためではなかったかと、そう思わざるを得ません。

少し余裕ができたとはいえ、町の財政は依然として厳しい状況が続いています。今後も改善するとは思えません。高齢化が進み、民生費はさらに増加傾向が続きます。物価高騰は住民の生活を苦しめ、同時に町の財政も苦しめます。このようなときに、町の貯金を減らして借金を膨らまして毎年の返済額が増えれば、高齢者支援、物価高騰で苦しむ住民生活支援に手が回らなくなるのではないのでしょうか。

福祉センターへのパブリックコメントで示された町民の声は、多くが建設予定地が浸水想定地域であることでした。町長はそれを恣意的だと言いましたが、8月7日に起きた予期しない豪雨災害は、町民の不安が現実のものになってきたことを認めるべきではないのでしょうか。

さらに、本議会でその建設の根拠としているのが、総合振興計画にある複合施設建設をコミュニティセンター建設と読み替えていることも明らかになりました。複合施設とコミュニティセンターを同一とすることは到底無理があります。総合振興計画は、その後の公共施設総合管理計画で、その具体化が示されました。そこでは、町全体の生涯学習の場としてコミュニティセンターや図書館、スポーツ施設、集会所、学校などを結ぶ公共施設ネットワークのハブ、コントロールタワーとして、複合施設を位置づけております。もしコミュニティセンター建設の根拠を総合振興計画に位置づけ、複合施設として読み替えようとするなら、その大きな役割を担っている中央公民館審議会の意見を聞くことは必須条件ではないのでしょうか。

公民館は、社会教育法に基づく教育施設です。住民に開かれた教育機関であるという公共性を持ちます。公民館は、学習講座など学習機会の提供、討論会、講習会、文化スポーツレクリエーション行事など、学習文化サークル団体の利用を主な目的としております。学習の主体は、グループや団体、講演会などに参加する地域住民であります。さらに、公民館利用団体や自治会、PTAなど、地域諸団体が公民館運営審議会などを通じて、公民館の運営に関わり、住民参加による運営を行っているものであります。ところが、今議会で公民館の主体である住民の意見も聞かないで、基本計画づくりを進めてきたことも明らかになりました。これらから、そもそもコミュニティセンター建設を複合施設建設と言い換えて進めようとしても、コミュニティセンター建設の根拠が総合振興計画に基づかないものであることは明らかではないのでしょうか。

財源の裏づけも、その政策根拠もないこの2つの箱物建設は、ただただ町長の公約であったからとしか考えられません。もし公約実現のための政策であるとしたら、その公約を支持しなかった町民の合意を得られていないことになります。

さらに、公約を支持した町民もパブリックコメントで意見を述べているように、その建設予定地など建設計画の具体化の中で、このままでは支持できないという町民の合意も得られていないことになります。

さらに、これまで町の最上位計画、最上位の長期計画である総合振興計画を恣意的に読み解き利用し、自分の公約政策を行おうとすることは、行政の継続性を無視し、自分の公約を総合振興計画の上に置こうとする重大な問題ではないでしょうか。

町政の主人公は町民です。全ての町民が満足できる町政はもとより、できないことも明らかです。しかし、今回の2つの箱物建設は、今後半世紀以上にわたって利用され、子どもたちや孫たちに残す町の財産であります。

私は、本決算に反対して、本件についてもっと十分な時間をかけて、より多くの町民が納得できるよう、改めて計画を練り直しをすることを求めるものであります。

以上で私の討論を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 次に、委員長報告に賛成者の発言を求めます。

谷嶋議員。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 令和5年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について、賛成の討論をさせていただきます。

令和5年度の一般会計は過去3番目の歳入、歳出は過去2番目の大きな決算額であります。項目別に執行率を見ますと、執行率が令和4年度に比べて上がっているのは、衛生費が89.3%から5年度は95.5%に、農林水産業費も95.1%から5年度は99.3%に上がっており、大変よいことだと思います。全体の予算の執行率は96.5%になり、適正に執行されたと考えます。これも町の努力によるおかげだと思います。

また、滑川町の財政健全化比率の幾つかの指標を見ますと、全て標準をクリアしており、今のところ滑川町の財政は健全だと考えます。前日の決算審査特別委員会におきましても厳格に審議されました。また、適切に処理されていると監査報告もありました。

私は、令和5年度の一般会計及び特別会計決算の認定について賛成したいと思います。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論はありますか。

井上議員。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 14番、井上章です。議長のお許しをいただきましたので、令和5年度の決

算に関する賛成討論を行わせていただきます。

まず、今回提出された決算報告書を詳細に検討した結果、当初の予算に基づき各事業が計画どおりに進行し、大きな補正予算はありましたが、全体的に期待された成果を上げていることを確認いたしました。特に防災、子育て事業については、予算の適切な配分と効果的な執行により、地域社会に対して大きな貢献がなされたと評価しております。

次に、政策目標の達成状況ですが、当初掲げられた目標はほぼ達成されており、その効果が現れていることは明白です。具体的には、地域経済の活性化を図るための中小企業支援策やゼロからの創業塾、そしてインフラ整備の進捗が順調に進んでおります。

さらに、透明性と説明責任についても触れておきたいと思います。今回の決算書は非常に詳細かつ分かりやすく、住民や関係者に対する説明責任が十分に果たされていると感じました。監査報告でも特段の問題は指摘されておらず、透明性が確保されていると考えます。もちろん幾つかの改善点や課題も存在しておりますが、これらについては、今後の予算編成や事業計画の中で適切に対応していくことが求められます。

これらの課題を踏まえつつ、次年度以降も効率的かつ効果的な財政運営が行えることを期待するとともに、この決算を通じて私たちの地域がさらなる発展を遂げることを確信しております。

以上の理由から、本決算に対し賛成の立場での討論といたします。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして討論を終結します。

これより認定第1号 令和5年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてを採決します。

委員長の報告は原案のとおり認定であります。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時00分）

再 開 （午後 3時06分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） これより日程第13、認定第2号 令和5年度滑川町水道事業会計における剰余金及び決算の認定についてを議題といたします。

本案については決算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算審査特別委員会、小澤実委員長、報告を演壇にてお願いします。

〔決算審査特別委員長 小澤 実議員登壇〕

○決算審査特別委員長（小澤 実議員） 8番、小澤実です。決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和6年9月10日、滑川町議会議長、吉野正浩様。決算審査特別委員会委員長、小澤実。

決算審査特別委員会審査報告。

本委員会に付託された事件について、次のとおり審査結果を報告します。

審査は昨日9月9日、認定第1号の審査に続き、第243回滑川町議会定例会において本委員会に付託されました認定第2号 令和5年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを審査しました。

本定例会第3日目の9月5日に宮島上下水道課長から説明を受けたため、直ちに審査に入り、委員ごとに一問一答で審査しました。

その結果、お手元に配付しました決算審査特別委員会審査報告書のとおり、認定第2号を原案のとおり認定することに決定しました。

詳細につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることを省略させていただき、後刻、会議録によりご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の審査報告とします。

○議長（吉野正浩議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号 令和5年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを採決します。

委員長の報告は原案のとおり認定であります。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、認定第2号については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第14、認定第3号 令和5年度滑川町下水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを議題とします。

本件について決算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算審査特別委員会、小澤実委員長、報告を演壇にてお願いします。

〔決算審査特別委員長 小澤 実議員登壇〕

○決算審査特別委員長（小澤 実議員） 8番、小澤実です。決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和6年9月10日、滑川町議会議長、吉野正浩様。決算審査特別委員会委員長、小澤実。

決算審査特別委員会審査報告。

本委員会に付託された事件について、次のとおり審査結果を報告します。

審査は昨日9月9日、認定第1号の審査に続き、第243回滑川町議会定例会において本委員会に付託されました認定第3号 令和5年度滑川町下水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について審査しました。

本定例会第3日目の9月5日に宮島上下水道課長から説明を受けたため、直ちに審査に入り、委員ごとに一問一答で審査しました。

その結果、お手元に配付しました決算審査特別委員会審査報告書のとおり、認定第3号と原案のとおり認定することに決定しました。

詳細につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることを省略させていただき、後刻、会議録によりご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の審査報告とします。

○議長（吉野正浩議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより認定第3号 令和5年度滑川町下水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを採決します。

委員長の報告は原案のとおり認定であります。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、認定第3号については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

休憩します。

休 憩 （午後 3時13分）

再 開 （午後 3時14分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（吉野正浩議員） 日程第15、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、瀬上邦久委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（吉野正浩議員） ここで、大塚町長よりご挨拶をお願いいたします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たり一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会におきましては、令和5年度滑川町一般会計及び特別会計決算をはじめ、追加議案を含めた全20案件を慎重審議賜り、原案どおり可決、承認をいただきまして深く感謝を申し上げます。審議の際に町民の代表であります議員各位より賜りました多くのご意見、ご提案につきましては真摯に受け止め、今後の行政執行に当たって適切に対応してまいります。

まだまだ残暑が厳しい日々が続きますが、稲穂もたわわに実り、虫の音とともに着実に秋の足音が感じられてきました。秋は実りの季節であり、文化、スポーツの季節でもあります。町では町民スポーツ祭をはじめ、滑川まつりなど多くの行事を計画しております。

また、本年は町制施行40周年の節目を迎える年となります。町では10月27日に町制施行40周年記念式典を開催いたします。議員各位にも積極的にご参加をいただき、共に40周年を盛り上げていただければ幸いです。

終わりになりますが、町民の皆様が共に触れ合い、笑顔あふれる明るく元気な町を目指し、今後私のもットーであります「ピカッと輝く町づくり」に全力で邁進してまいりたいと存じます。

議員各位も健康には十分に留意され、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣言

○議長（吉野正浩議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。これをもちまして、第243回滑川町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

（午後 3時18分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

大変お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月10日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員